

広聴の記録

令和5年度



は　　じ　　め　　に

区政運営のための指針づくりや施策を実施するに当たっては、広く区民の意見や要望などを十分に把握し、可能な限り反映させていくことが重要です。

中央区では、多種多様な「区民の声」の把握に努めるため、各種相談事業、区政世論調査、区長への手紙、区政への提案などの広聴活動を実施しているところです。

この「広聴の記録」は、令和５年度の広聴活動をまとめたものです。

令和６年１１月

中央区企画部広報課

目 次

I	広聴事業のあらまし	1
II	各種相談	5
1	区民相談	7
2	法律相談	10
3	人権擁護相談	12
4	国の行政相談	12
III	意見・要望・提案・陳情	13
1	「区長への手紙」	15
2	「区長への手紙」統計	15
3	「区長への手紙」要約	17
	企画部	17
	総務部	18
	防災危機管理室	19
	区民部	20
	福祉保健部	25
	高齢者施策推進室	36
	保健所	38
	環境土木部	44
	都市整備部	59
	教育委員会事務局	61
	区議会議会局	69
	選挙管理委員会事務局	69
	監査事務局	69
4	「区政への提案」	70
5	要望・陳情書年度別所管別受付件数	71
6	要望・陳情書件名一覧	72

I 広聴事業のあらまし



晴海地域交流センター「はるみらい」

区では、あらゆる機会を通じて区民の意見・要望などを把握するため、個別広聴、集団広聴、調査広聴などの手法を用いて広聴活動を行っています。

《個別広聴》

1 各種相談

区民などからの問い合わせや要望・相談に的確、迅速に対応するため、平成16年4月に「まごころステーション」を設置し、「区民相談」を行っています。また、区民相談室において、「法律相談」、「人権擁護相談」、「国の行政相談」を実施しています。

令和5年度	問い合わせ	50,902件
	区民相談	1,606件
	法律相談	849件
	人権擁護相談	1件
	国の行政相談	4件

2 意見・要望・提案・陳情

区では、区民などからの意見・要望・苦情などを「区長への手紙」として受け付けています。料金受取人払いの「広聴はがき」を区内各施設に常設するほか、区ホームページから意見投稿ができる「Eメール君」、手紙、FAXなどにより、区民などから区政に対する意見や要望などを広く受け付けています。

なお、寄せられた意見や要望などは、直ちに関係部課に通知し対応を検討した後、速やかに投書者に回答するとともに、区長へ報告しています。

令和5年度	区長への手紙	630件
	要望・陳情書	29件

また、区民などから、創意工夫に基づく建設的な区政への提案を広く募集し、その内容を区政に生かすことにより、区民などの区政への参画と区民福祉の向上に資する制度として平成30年5月から「区政への提案」を実施しています。

令和5年度	区政への提案	提出件数	11件
-------	--------	------	-----

(内訳：受理 0件、不受理 4件、区長への手紙として対応 7件)

《集団広聴》

施設広聴会

区内在住・在勤者で構成された団体（5名～20名）を対象に、団体が希望する区内の公共施設の見学を実施し区政に対する理解を深めていただくとともに、見学後にアンケート調査を実施し、その結果を今後の施設運営の参考としています。

令和5年度	0件
-------	----

《調査広聴》

区政世論調査

区民の生活環境に対する意識、本区施策への評価および区政への意見・要望を把握し、今後の行政施策の参考資料とするため、昭和40年度から実施しています。令和5年度からは、回答者の負担軽減や利便性の向上を目的としてインターネット回答を導入したほか、外国人を含む区民を対象としました。

令和5年度も区内に在住する満18歳以上の男女個人を対象に2,000人を無作為抽出し、第53回区政世論調査を実施しました。

Ⅱ 各種相談



晴海区民センター

1 区民相談

平成16年4月から、本庁舎1階の「まごころステーション」で相談員が毎日、問い合わせや相談に応じており、気軽に相談できる場所として区民から親しまれています。

令和5年度の問い合わせ件数(案内含む)は50,902件です。問い合わせ件数を事項別に見ると「住民記録」が13,507件(26.5%)と最も多く、次いで「戸籍」が8,038件(15.8%)、「国保・年金等」4,162件(8.2%)「税務関係」3,935件(7.7%)、以下、「印鑑証明」、「子育て支援」、「建築」の順になっています。

相談件数は1,606件で、相談件数を事項別に見ると「相続・遺言」が378件(23.5%)と最も多く、次いで「家庭」が120件(7.5%)、「土地・建物」が110件(6.8%)、「借地・借家」が75件(4.7%)、以下、「金銭貸借」、「労働」、「損害賠償」の順になっています。

< 区民相談のあゆみ >

昭和44年12月	新庁舎建設に伴い区民相談コーナーを開始する。(2人体制)
平成2年5月	相談員3人体制となる。
平成4年8月	本庁舎1階東側に移転し、区民相談室に名称変更する。
平成16年4月	本庁舎1階「まごころステーション」で相談業務を開始。(4人体制)
平成22年4月	相談員3人体制となる。
平成26年4月	相談員4人体制となる。
令和5年4月	相談員3人体制となる。

令和５年度 まごころステーション事項別取扱件数

(単位：件)

相 談 内 容		問 合 せ ・ 案 内				相 談			合 計		
		来 庁		電 話	計	来 庁	電 話	計	通 常	延 長	計
		通 常	延 長								
総務	税務関係	3,768	122	45	3,935	4	5	9	3,822	122	3,944
	防災	372	5	2	379	0	0	0	374	5	379
区民	戸籍	7,763	268	7	8,038	15	1	16	7,786	268	8,054
	住民記録（外人登録等）	13,095	395	17	13,507	3	4	7	13,119	395	13,514
	印鑑証明	1,529	60	4	1,593	1	1	2	1,535	60	1,595
	消費生活	102	0	6	108	1	0	1	109	0	109
	商工・融資・観光協会	872	12	5	889	0	2	2	879	12	891
	地域振興（区民施設等）	178	0	1	179	0	0	0	179	0	179
	文化・生涯・スポーツ	396	29	0	425	1	0	1	397	29	426
福祉保健	障害者・生活支援	778	13	7	798	1	3	4	789	13	802
	高齢福祉・介護	1,026	7	9	1,042	1	7	8	1,043	7	1,050
	国保・年金等	4,048	102	12	4,162	2	2	4	4,064	102	4,166
	子育て支援（保育園等）	1,467	21	4	1,492	1	0	1	1,472	21	1,493
	その他・保健福祉関係	154	2	3	159	0	2	2	159	2	161
保健所（保健・衛生）		614	8	13	635	1	4	5	632	8	640
環境	清掃	97	1	5	103	2	3	5	107	1	108
	公害・環境	291	0	9	300	0	3	3	303	0	303
土木	土木管理	130	0	1	131	0	1	1	132	0	132
	道路・公園	775	0	6	781	1	6	7	788	0	788
	交通安全（駐輪場等）	196	2	5	203	1	3	4	205	2	207
都市整備	住宅	296	3	4	303	0	2	2	302	3	305
	都市計画	94	0	0	94	0	1	1	95	0	95
	まちづくり	15	0	0	15	0	0	0	15	0	15
	建築	1,330	3	5	1,338	2	2	4	1,339	3	1,342
教育委員会		355	1	3	359	1	2	3	361	1	362
その他の	家庭	1	0	8	9	13	107	120	129	0	129
	金銭貸借	1	0	7	8	7	56	63	71	0	71
	相続・遺言	3	0	30	33	44	334	378	411	0	411
	土地・建物	1	0	17	18	10	100	110	128	0	128
	借地・借家	0	0	5	5	3	72	75	80	0	80
	登記	1	0	4	5	2	19	21	26	0	26
	法務・訴訟	0	0	1	1	3	21	24	25	0	25
	労働	1	0	3	4	3	45	48	52	0	52
	損害賠償	1	0	8	9	7	40	47	56	0	56
	国関係	387	4	6	397	0	0	0	393	4	397
	東京都関係	280	2	9	291	0	2	2	291	2	293
	警察・消防関係	76	0	1	77	1	1	2	79	0	79
	その他	8,384	174	519	9,077	108	516	624	9,527	174	9,701
合 計		48,877	1,234	791	50,902	239	1,367	1,606	51,274	1,234	52,508

区民相談年度別取扱件数（上位10位）

	令和 5 年度総件数 1,606			令和 4 年度総件数 1,671			令和 3 年度総件数 1,479		
	相談事項	件数	比率	相談事項	件数	比率	相談事項	件数	比率
1	相続・遺言	378	23.5%	相続・遺言	300	18.0%	相続・遺言	222	15.0%
2	家庭	120	7.5%	家庭	103	6.2%	家庭	87	5.9%
3	土地・建物	110	6.8%	土地・建物	92	5.5%	土地・建物	66	4.5%
4	金銭貸借	75	4.7%	金銭貸借	78	4.7%	借地・借家	42	2.8%
5	借地・借家	63	3.9%	借地・借家	56	3.4%	損害賠償	41	2.8%
6	労働	48	3.0%	労働	37	2.2%	金銭貸借	35	2.4%
7	損害賠償	47	2.9%	損害賠償	29	1.7%	労働	19	1.3%
8	法務・訴訟	24	1.5%	法務・訴訟	25	1.5%	法務・訴訟	8	0.5%
8	登記	21	1.3%	登記	17	1.0%	戸籍	8	0.5%
10	戸籍	16	1.0%	戸籍	8	0.5%	登記	7	0.5%

2 法律相談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の三会に委託し、弁護士による区民の無料法律相談を対面で実施しています。

令和5年度の相談件数は849件で、事項別に見ると「相続・戸籍関係」が232件(27.3%)と最も多く、次いで土地・建物などの「不動産関係」が180件(21.2%)、「金銭・商事関係」が138件(16.3%)となっています。

この法律相談は、法律上の問題を抱える区民が安心して相談できる場として定着しています。

< 法律相談のあゆみ >

昭和27年	中央区・東京都・読売新聞社共催により日本弁護士会の後援を得て、日本橋共同作業所において都民法律相談を実施。(民生課所管)
昭和29年6月	中央区法曹会所属弁護士の協力により、中央区役所および日本橋共同作業所において区民法律相談を実施。(民生課所管)
昭和33年5月	月島支所設立に伴い法律相談開始。
昭和33年10月	中央会館設立に伴い相談場所が区役所から移る。(民生課所管)
昭和40年4月	生活館が都から区に移管され、引き続き法律相談を実施。機構改革により厚生部管理課所管となる。
昭和44年12月	新庁舎建設に伴い区民相談コーナー(平成4年8月からは区民相談室)が設置され相談場所が生活館から移る。(企画室所管となる)
昭和50年4月	法律相談業務を弁護士会へ委託し実施。(広報室所管となる)
昭和56年4月	組織改革により企画部広報課所管となる。

《 法律相談実施場所など 》

相談場所	相談日時	相談員
区役所区民相談室	毎週金曜日 午後1時から4時まで	弁護士2名
日本橋特別出張所	毎月第2・4水曜日 午後1時から4時まで	弁護士2名
月島特別出張所	毎月第1・3月曜日 午後1時から4時まで	弁護士2名
晴海特別出張所 (令和6年度から)	毎月第3木曜日 午後1時から4時まで	弁護士2名

* 日本橋・月島・晴海出張所の相談日が祝日・休日に当たるときは、別の日に振り替える。

法律相談年度別取扱件数

相 談 事 項	令和 5 年度		令和 4 年度		令和 3 年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
不 動 産 関 係	180	21.2%	159	20.8%	99	13.3%
金 銭 ・ 商 事 関 係	138	16.3%	111	14.5%	86	11.6%
相 続 ・ 戸 籍 関 係	232	27.3%	215	28.1%	208	28.0%
婚 姻 ・ 離 婚 関 係	89	10.5%	75	9.8%	68	9.2%
そ の 他	210	24.7%	204	26.7%	281	37.9%
計	849	100.0%	764	100.0%	742	100.0%

令和 5 年度 法律相談事項別取扱件数表（単位：件）

相 談 事 項		区役所 区民相談室	日本橋 特別出張所	月 島 特別出張所	計	分類計
不 動 産	土 地 ・ 建 物	49	20	19	88	180
	登 記	5	2	3	10	
	借 地 ・ 借 家	30	23	18	71	
	明 け 渡 し	5	2	4	11	
金 銭 ・ 商 事	商 事	1	1	0	2	138
	金 銭 貸 借	27	14	16	57	
	消 費 者 関 係	17	12	8	37	
	損 害 賠 償	23	7	12	42	
相 続 ・ 戸 籍	養 子	1	0	1	2	232
	親 権 ・ 後 見	3	1	2	6	
	扶 養	0	0	0	0	
	戸 籍	0	1	0	1	
	相 続	98	57	45	200	
	遺 言	15	4	4	23	
婚 姻 ・ 離 婚	婚 約	2	0	0	2	89
	内 縁	1	0	1	2	
	婚 姻	0	0	2	2	
	離 婚	41	23	18	82	
	認 知	0	1	0	1	
そ の 他	労 働	15	1	6	22	210
	人 権	6	1	1	8	
	訴 訟 関 係	11	4	7	22	
	交 通 事 故	2	1	5	8	
	そ の 他	75	37	38	150	
計		427	212	210	849	849

3 人権擁護相談

基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されています。

他人からの不当な差別や、人権が侵害されたりした時の相談に応じるために、法務大臣が委嘱した人権擁護委員による専門相談を実施しています。

この人権擁護相談は、昭和35年12月に法律相談から分離独立したもので、区民相談室において毎月第3木曜日（午後1時～4時）、人権擁護委員が交代で相談に当たっています。

《 人 権 擁 護 委 員 名 簿 》 （令和6年11月1日現在）

氏 名	就 任
小 澤 哲 郎	平成20年7月1日
渥 美 哲 夫	平成21年4月1日
平 賀 淳 子	平成21年4月1日
小 林 由 佳	平成27年7月1日
嶋 田 一 夫	平成30年7月1日
高 畠 希 之	令和2年7月1日
戸 井 誠	令和3年7月1日
川 義 郎	令和4年7月1日
秀 島 晶 博	令和6年1月1日

4 国の行政相談

国の行政に対する苦情や相談に応じるため、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、毎月第3木曜日（午後1時～4時）、区民相談室において、その解決・処理に当たっています。

《 行 政 相 談 委 員 名 簿 》 （令和6年11月1日現在）

氏 名	就 任
赤 熊 弥 生	平成27年4月1日
牛 嶋 智 春	令和3年4月1日

Ⅲ 意見・要望・提案・陳情



江戸バス

1 「区長への手紙」

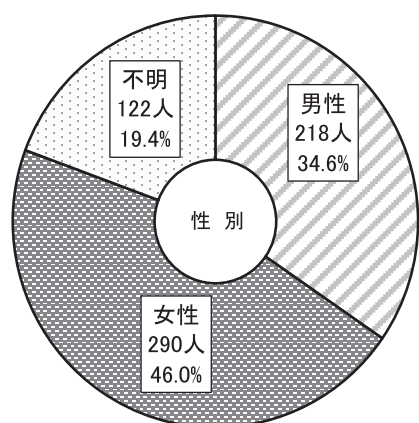
区では、区民などからの意見・要望・苦情などを「区長への手紙」として受け付けています。この「区長への手紙」を提出しやすいように料金受取人払いの「広聴はがき」を用意し、区の各施設に備えています。

平成8年度からはFAX、平成9年度からはホームページから投稿する「Eメール君」による投書も受け付けています。

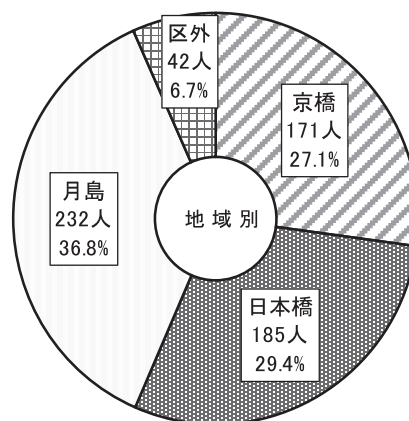
なお、寄せられた「区長への手紙」は、直ちに関係部課に通知し、その対応を検討した後、速やかに投書者へ回答するとともに、区長へ報告しています。

2 「区長への手紙」統計

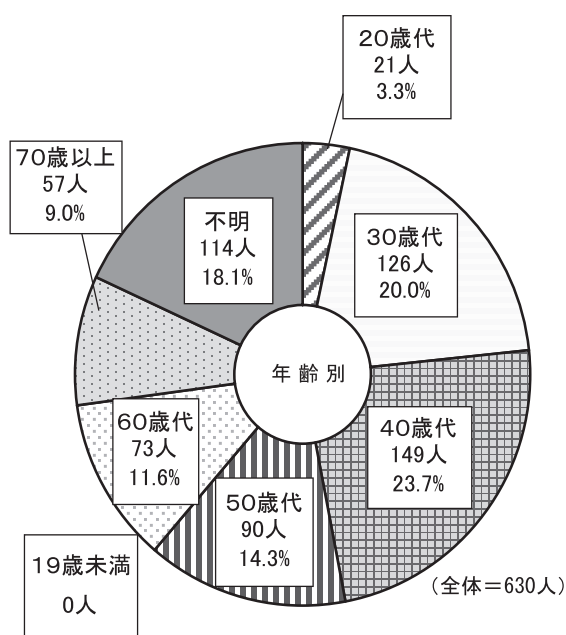
《提出者の属性（延人数）・投書種別》



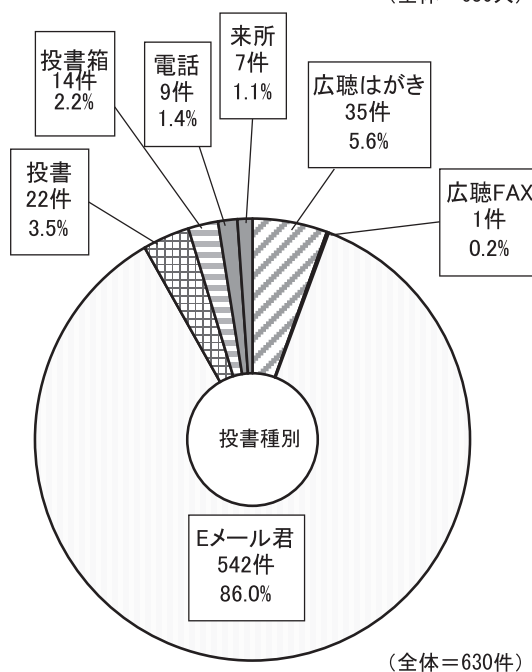
（全体＝630人）



（全体＝630人）



（全体＝630人）



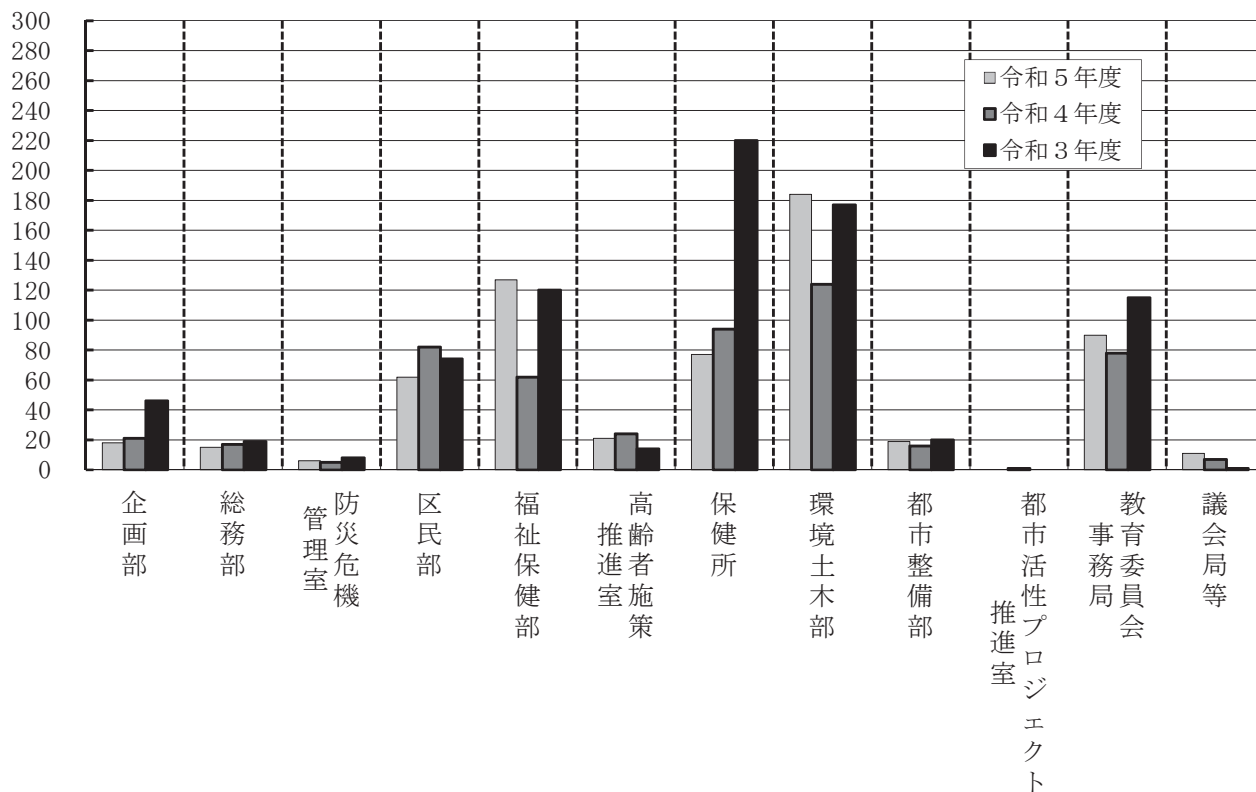
（全体＝630件）

「区長への手紙」年度別所管別受付件数

所 管	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
企 画 部	18	21	46
総 務 部	15	17	19
防 災 危 機 管 理 室	6	5	8
区 民 部	62	82	74
福 祉 保 健 部	127	62	120
高 齢 者 施 策 推 進 室	21	24	14
保 健 所	77	94	220
環 境 土 木 部	184	124	177
都 市 整 備 部	19	16	20
都 市 活 性 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室	0	1	-
教 育 委 員 会 事 務 局	90	78	115
議 会 局 等	11	7	1
そ の 他	-	19	35
計	630	550	849

※令和 4 年度から

(単位:件)



3 「区長への手紙」要約

企画部(18件)

月	日			投書種別
4	19	行政サービス改善のため、「スマート公共サービス」「子育てノンストップサービス」などの制度や、マイナンバーカードの活用に関して、早急にデジタル改革を実現してください。また、改革の実施意志・現状・今後のタイムスケジュールなどを教えてください。	原則3年ごとに策定している「中央区情報化基本方針」に基づいて、各種手続きのキャッシュレス決済、子育て・介護手続きの電子申請、ごみの分別に関するAIチャットボットの導入などを進めたところです。次期方針策定の中で、マイナンバーのさらなる活用による電子申請の拡大や、手続きの簡素化などを検討しています。	Eメール君
4	21	現在、区内の老人ホームは、新川と晴海の2カ所しかありません。旧京華小学校の跡地を利用して、老人ホームを増設してください。	旧京華小学校は、現在、ハイテクセンターなど複合施設として活用されています。また、令和5年10月には「リサイクルハウスかざぐるま八丁堀」を開設することとなっており、同地に特別養護老人ホームを整備する予定はありません。	投書
5	10	「区長への手紙(Eメール君)」を利用する際、文字のみの説明より写真や動画を添付したほうが、内容を正確に伝えることができます。個人情報やウィルス感染防止のためか、写真などは添付できません。気軽に利用できるシステムにしてください。	現在、区では情報セキュリティの観点から、投稿ページからの写真データなど添付できないシステムになっています。意見の補足などで画像の添付が必要な場合、広報課広聴係のメールアドレスをご案内し、こちらに電子メールで送信をお願いします。	Eメール君
5	15	本の森ちゅうおうの横にある空き地が工事がされていないまま進入禁止になっていて利用されていません。通り抜けできるように開放されれば、平成通りのバス停が近くなり、バスの利用者が便利です。今後の予定を教えてください。	当該地は、都下水道局が所管する都有地であり、現在は下水道関連工事の工事用地として使用されています。区では、工事完了後に通り抜けできる通路の整備について申し入れを行っており、都からは、検討・調整を行っていききたい、との説明を受けています。	Eメール君
6	5	区の情報について、区民は情報のアクセス性と更新頻度を求めています。具体的な方法として、ツイッターを活用してください。ホームページの最新情報や地域活動をツイッターで同時に発信すれば、情報を素早く得ることができ、区民の生活向上につながると思います。	区では、平成24年からツイッターを運用していますが、区ホームページの最新情報は掲載件数も多いため、優先的に伝えるべき情報が埋没してしまうことへの懸念から、全ての情報をリアルタイムでツイッターに投稿することは考えていません。また、各団体主催のイベントは全てのイベントやその内容を把握することが難しいため、発信を行っていません。	Eメール君
6	12	LGBT法案が可決されると、これまでの女性用トイレの概念がなくなり、それを悪用した犯罪が起こるのではないかと懸念しています。子どもや女性を守るため、区のトイレは今までどおりの規定で確保してください。	区では、女性用トイレを廃止するという考えはなく、誰もが使いやすいトイレづくりを進めます。また、LGBTなど性的マイノリティの方々や社会の偏見やハラスメント、生活上のさまざまな困難に直面しやすい状況にあることも踏まえ、多様な性のあり方について理解促進を図ります。	Eメール君
6	26	「区長への手紙(Eメール君)」投稿フォームから以前の内容についての問い合わせができないので不便です。電話以外のメールなどから、以前の問い合わせ・回答履歴を参照して相談する方法はありますか。	「区長への手紙(Eメール君)」は、セキュリティ上の観点から返信を行わないシステムとなっており、入力内容は投稿すると手元に残らないため、必要場合は投稿前に印刷、またはパソコンなどに保存をお願いします。	Eメール君
6	26	区は、到達した請願書に対し、請願法第5条「これを受理し誠実に処理しなければならない」という義務があります。他自治体のように、請願書の受理通知を交付してください。	区では、「区長への手紙(Eメール君)」で寄せられたご意見・ご要望については、「区長への手紙」取扱要綱に基づき対応しているため、受理通知の交付を行っていません。	Eメール君
6	26	中央省庁では相次いで、自動暗号化ファイルを廃止する状況にあり、民間でも安全上推奨されていない方法を「区長への手紙」の回答の際に、使う理由を教えてください。	区では、令和4年に外部事業者などとのメールのやりとり「ファイル交換方式」を導入しましたが、この方式はあらかじめパスワードを送付するメールアドレスを区に知らせる必要があります。ご意見を投稿する方にお手数をかけてしまうことから、「区長への手紙」の回答には導入していません。	Eメール君
7	14	「区長への手紙」の対応について、要綱違反がありました。対応してください。	内容が「質問、問い合わせ」の場合、「区長への手紙」として対応せず、「問い合わせ」として、業務を所管する部署へ電子メールや電話などにより問い合わせがあった場合と同様の対応を依頼しています。今回の内容が「質問、問い合わせ」であったため、区長への手紙として対応をしていません。	Eメール君
7	20	リサイクルハウスかざぐるま明石町の移転について、移転先の京華スクエアで従来の利用者が利用できますか。現在と同様の利用者数は全く見込めないとします。	明石町に比べ月島地域からは若干遠くなりご不便をおかけしますが、京華スクエアは、地下鉄駅至近であり、本の森ちゅうおうにも近いことから、多くの方にご利用いただけたと考えています。	Eメール君
8	7	広聴係で守衛のような人を呼ばれました。以前、非常に大きな怒声で抗議していた人は呼ばれていませんでした。守衛のような人を呼ぶ例規などを示してください。	窓口において大声を出さないよう何度もお願いしましたが、引き続き騒ぐ行為や職員の正常な公務の執行の妨げになる行為があり、庁舎の秩序維持が必要と判断したことから、中央区役所庁舎管理規則に基づき、警備員の対応を依頼しました。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
9	25	インフルエンザ予防接種の情報を入手するため、区ホームページのトップページにて全角および半角でインフルエンザと入力しましたが、検索結果がありませんと表示されました。他にも必要な文言を入力しましたが、全く機能していません。改善してください。	E メール君
9	25	ホームページのお知らせ内容について、コンテンツの更新日時ではなく発信日を追記してください。	E メール君
10	30	最近個人のデータは資源のように扱われていることもあるため、公共の施設内での充電などは公費で利用者に供給するようにしてください。民間では自由に充電できる場所もあるのに、公共の場では禁止する張り紙が張られていて、落胆しています。	広聴はがき
11	30	「区長への手紙」の要綱に、回答の期限について記載があります。メールの收受と回答の日付時間は同様の取り扱いだと思うのですが、行政の例規にのっとった対応と理由を教えてください。	E メール君
1	15	月島特別出張所で法律相談の受け付けをした際、予約の一覧表や受付票が丸見えの状態でした。個人情報について、どういう意識で仕事をしているのですか。また、区はどういう指導、監督をしているのですか。	E メール君
3	26	マイナポータルに対応した申請を増やしてください。区のサイトに、区主催以外のイベント情報も記載してください。区主催のカルチャー教室を実施してください。区報をデジタルで配信してください。	E メール君
		区では、民間でできることは民間に委ね、官が果たすべき役割については市場原理が機能しない部分に限るなど、官民の最適な役割分担により、公共サービスの向上に努めていく必要があると認識しています。そのため、公費を使って公共施設で利用者が充電できるようにすることは考えていません。	
		「区長への手紙」については、取扱要綱の規定に基づき広報課が收受を行い、企画部長より対応依頼を受けた各部長が收受の日から1週間以内に提出者に対して回答しています。なお、原則として執務時間内に対応しています。	
		法律相談の受付業務は事業者に委託しており、契約上、秘密保持義務や目的外利用の禁止などの条項を設けるほか、従事者には個人情報保護に関する研修を行った上で業務を行っています。ご指摘の事態が生じたことを重く受け止めています。適切な取り扱いを改めて指導徹底し再発防止に努めます。	
		区のデジタル化は、中央区情報化基本方針に従い推進しており、各種手続きのデジタル化・オンライン化促進を主な取組と定めています。全手続きを令和8年度までにオンライン化していくことを目標としています。区主催イベント以外のホームページへの掲載は公平性などの観点から掲載していません。区報については、ホームページなどで発行情報を確認できます。	

総務部(15件)

月	日		投書種別
5	12	以前「区長への手紙」により問い合わせをしたところ、適切ではない回答がありました。地方法自治法などの法令違反ではありませんか。	E メール君
5	12	京橋プラザ1階の公衆トイレは、使用をためらうほど汚れています。以前も同様の要望をしましたが、現在も清掃員は数分で出てきます。汚れ具合をしっかりと把握し、徹底した掃除をするよう、区が指示・管理をしてください。	来所
6	6	窓口で「登録済みマイナポイントの確認がうまくできない」と相談したところ、個人的な問題だと言われました。このような対応は間違っているのではないのでしょうか。	E メール君
6	20	「公の施設」を管理する指定管理者に対して、刑法第7条が適用されることを明らかにしてください。	E メール君
6	22	憲法16条について「区長には請願に対する回答義務がある」ことを、明らかにしてください。	E メール君
7	4	情報公開コーナーについての実施要綱に、「資料目録を作成し一般の利用に供するものとする。」とありますが、供されていません。また、「収集した資料書架に整然と陳列し展示するものとする。」とありますが、できていません。	E メール君
		区では、マイナポイント支援窓口で、ポイントの申込状況の確認などのお問合せに対応しており、ご本人が携帯電話を持参された場合には、操作手順などの説明をするように努めています。今後、職員には、不快な思いをさせる対応がないよう周知、徹底を図ります。	
		指定管理者が刑法第7条の「公務員」の適用がされるかについての法解釈を問うものであり、回答する立場にはありません。	
		憲法第16条の規定により、区長に請願に対する回答義務があるかについては、区としては回答しかねます。	
		情報公開コーナーの各種資料や刊行物は、資料分類表に基づき分類番号を付して配架するとともに、資料目録を作成していますが、資料目録については現在記載内容を点検しています。また、展示については十分対応できているものと考えています。	

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
7	6	外国人学校生徒などの外国人保護者に対する補助制度について①特定の国の学校が対象の理由②他国の外国人学校に通う保護者からの苦情の有無③受給要件に所得制限がない理由④当該制度の周知不足ではないか⑤誰が定めた制度なのか⑥これまで支払われた補助金の額、以上6点について回答してください。	①昭和56年に区議会へ請願が提出されたため。②特にありません。③日本への納税、および日本の子どもと同様に教育が受けられるようにとのことで所得制限をしていません。④ホームページで周知しています。⑤昭和57年に総務区民委員会で採択され、区で実施しています。⑥過去5年分で1,550万円程度です。	Eメール君
7	21	条例などに、各「公の施設」に「指定管理者を置く」旨の規定があれば、その条例などの名称および条項を明らかにしてください。また、各「公の施設」の指定管理者による管理について、公共サービス基本法および競争の導入による公共サービスの改革に関する法律は適用されますか。	施設の管理を行わせることができる旨の規定を各施設の条例で定めています。なお条例の名称は令和5年3月の回答でお答えしました。また公共サービス基本法は適用され、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律は適用されないものと考えています。	Eメール君
8	14	期限がきた料金受取人払の郵便物や、切手を貼ってくださいと明記しているにもかかわらず切手を貼らずに送ってきた郵便物の不足料金を、なぜ役所が払うのですか。受け取り拒否でいいのではないですか。税金から払う必要はないと思います。	料金不足の郵便物について、区が受領を拒否することで各種申込みの期限が過ぎ、差出人に不利益が生じることがあることから、一部について区が不足分を負担することがあります。また、区は適正な財源執行に努めており、ご理解ください。	Eメール君
9	4	住民の中には、資産を持つ高齢単身者や夫婦が潜在しています。遺贈寄付という制度を知らない人もいますので、区が受け入れているのであれば、詳しい制度を「区のおしらせ」に掲載してはどうでしょうか。	区では遺贈寄付制度について区のおしらせに掲載する予定はありませんが、区民の方から相談があった場合、区の関係団体である「社会福祉法人中央区社会福祉協議会」を案内しています。	Eメール君
9	22	自治体では職務上の責任と報酬が一致することが一般的ですが、係員級であるが事実上課長や係長級職員に近い職責を果たしている職員もいると思います。適当な報酬を支給する理由は不正防止などの観点もあると思いますので、職務上の困難や事実上の裁量も考慮するとよいと思います。	区では条例において、「職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類する」としています。また、規程に基づき、年に一度職員の能力や業績から人事評価を実施しており、当該評価を職員の給与その他の人事管理の基礎として活用しています。	Eメール君
11	13	納税は何のためにするのですか。区の見解を教えてください。	区では、区民の日常生活と密接に結びついた多くの行政サービスを行っており、特別区税は行政サービスを運営するための根幹となる財源です。そのような特別区税について、地方税法・中央区特別区税条例に基づいて賦課し、納めていただいています。	Eメール君
1	15	行政不服審査法により審査庁である区長宛てに電子メールを送信しましたが、その回答は区長名ではなく、審理員にも指名されていない担当課の職員からの電子メールによる回答でした。審査庁である区長名で回答をしてください。	今回届いたメールの内容は、審査請求の手続きにおける通知の確認および催促でした。問い合わせや確認など法定の手続き以外のものについては、「審査庁中央区長」名での回答ではなく、担当者からの回答としています。	投書
2	26	戸籍謄本の申請やその他の相談のため区役所に行きますが、職員の対応が毎回とても親切で気持ちが良いです。	職員の対応について、お褒めの言葉を頂きありがとうございます。引き続き職員の接遇向上に努めます。	Eメール君
3	26	パソコンで申請書類の入力をしていますが、自署欄がある書類については、紙に印刷しなければいけないため不便です。各種申請書類の自署欄をなくしてください。	各種申請書の署名は、本人の同意、誓約または証明などを目的に記入していただいています。また、署名が法令等で定められているものもあり、全ての署名をなくすことは困難です。今後は個別に署名の合理性・必要性などを適宜検討していきます。	Eメール君

防災危機管理室(6件)

月	日			投書種別
4	19	震災の発生時、電力復旧後の通電火災に耐震ブレーカーが有効です。建物が崩壊せず火災も起きなければ、避難所に避難せずに済みます。中央区は被災通勤者保護のため、基本的に住民は自宅待機だと聞きました。各世帯に耐震ブレーカーの配布をお願いします。	大規模災害の教訓を踏まえ、各住戸内における感震ブレーカーの設置は極めて有効な対策となるため、区では区民向けにあつせん価格により感震ブレーカーを頒布しています。また、都では木造住宅密集地域における木造住宅を対象として、令和5年度に無償配布を実施する予定です。	Eメール君
4	21	以前問い合わせた、委託先へ適用される新型コロナウイルス感染症に関する産業別ガイドラインについて改めて教えてください。	問い合わせのあった「本の森ちゅうおう」の新型コロナウイルス感染症対策の業種別ガイドラインは、公益社団法人日本図書館協会が作成する「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」です。	Eメール君
6	26	「ちゅうおう安全・安心メール」は区内で起きた全ての犯罪が配信されていますか。配信されていない事件がある場合は、意図的に配信していないのですか。配信する基準は何か、どこの機関が決定しているのか、教えてください。	「ちゅうおう安全・安心メール」の防犯情報は、区内4警察署から配信される「メールけいしちゅう」の特殊詐欺被害などの情報のほか、直接区に寄せられた防犯情報を防災危機管理課で報告を受けた後に把握した情報の全てを配信しています。	Eメール君

3 「区長への手紙」 要約

月	日		投書種別
9	21	防災ラジオについて、名称および機種が変わった経緯を説明してください。また、2種類の試験放送がありますが、実際の放送では同一の内容で発信されますか。さらに、現在旧型ラジオを使用している者への周知はどのように考えていますか。	E メール君
2	1	図書館や区役所で、ついたてやマスク着用を継続しているところがあります。しかし、新型コロナウイルス感染症対策には、ついたてよりも適切な換気が重要です。またマスクについては、つけない人を排除するのは困りますが、既に着用義務はありません。一斉のやり方はすぐに廃止してください。	E メール君
3	19	火事などで消防車が出動する際、いつ・どこで火災などが起こっているかを速やかに把握できるようにしてください。避難が必要な場合、子どものいる家庭も多いのでリアルタイムに情報が得られたら良いと思います。他の自治体が実施していますので検討してください。	広聴はがき

区民部(62件)

月	日		投書種別
4	4	現在戸籍謄本を取得する際、窓口か郵送のみの対応のため、時間面と金銭面で非常に負担になっています。コンビニ交付を行うことにより、区民サービスの質の向上と、区役所内の単純作業の削減につながると思います。	E メール君
4	21	月島区民センターでイベントが行われた際、いわゆる密の状態で長時間待たされました。ホール貸し出し時の利用について、ガイドラインが守られていないと思います。新型コロナウイルス感染症第9波に備えて、対策をしているか教えてください。	E メール君
5	8	大銀座祭りを見に銀座に行きましたが開催されていませんでした。インターネットに5月5日開催と表記されていましたが詳細の表示がなく、5日朝の時点でも開催未定でした。区で開催される大規模イベントなので、詳細を周知するのが区や主催者の責任ではないですか。	E メール君
5	8	学生の勉強場所について、区の図書館の学習スペースだけでは、時間制限や席数、アクセスなどの面で不十分と感じています。区民館や社会教育会館などの会議室の1部屋を勉強場所として開放してもらえませんか。	E メール君
5	11	浜町スポーツセンターにある児童公園につながる入口が現在も閉鎖されているため、遠回りをして遊びに行っています。新型コロナウイルス感染症も落ち着いてきているので、入口を開放するようお願いします。	広聴はがき
5	22	戸籍のコンビニ交付を実現してください。都外から戸籍証明書を取得する際、郵便を使う必要があり大変手間がかかります。早急にコンビニ交付の実現をお願いします。	E メール君
5	23	毎週土曜日の夕方、中央小学校の施設開放を利用した団体の人たちが、喫煙スペースではないところで喫煙しています。近くには、公園や店舗もあり子どもたちが行き来します。学校施設を利用する方たちへの指導をお願いします。	E メール君
5	24	日本橋劇場を利用しています。以前は劇場利用者が可能であったイベント後のごみの廃棄ができず、全て持ち帰りになっており大変不便です。以前のように、ごみの廃棄ができるようにしてください。	E メール君

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
5	29	佃にあるスポーツクラブが閉鎖すると聞きました。閉鎖する施設を活用して、温水プールを地域の人が利用できるようにしてもらえませんか。	温水プールの運営には多額の経費を要するため、地域バランスなどを踏まえて設置・開放の是非を検討しています。月島地域には既に月島スポーツプラザと月島第三小学校に温水プールがあり、需要も満たされていることから、民間施設を活用した開放を行う予定はありません。	E メール君
5	31	家族の特定疾病療養受領証の手続きの為、特別出張所で説明を聞いたところ、窓口の職員から区役所に行けば手続きができと言われました。しかし、医師の意見書や申請書が必要で手続きはできず、二度手間になりました。必要最低限の書類を出張所に置き、職員は勉強してください。	出張所で取り扱いのできない手続きは、担当部署に確認し案内を行っています。今回は、職員と担当部署との連携がうまく機能しなかったことが原因でした。今後は職員の傾聴力向上を図りながら、同じ過ちを繰り返さないよう徹底します。また、申請書の用紙は、窓口で依頼いただければ担当部署より郵送します。	E メール君
6	9	区民スポーツの日のマラソンですが、スタートの際、周囲の方とスピードの差があるのは大変危険です。昨年はスタート順を抽選で決めていましたが、今後は、早く並んだ順か、事前に申告されたタイム順にするよう検討してください。	スタート位置の決定方法は、誰もが楽しむイベントという趣旨から、公平性の観点を重視し、抽選で決めることとしています。今後もスタート位置をはじめ、マラソン大会のより良い実施方法について、検討していきます。	E メール君
6	16	月島特別出張所にある充電設備を利用する際、駐車場が満車の場合の利用方法が分かりづらいです。駐車場管理員から一方的に非難され、不快な思いをしました。駐車場管理員への教育を要望します。	駐車場の受付業務は民間業者に委託しています。委託業者の責任者が行った聞き取りに対して、当該職員は不適切な発言を行ったことを深く反省しているとの報告を受け、二度とこのようなことが起きないように、社員教育の徹底を申し入れました。	E メール君
6	19	運動公園ができてから、近隣住民はストレスを抱えています。自転車の危険走行をする人が多く安心して道を歩けません。また、夜間に遊ぶ人の声や、休日の早朝からのスポーツ活動による騒音で、近隣住民は窓が開けられず、我慢しています。きちんとした管理をしてください。	土・日・祝日のスポーツ開放で利用しているサッカー協会の少年チームに対し、利用時の声出しや、来場時の自転車マナーなど、近隣にお住まいの方への影響に配慮した行動をとるよう注意喚起しました。今後とも打ち合わせの場などを通じて理解を促していきます。	E メール君
6	26	窓口で本人確認書類として、マイナンバーカードを提示したところ、担当者は画面で確認後にカードの表面をコピーしました。セキュリティの不安もあるため、①確認後にコピーを取る目的 ②コピーの保存や廃棄期限などの管理方法 ③本当に必要な作業なのか、以上3点を教えてください。	①証明書交付に際し、確実に本人確認を行った証左として日本橋特別出張所ではコピーを取っています。②キャビネットまたは倉庫に施錠の上、1年経過後に専門業者が運搬から処理完了まで徹底した管理の下、再資源化のため溶解処理をします。③今後の取り扱いについては検討します。	E メール君
6	27	忙しい時間を割いて、マイナンバーカードを受け取りに日本橋特別出張所に行きましたが、受付時間を2分過ぎてしまい、交付されませんでした。その時の職員の対応は、あまりにもマニュアル的でございでした。来所者の事情も考慮した対応をお願いします。	マイナンバーカード交付の際は、暗証番号などの初期設定が必要であることから通常一人20分程度を要し、状況によっては30分以上かかる場合もあります。窓口では終了時刻直前に来所者が集中する傾向にあり、受付時間までに来所するよう案内しています。また、適切で丁寧な接遇に努めるよう改めて指導しました。	E メール君
7	3	経営相談を利用しましたが、質問が2点あります。①区は会社設立の目的と関係のないクラウドファンディングを妨げる権限を持っていますか。②日本政策金融公庫で中央区の戸籍の有無を聞かれました。融資を受けるには制限がありますか。	①クラウドファンディングについて、区ではその実施を妨げる権限は持っていません。②戸籍登録について、区が金融機関に対し制限を設けていることはありません。	E メール君
7	19	経営相談を利用した際、中小企業診断士から横柄な態度で尋問のようなヒアリングを受けました。また、その診断士は、インターネットで検索できる知識しかありません。無料相談とはいえ、しっかり対応してください。	当事業の中小企業診断士には、必ずしも営業実績の経験を求めているため、ご希望に叶わぬ結果となってしまうことをお詫びします。今後は、予約の際にお客様の求める内容と合致しているか確認をより綿密に行っていきます。	E メール君
7	27	他区から転入してきましたが、もう少し出張所や窓口の場所を、増やしてほしいです。	設置場所は、歴史的経緯や地理的便宜性などを基に3地域と捉え、本庁のある地域外に日本橋特別出張所と月島特別出張所を設置しています。今般、晴海地区の人口増加に対応するため、晴海特別出張所を開設する予定ですが、さらに新たな特別出張所を開設する予定はありません。	広聴はがき
8	1	区内の各地で開催されている盆踊りについて、踊りを知らないとなかなか楽しめません。盆踊り練習会などがありましたが、タイミングが悪く参加できませんでした。YouTubeなどのオンラインで、盆踊りの踊り方を公開してほしいです。	区では、初心者の方向けに「これがお江戸の盆ダンス」を題材として振り付けを解説しながら練習会を実施していますが、オンラインでの発信は検討していません。なお、YouTubeでは、「盆踊りガイド付」などで検索すると、さまざまな団体が発信している踊りの振り付けをご覧になれます。	E メール君
8	15	総合スポーツセンターで、個人使用枠で卓球をしています。一緒に利用するのは会社員、主婦、介護をしている方ですが、皆さん時間を調整利用していました。最近、利用時間帯の変更があり、利用ができない方も出てきました。これまでの時間帯に戻してください。	当センターは利用率が高く、予約が取りづらい状況です。少しでも多くの方が利用できるよう、9月1日から試行的に利用時間を変更し、利用区分を増やすこととしました。すぐ元に戻す予定はありませんが、利用状況などを鑑み、今後の運用を検討します。	広聴はがき

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
8	16	区の盆踊り練習会で教わる「銀座カンカン娘」の振り付けが、他の盆踊りの振り付けと異なる理由を教えてください。できれば区内は同じ振り付けで統一してほしいです。区の振り付けは独自のものなので、廃止して主流の踊り方にしても問題ないと思います。	E メール君
8	16	月島地区にある店の多くが、外の歩道に椅子を並べて客を待たせています。さらにビールのケースや段ボールなども出しており、通行しにくい状態です。区から商店街連合会などに共有した方がよいと思います。	E メール君
8	21	毎週体育館の卓球場を利用し、体調も良くなっていました。しかし、9月から利用時間の変更があるとのこと、利用ができなくなります。今回の変更は保留し、利用者の意見を聞いてから変更してください。	広聴はがき
8	21	浜町スポーツセンター卓球場の利用時間が9月から変更になるとのことです。変更されると長年の仲間が、仕事や家庭の事情で利用できなくなります。利用時間の変更理由と統計的なデータを併せて、回答してください。	広聴はがき
8	21	小学校の温水プールを利用しましたが、トイレの便座の裏やシャワー室の扉の汚れ、トイレの臭いなど衛生面で不安を感じました。また、ドライヤーの風量、採暖室の温度、施設の案内についても気になりました。衛生面の改善を優先し、小まめな清掃をしてください。	E メール君
8	21	今年、シベリア抑留と東京大空襲を経験した親族を相次いで亡くしました。戦争経験者が減少している今こそ、平和都市宣言をしている区に平和資料館を造ってください。小中学生や区民が平和について考え行動する場になるとと思います。	広聴はがき
8	31	スポーツセンターの運営会社の対応が悪いです。ロッカーやシャワーの故障を伝えても対応が遅く、掃除が行き届いていません。またプールサイドの監視員について、居眠りをしていたり、人数が以前より格段に少なくなっていたりと、事故に対応できるのか不安を感じます。	E メール君
9	1	浜町スポーツセンターの卓球場を使用していますが、利用時間が変わり困っています。貸し切りが多く、個人の利用が少なくなり、時間も午前8時から11時と午前11時30分から午後2時30分で、20分前に受付に集合です。午前11時30分に参加すると昼食は食べられません。前の時間に戻してほしいです。	広聴はがき
9	1	地域活動をボランティアに頼らず、相応の対価を支払えるようにしてください。例えば、区民館の利用促進事業は、参加費が非常に安く、講師の人件費が計上できていないようです。	E メール君
9	22	区民スポーツの日の抽選について、毎年当選する人と数年に一度しか当選しない人がいる理由を教えてください。同じ区民として非常に不公平だと思います。正確な抽選倍率・抽選方法を公表してください。	E メール君
9	25	公共の集会施設は学びの場として利用されることが多く、Wi-Fi設備は不可欠です。区の集会施設は設備が整っておらず、設置されていても使用可能なルーターが1台しかありません。集会施設にWi-Fi設備を完備し、有料でも負担が少なく利用できるようにしてください。	E メール君
9	29	スポーツ施設の団体登録は15歳未満が不可ですが、納得できません。豊海テニス場は子どもの参加受け入れに積極的ですが、団体登録が必要です。子どもを含む4人での団体登録を可能にする、家族専用のコートを作るなど対応をしてください。	E メール君
		「銀座カンカン娘」の振り付けは、中央区民踊連盟の皆さまが振り付けされたものと伺っています。各地域での盆踊りの振り付けなどに違いがあることは把握していますが、各地域の特徴や考え方として尊重しており、理由は把握していません。	
		当地区の現状について、商店街連合会に共有しました。また、今後加盟商店街に対するマナー啓発などに取り組んでもらうよう依頼しました。区では、商店街連合会と協力しながら、皆さまが安心して暮らせる環境づくりに努めます。	
		当センターは利用率が高く、予約が取りづらい状況です。少しでも多くの方が利用できるよう検討のうえ9月1日から試行的に利用時間を変更し、利用区分を増やすこととしました。変更は保留できませんが、利用状況などを鑑み、今後の運用を検討します。	
		当センターの利用率は卓球場の98.2%など非常に高く、予約が取りづらい状況です。少しでも多くの方が利用できるよう、9月1日から試行的に利用区分と利用時間を変更することとしました。卓球場の利用可能コマ数は年間700コマほどの増となります。	
		開放の前後に更衣室、シャワー室、トイレなどの清掃を行っていますが、今後、さらに清潔を保つため従業員教育を徹底するよう指導しました。壁に固定のドライヤーの交換はすぐには難しいですが、採暖室や施設案内表示は、施設所管課と対応を協議します。	
		区では、「平和について考え行動する場」は大変重要と認識していますが、区有地に限りがあることから、新たな施設整備は困難です。そのため、「平和展」や「小・中学校巡回平和展」の開催、「平和祈念バーチャルミュージアム」の公開などにより、平和について考える機会を提供しています。	
		当センターは開館以来27年が経過し、老朽化が目立つことから、限られた予算内で順次修繕を行っています。指定管理者には研修などあらゆる機会を通じて清掃、監視員などスタッフの意識改革を図り、誠意を持った事業運営を行うよう指導しました。	
		当センターは利用率が高く、予約が取りづらい状況です。少しでも多くの方が利用できるよう検討の上9月1日から試行的に利用時間を変更し、利用区分を増やしました。すぐ元に戻す予定はありませんが、利用状況を鑑み、今後の運用を検討します。	
		区民館の利用促進事業は区の指定管理料を原資として行っており、参加費は材料費などの実費負担を超えない金額としています。講師の謝礼は参加費で賄っておらず、指定管理者から適切に支払っています。	
		マラソン大会の抽選は抽選ソフトを用いて行っています。抽選に当たっては、ファミリーの部を除いた種目で2年連続で落選されている方を優先的に当選とする救済措置を講じていますが、それ以外は厳正なる抽選を行っています。	
		各施設の利用目的に応じてWi-Fi環境の整備を行っています。引き続き利用状況を踏まえ検討するとともに、施設の大規模改修などの機会を捉えて安全なセキュリティ環境を構築し利便性向上を図っていきます。	
		豊海テニス場では団体登録をしている区民の親子での利用を認めています。こうした運用上の取り組みにより安全性の担保などの知見を蓄積しつつ、制度の変更を伴うようなご提案についても、他の施設への影響を踏まえ慎重に検討していきます。	

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
10	5	総合スポーツセンターの設備メンテナンスが十分にされていません。女性用スイミングロッカールームは鍵の故障や洗面台の汚れがあり、ウォーターサーバーにはカビが付着しています。センター全体の衛生面に問題があります。直接、申し入れをしましたが、改善が見られないので対応をお願いします。	Eメール君
10	10	区のおしらせなどに「マイナンバーカード」という記載がありますが、申請し発行されるカードには「個人番号カード」と表記されています。実際には存在しないカードであり、呼び名ではないでしょうか。区のみならず、都や国に改正をお願いしたいと思います。	Eメール君
10	11	本籍地が中央区の場合は、コンビニで戸籍謄本を取得できません。5年以上コンビニ取得に対応していないのだと思いますが、何か理由があるのでしょうか。また、コンビニ取得に対応する予定はありますか。	Eメール君
10	11	日本橋特別出張所でマイナンバーカードの電子証明書を更新する際、カードが読み取れず更新できないため、再発行する場合は手数料がかかると言われました。理解できず抗議しましたが、職員は国の決まりと聞き入れてくれませんでした。再発行の無料化と職員教育をしてください。	Eメール君
10	16	豊海テニス場で楽しくプレイしていますが、荷物などがあり自転車だとつらいので、豊海運動公園内に、公園利用者がバイクを駐車できるエリアを造ってください。公園入り口にある多目的グラウンドの手前や奥にスペースがあるので、通行の邪魔にならないように止めさせてください。	Eメール君
10	17	日本全国に設置されているポケモンマンホールを区に設置してください。設置することで国内外のファンが集まります。また、築地や銀座にゆかりのあるキャラクターにすれば、観光客だけでなく地元の人にも喜び地域が活性化化すると思います。	Eメール君
10	27	本庁舎のように、日本橋特別出張所を日曜日も開庁してください。	投書箱
11	24	メモリアルフォトコーナーについて、すてきなパネルなのに、パネル内の絵の見上げのような画角に反して床置きなので設置場所が低過ぎ、前に立つとほぼパネルが隠れてしまうのが惜しいと思います。1メートルほど高く設置して、平均身長の大人の男女が前に立った時にパネルも映えるようにしてほしいです。	Eメール君
11	30	区役所に住民票コードを確認しに行った際、有料で住民票を発行しないと教えられないと言われました。理由は生まれた時に一度通知しているからとのことです。他の自治体は、本人確認書類を持参すれば窓口で無料で教えています。有料でしか教えないのは住民サービスとして不適切だと思います。	Eメール君
12	12	普段から総合スポーツセンターのシミュレーションゴルフを使用していますが、半年以上故障の状態が続いています。施設の方から復旧の見込みはないと聞いていますが、家族の楽しみになっていたの、ぜひ修理を検討してください。	Eメール君
12	19	年齢別人口統計表について、年齢区分の上限が105歳以上となっていますが、105歳以上の人口の詳細も知りたいので、110歳から120歳までにしてください。	Eメール君
		当センターのメンテナンスが十分でないというご意見を真摯（しんし）に受け止め、設備の修繕や、専門の従業員による定期清掃の強化、現場スタッフによる点検など、直ちに改善を図るよう指示しました。今後とも当センターを気持ちよくご利用いただけるよう指導を徹底していきます。	
		「個人番号カード」と「マイナンバーカード」は同一のものを表しており、「個人番号カード」は「マイナンバーカード」の法律上の正式名称です。国、都および報道において広く使われ、一般的な呼び名である「マイナンバーカード」という名称を使用しないことは困難ですが、今回頂いた意見を国および都へ共有しました。	
		令和6年3月から、全国の自治体窓口で戸籍に関する証明書を取得できる広域交付が開始予定であり、本区もシステム改修準備を進めています。広域交付の開始により、サービス向上が図られると考えますが、コンビニ交付についても稼働後の状況を見定めながら導入の検討を行っていきます。	
		マイナンバーカードの再交付については有料と定められています。手数料の無料化の要望については、窓口で寄せられた意見として受け止めています。また、職員の対応については、温かみのある接遇を心がけるよう徹底していきます。	
		豊海テニス場へは、徒歩や公共交通機関、自転車での来場をご案内しています。自転車で来場の場合でも、豊海運動公園の駐輪場を公園利用者と共用していただいており、専用駐輪場や駐車場を設けることは困難です。ご不便をおかけしますが、自動二輪車での来場はご遠慮願います。	
		ポケモンマンホール「ポケふた」は、株式会社ポケモンが自治体と協働で企画し、実施しています。都内では、台東区に2か所、町田市に6か所、小笠原村に4か所設置されていますが、区では今のところ設置の予定はありません。	
		出張所や区役所の窓口は、平日に来庁できない方に配慮し、日曜日に本庁舎を開庁するとともに水曜日は午後7時まで延長して行っています。現時点では日曜日に来庁される方の需要に十分お応えできているものと認識しておりますが、今後とも利用状況を注視していきます。	
		パネルの設置は、安全面・耐久性を考慮し床に直置きすることとしました。今回のフォトコーナーは区で初めての取り組みであり、至らない点もあるかと思いますが、ご理解のほどお願いします。今後は、利用された方々の意見を踏まえ、配置について検討します。	
		区では、住民基本台帳法により住民登録のある方に住民票コードを付番し、通知書を郵送で送付しています。住民票コードは区民を識別するために設定されている固有の番号で、個人を特定できるためその取り扱いには慎重を期する必要があるため、複数回交付は行っていません。	
		経年劣化によりプログラムの不具合が生じ、ストロークモードが起動しなくなり、練習場モードのみで運用しています。また、修理部品がなく、機器の交換には多額の費用がかかる状況です。さまざまな工夫を通してスポーツを楽しんでいただける運営を行うよう、指定管理者を指導していきます。	
		電話にて「区の人口統計データは、国や都の統計データに合わせた。統計データを変更するには、有償でシステム改修をする必要があるため、国や都の統計データの変更や社会情勢などの各種要望に合わせて、集計方法の変更をする。」旨回答し、了承を得ました。	

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
12	20	月島スポーツプラザのプールを利用しています。施設の暖房が十分でなく寒いです。子どもも利用していて、寒いと言うので、暖かくしてください。水着で利用する所なので、風邪をひくと大変です。	室温・水温ともに30℃前後になるよう調整していますが、ガラス窓の面積が大きく、天井が高いといった構造上の理由で、室温が上がっていない時間帯もあります。空調を最大出力で稼働するよう指示しましたが、寒い場合は、採暖室をご利用いただくなどご協力をお願いします。	Eメール君
12	25	これまでDV支援措置の記載は「被害者・加害者」となっていました。11月に総務省から、その記載を「支援対象者・相手方」に改める通知があったようです。これを受け、区の対応状況について聞かせてください。	平成16年の支援措置申出の制度開始当初より、支援措置の申出をする者を「申出者」、申出者に対して加害者が判明または特定できる場合は「加害者」としていましたが、このたび、「加害者」としていた表記を「相手方」に改正しました。	Eメール君
1	5	佃区民館に行く際に自転車を使いたいのですが、駐輪場がありません。佃区民館の裏側の奥の方に、少しでもいいので駐輪できると助かります。	区民館は、敷地面積が限られていることや、複合施設に併設されていることから、専用駐輪場を設置していません。また、佃区民館の裏の敷地は施設関係者が業務で使用しており、駐輪場の整備は難しい状況です。自転車での来館の際は、近隣の区立駐輪場をご利用ください。	広聴はがき
1	15	はるみらいは、素晴らしくリニューアルされ良かったです。ただ、いつも利用するトレーニングスタジオのシャワー室には1カ所ずつカーテンがないので、プライバシーが保たれていないのが問題です。他の利用者も言っています。カーテンの取り付けを至急検討してください。	シャワーブースのカーテンについては、シャワーステーションの開放感のある空間を妨げるとともに、カーテンなどへの汚れやカビの発生が想定され、衛生的な状態で維持管理することが難しくなるため設置していませんが、今後、利用者のニーズを把握しながら、設置を検討します。	Eメール君
1	24	戸籍証明書を取得する際、区役所まで行く必要があり、特に平日の日中は仕事などで困難な場合が多いです。コンビニ交付システムは大変便利で、行政サービスの効率化にも役立つため、区でも導入してください。区民の利便性が大きく向上し、窓口の混雑緩和にもつながると思います。	戸籍法の改正により、全国の自治体窓口で戸籍に関する証明書を取得できる広域交付が令和6年3月から始まります。また、コンビニ交付サービスについても、広域交付の稼働後の状況を見定めながら導入について検討を行います。	Eメール君
1	29	スポーツの日のマラソン大会では景品のTシャツが一つの楽しみでもあり、子どもも気に入ってずっと着ていますが、今回のTシャツは子どもに不評で、全く着用機会がない状態です。今後は、胸元の表記は英語や、日本語でも単語のみにするなど、普段からの着用も見越したデザインにしてほしいです。	参加賞Tシャツのデザインは、事業者からデザイン案の提示を受け、過去のデザイン、色などと重複していないか、その年の大会コンセプトとマッチするかなど、総合的に判断し、毎年、「区民スポーツの日」実行委員会において決定しています。	Eメール君
2	2	月島で行われている水泳教室では、泳法が進化しているのに、指導方法が変わっていません。また、先生によって教え方が違ったり、ちゃんと泳げないのに先生をやっている方がいて、レベルが低いです。	当該教室は水泳連盟が独自に実施している事業で、指導方法や指導員の配置などについては、水泳連盟において検討し、運営されています。そのため、区として直接的に関与することはできないことをご理解願います。	Eメール君
2	14	伊豆高原荘を利用できる時間が取れるようになりました。楽しみは、温泉とおしゃべりと体を動かす遊びです。マージャン、卓球、ボッチャの用具がないので設置してください。特に高齢者には相談しながら数人で競い合うのは、頭も体を使うことになり良いと思います。	麻雀については、客室で使用するものをフロントで貸し出しています。卓球とボッチャについては、場所の確保が難しいため、導入していません。	広聴はがき
2	22	マイナンバーカードを利用して、コンビニなどで戸籍謄本を発行できるようにしてください。他自治体では導入が進んでいて、国でもマイナンバーカードの活用を推奨しています。速やかな導入をお願いします。	戸籍法改正に伴い、全国自治体窓口で戸籍に関する証明書を取得できる広域交付が令和6年3月1日に開始したことにより、サービス向上を図られるものと考えていますが、稼働後の状況を見定めながらコンビニ交付サービスの導入について検討を行っていきます。	Eメール君
2	29	入船湯が廃業すると聞きました。近隣住民や会社員が当該浴場を利用しています。また、高齢者も入浴を楽しみにしています。浴場を設置する計画を教えてください。	入船湯は入居しているビルの建て替えのため、令和7年3月末に営業を終了する予定です。新たな浴場の整備には建設や維持管理などの多大な費用が必要です。また、自家風呂所有率の上昇や近隣の公衆浴場が利用できることから整備する計画はありません。	Eメール君
3	5	京橋の平和の鐘の近くで、貸会議室・貸会場の仕事をしています。毎時間鳴る鐘の音について、利用者から気になるとの意見が寄せられ、予約の取り消しもあります。設置の趣旨は尊重したいので当社の希望する時間だけでも鐘を鳴らすのを控えてほしいと思います。	電話にて「平和の鐘の音楽は、コンピューターによりプログラム制御されており、変更するにはプログラム変更が必要であり、費用と時間を要するため、すぐには対応が難しい。また、音楽を楽しむにしている人もいますので、変更するには説明・周知が必要である。」旨回答し、了承を得ました。	電話
3	6	晴海の自宅近くは商業施設が少ないため、近隣地域の店舗に時間をかけて買い物に行っています。子育て中の家庭には負担なので、近くにスーパーマーケットを新設してください。	スーパーマーケットの出店は、事業者の責任において、立地条件や採算性などを考慮し、判断・決定されるものと考えます。区では、大規模再開発の際には、開発事業者に対し、生活関連店舗の整備など、周辺住民の要望を伝えることとしています。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
3	7	戸籍や住民票の交付を希望すると、申込書が別になっているため同じ内容を二度書かなければなりません。複写式の用紙を使うなど記入が一度で済むようにしてください。また、インターネットでの申し込みも導入してください。	投書箱
3	7	出張所で奨学金申請のために住民票の交付を受けた時、料金を支払いました。同じ目的で申請した課税証明は無料だったので、すぐに申し出たのですが、一度交付した住民票を無料にすることはできないと言われました。もっと柔軟な対応をしてください。	Eメール君
3	11	総合スポーツセンターの外壁に設置してある看板が色あせ、遠くから見た時に見づらく、夜間の照明も暗いので改善してください。館内の照明も暗い印象なので、外壁の看板の照明も同じくLED電球に交換してください。	Eメール君
3	15	親族の住民票の移動について、対応した職員から不正を疑うような不快な態度を取られ失望しました。改善してください。	電話
3	19	はるみらいについて、指定管理者が運営を下請け会社に丸投げしているのではないですか。要望を言っても、改善されません。区の施設なのに飲酒が容認されているなど、車椅子を利用している区民への配慮に欠けています。関係者から、直接回答を聞かせてください。	Eメール君
3	22	区のホームページに、区では戸籍の証明書のコンビニ交付を実施していないと書いてありますが、いつ頃コンビニ交付が可能になりますか。具体的なめどを教えてください。また、コンビニ交付の実施が検討されていないのであれば、その理由を具体的に教えてください。	Eメール君
3	26	ひがしねさくらんぼマラソン大会が、エントリー期間を延長しました。参加者が少ないのではないかと推測しています。バスツアーなどを企画すれば区民の参加は増えると思いますので、検討してください。	Eメール君
		戸籍謄本や住民票の写しは、請求に必要な記入項目に違いがあり、複写式の様式がなじまないため、申請書を分けて運用しています。また、インターネットでの申し込みは、証明書のオンライン申請の導入について検討を行っていきます。	
		今回の件は、住民票と課税証明書の請求者が異なること、住民票の請求者が若年者であり、窓口での聞き取りが不足であったこと、申出が会計後まもなくであったことなどから、徴収した手数料300円を還付しました。	
		外壁の看板については、当センターの顔とも言える部分であることから、修繕に取りかかるよう、指定管理者に指示しました。また、館内の照明については、今後の大規模改修工事の中でLED照明に交換していきます。	
		不快な思いを与えてしまったことをおわびします。当該職員に対しては、接遇についての指導を徹底しました。また、窓口で、お客様の態度などにより取り扱いが変わることがないように、区民への対応は全て公平・公正に行っています。	
		施設の維持管理など専門的な作業を他業者に依頼することはありますが、施設の運営を丸投げしている事実はありません。2階レストラン、4階のバーベキュー利用時は飲酒可能です。温暖浴スペースは土足禁止エリアで安全衛生上の観点から車椅子、ベビーカーなどの乗り入れを禁止しています。	
		戸籍法の改正を受け、全国の自治体窓口で戸籍に関する証明書を取得できる広域交付が本年3月から開始し、マイナポータルを利用したパスポートの申請をはじめ、行政手続きの省略が段階的に実施されます。コンビニ交付サービスの導入についても、広域交付の稼働後の状況を見定めながら検討を行います。	
		延長の理由は、参加者が集まっていないからではなく、期間を前倒した影響によるものです。中央区民の参加者についても、区オリジナルTシャツのプレゼントに多数の申し込みがあり、交流の輪は広がっています。ツアーは既に公認ツアーが整備されています。	

福祉保健部(127件)

月	日		投書種別
4	4	区の保育園に入園しましたが、入園式がなかったようです。地域の私立保育園では、実施しているようです。年度の節目や、新しい園児については希望者だけでも入園式を実施してほしいです。	Eメール君
4	5	以前から学童クラブが不足しているにも関わらず、増設されていません。学童クラブの増設や、小学校を利用するなどの検討をしていると、過去の質問で拝見しましたが、いつできるのか、明確な目標を定めて、速やかに計画を進めてください。	Eメール君
4	10	中央区の認可保育園は、下の子が1歳を迎える最初の4月に入園しなければ上の子が退園になります。そのため、まだ育休が取れるのに下の子を保育園に入れざるを得ません。幼児クラスは空きも多いのに退園させる理由は何ですか。ルールの変更を検討してください。	Eメール君
4	11	入園承諾書が届いていないと問い合わせた際、4月1日土曜日には届くと思うと言われました。土曜日の普通郵便配達廃止されています。いつもお客様に届くのか把握した上で発送するべきだと思いますが、区の考えを教えてください。	Eメール君
		入園式は、区立保育園では全園実施し、私立保育園に対しては、各施設の実情に応じ工夫して実施するようお願いしています。入園式の実施を一律に義務付けることは難しいですが、いただいたご意見は、私立園長会の場を通じて各施設に伝えます。	
		区では、おおむね1.2倍の人数までを利用可能とする「登録定数」を設け待機児童の解消に努めてきました。今後は、小学校に学童クラブを設置し、プレディとの一体的な運用を図るとともに、民間学童クラブの誘致を進めることで、放課後に安心して過ごせる居場所を確保します。	
		認可保育所は保護者の就労などにより、お子さまを保育できない場合に保護者に代わって保育する施設です。そのため、育児休業を取得されている場合には、保育所での保育を必要とする事由がなくなることから、原則として保育所の空きの有無にかかわらず退園となります。	
		ご指摘のとおり、入所承諾書が利用希望月の初日以降にお手元に届くスケジュールでは、確実に保育園に通うことができるのか不安な思いをさせてしまうことと存じます。今後は、入所希望月の前月末までにご自宅に届くようスケジュールの変更を行い、改善していきます。	

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
4	13	区立児童館に、区外在住で区内在学の場合は利用できるか問い合わせたところ、担当者から誤った情報を伝えられました。なぜこうした対応をしたのか、常にこのような対応なのか、説明と区側の見解を求めます。	E メール君
4	15	今年度から学童の利用を開始し、提供されるおやつが、健康的な補食とはいえない内容で驚きました。おやつ代は保護者負担であり、金額が低額なためだと思います。区も関わり、限度額の見直しをしてください。	E メール君
4	17	「きらら中央」の一時保育の定員数は、1歳児、2歳児クラスで同一です。1歳児クラスは毎月余剰がありますが、2歳児以上のクラスは利用希望が多く、利用が難しい状況のため、年齢別定員数を見直してもらえませんか。	E メール君
4	19	住所の変更手続きを行ったところ、「子どものための教育・保育給付認定」の変更については、別途「変更認定申請書」の提出が必要との説明を受けました。同じ区役所内で情報が他課に共有されず、二度手間です。改善をお願いします。	E メール君
4	20	過去に受診し、また現在通院している医療機関の診断により、社会復帰が難しい状態です。各医療機関に対して、カルテの開示請求をしてもらえませんか。	投書
4	24	別居、離婚で子どもと会えない別居親などが、同居親の同意なしに、保育園で面会交流することと学校行事に参加することを許可してください。許可できない場合は、法的根拠を教えてください。	投書
5	1	高齢者の難聴は認知症にもつながるとなっています。聴力検査は、個別に受診する必要があります。特に高齢者は、なかなか受診しません。認知症予防や、健康寿命を延ばすために、聴力検査を健康診断の必須項目にしてください。	E メール君
5	9	健康診断について、胃がん検診、大腸検査、乳がん検診、子宮がん検診は複数の検査方法で受けられるように、または選べるようにしてください。乳がん検診と子宮がん検診は20代、その他の検診は30代または40代から毎年受けられるようにしてください。	E メール君
5	11	聴覚障がい者に対する福祉は、補聴器の購入や手話の習得など、当事者の負担になっています。聴覚障がい者の問題解決のために、各所に手書きボードを設置するなど、健常者・行政・福祉側が行う制度の設定や改善を考えてください。	E メール君
5	16	第二子の育児休業中のため、1歳を過ぎた第一子の認証保育料補助金が対象外となりました。事業の目的は、保護者の経済的理由を減らすためと書かれています。また、区が子育て支援を推進するのであれば、この補助金の育休対象児童の年齢規定を廃止してください。	E メール君
5	19	病児保育がいつも満員なので、定員を増やしてください。先着順の電話予約は受付開始時間にかけれない人には不公平なので、ネット予約を導入してください。また、一時保育の登録受付が施設の窓口のみである点についても見直してください。	広聴はがき
5	19	子どもの通う私立認可保育園は、37.5℃以上の発熱があった時は、登園停止になります。厚生労働省の「感染拡大防止の留意点」から、発熱の定義は削除されているのに、区の認可保育園が、この定義を継続する根拠と意図を教えてください。	E メール君
		お子さまが区内の認可保育園に通っている場合、乳幼児クラブなど一部の事業を除いて区立児童館を利用できます。本件については、対応した職員の認識が不十分であったことが原因です。改めて全館に周知徹底し、適切な案内ができるよう職員に指導します。	
		学童クラブでのおやつ提供は、保護者の方が主体的に運営しています。区立の学童クラブは各クラブ同一の金額で実施しているため、特定の学童クラブのみ金額を上げることは困難です。おやつ内容は保護者の会で決めていただく必要があり、区も協力しながら対応します。	
		定員は、保育施設における0歳児と1歳児の待機児童が多い状況であったことや、歳児による発達段階、当施設の保育室の広さなどからお子さまを安心安全に保育するために設定しており、申込状況によって定員を変更することは難しいと考えています。	
		本件については、DVなど家庭の事情により住民票の住所と実際の居所が異なるケースや、別途送付先を指定している家庭もあることから、情報連携による影響を慎重に検討したうえでシステム改修を行う必要があります。個人情報保護制度に留意しながら、担当部署と協議していきます。	
		電話にて「個人からの依頼を受け、区が受任者として医療機関へカルテの開示請求を行うことは、行政運営上行っていない。」旨回答し、了承を得ました。	
		別居親による子との面会およびその他の交流は、一律の許可により実施されるのではなく、民法第766条の規定に基づく父母の協議により、児童の利益を最も優先し、保育園の平穏な施設管理を維持しながら実施します。	
		高齢者健康診査の検査項目は法律に基づいて定められており、聴力検査は含まれていないため、健康診査の項目として実施することは難しいと考えていますが、今後、高齢者が必要に応じて聴力検査を受けられる環境作りについて検討していきます。	
		本区のがん検診は、国の指針に基づき実施しています。指針では、死亡率減少効果が科学的に証明され、受診者への身体的負担を最小化できることなどを前提に実施しており、対象者の年齢と実施回数も定められています。このため、対象者や検査方法の拡充は考えていません。	
		区では、窓口に筆談ボードを設置するとともに、毎週金曜日には区役所本庁舎に手話通訳者を配置しています。また、手話通訳者や要約筆記者の派遣も行っています。	
		認証保育所保育料補助は、一定の要件に該当すれば、育児休業対象児童が1歳に達する年度の末日まで補助対象としています。なお、年齢規定の廃止は、補助制度の趣旨や待機児童などの保育環境を含め、総合的に判断すべきものと認識しています。	
		区内の病児・病後児保育事業は、従前から5割程度の稼働率で推移しており、おおむね需要は満たしていると考えています。事業の特性や各保育施設の運営環境の差異を考慮するとネット予約導入は難しいと考えています。	
		発熱時の対応は、国より示されている①38℃以上の熱が出た場合②朝から37.5℃を超えた熱があり、全身状態が不良である場合などのガイドラインに基づき、登園の可否は各園で判断されていますが、個々の家庭やお子さまの状況に十分配慮し、柔軟に対応するよう指導しました。	

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
5	22	あかちゃん天国にある授乳・飲食スペースが仕切られていないため、授乳中に飲食スペースに人が来ると、授乳している姿を見られてしまいます。これでは安心して授乳ができません。授乳スペースをカーテンなどで仕切るよう、至急ご対応お願いします。	このたびは、あかちゃん天国をご利用の際、不快な思いをおかけして申し訳ありませんでした。各施設、それぞれ広さが異なり、工夫しながら運営してきましたが、ご提案のスペースの仕切りについては、各施設ごとに、対応をしていきます。	E メール君
5	30	ベビーシッター利用支援事業について、四半期ごとに仕事の繁忙期が来る人にも、毎月定期的に利用することを求める月間上限制度とするのはなぜですか。また、午後10時から午前7時の時間帯にニーズが高い人もいますので、利用できるようにしてください。	区では、ベビーシッター利用支援事業は短時間の利用を想定し、それ以上の利用は施設型の一時預かり保育などの利用を検討いただければと考えています。また、深夜の時間帯の利用は、午後10時までですが、利用状況からもそれ以降の時間帯のニーズは少ないと考えています。	E メール君
5	30	前住所地では、身体障がい者手帳を持つ後期高齢者医療保険の自己負担は1割でした。中央区に転入後は、自己負担が2割になりました。自治体によって自己負担が異なる理由が聞きたいです。また、他自治体と同様の措置をしてください。	電話にて「東京都心身障害者医療費助成制度では、重度障害者となった年齢が65歳以上である方は対象外としている。都の制度であり、区では対応できない。」旨回答した。	広聴はがき
6	1	ベビーシッター利用支援事業の申請をしたところ、申請期限が過ぎていたため断られました。多忙や体調不良で申請や電話が遅れたことも考慮して、補助金を出してください。また、オンラインによる申請ができるようにしてください。	年度内に完結しなければならないという事業の性質より申請期限後の申請は受けかねます。また、オンライン申請については、単年度の事業という性質や費用対効果などから導入には慎重な検討が必要と考えています。	E メール君
6	2	ベビーシッター利用支援事業の助成について、締め切りを過ぎているので修正できないと言われましたが、手書きで修正をさせてください。手続きが煩雑なので、もっと簡素化してください。また、担当部署は、相手の気持ちに寄り添った対応をしてください。	申し出のあったのが5月8日で4月14日の提出期限を過ぎていますので、今回の修正はお受けできません。手続きが煩雑とのご指摘は、補助金を交付するにあたり省略できない書類です。また、職員の内心と受け取られる対応については、心よりお詫びします。	E メール君
6	9	一時預かり保育の利用の際の予約、変更、キャンセルの手続きは、現地に行き書類を提出しなければなりません。子育て中の利用ですから、子どもを連れての外出は大変です。インターネットや電話で手続きが完了できるよう利用方法を整えてください。	一時預かり保育は、仕事や通院、冠婚葬祭、リフレッシュなど保護者の方のさまざまな理由によりお子さまを預かる事業です。安全安心な保育のためには、窓口予約が適していると考えますが、オンラインによる予約受付などについても検討を進めていきます。	E メール君
6	12	常盤小学校など特認校にプレディプラスを設置する予定がないことに落胆しました。プレディがなく、学区内の学童は遠いため民間の学童を利用し、経済的な負担は大きいです。特認校であっても、学区内の児童はいます。プレディプラス設置の計画を他校と同様に進めてください。	特認校のうちプレディ未実施校への導入については、学区内の児童数の推移や利用ニーズなどを注視しながら、導入について検討しています。	E メール君
6	12	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に「国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する」と規定されていますが、区ではどのような支援施策を検討していますか。	区では、さまざまな不安や悩みを抱える女性に対して生活支援や就労支援を行っており、今後も支援策を一層推進し、多様で困難な問題を抱える女性が安心して相談できる体制を充実するとともに、女性の意思が尊重され、最適な支援が受けられるよう適切な支援を行っていきます。	E メール君
6	12	区内の公園で児童に暴行し逮捕された路上生活者が、最近釈放され、再びその公園に戻り、近くに自分の持ち物を置き始めているようです。今も被害にあった本人や、事件を目撃した子どもは強い恐怖心を抱いています。早急に環境整備や安全対策など、事前の対応をしてください。	区では公園内の一角にフェンスを取り付け、内部に物を置けないよう対策を取りました。引き続き路上生活者の人権に配慮しつつ、巡回相談などによる指導を粘り強く行うとともに、都や警察署などの関係機関と連携を図りながら、地域の環境向上や本人の自立支援に努めます。	E メール君
6	14	学童クラブは長期休み期間、午前8時30分開所のため、仕事の状況によっては調整や休暇の取得が必要です。実態調査や希望調査をする、試して短期間だけ開所時間を早めるなどの対応をしてください。今年度の夏休みからでも試験的に8時開所してください。	学童クラブを利用する児童は、保護者が児童より先に自宅を出る場合は、児童自身が鍵を閉めて自宅を出発し、一人で学童クラブに通う練習なども各家庭にお願いしているところです。児童一人ひとりがさまざまな経験を通じて自立できるよう考えています。	E メール君
6	14	兄弟姉妹で認可保育園に申し込みする場合に、下の子は育休を延長し、上の子のみ認可保育園に通わせることができる制度を作ってください。	認可保育所は保護者の就労などによりお子さまを保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設です。育児休業を取得されている場合には、家庭で保育が可能となり、保育所で保育を必要とする事由がなくなることから、利用することはできません。	広聴はがき
6	14	福祉タクシー利用券やリフト付ハイヤー利用券などの障害者支援サービスについて、利用対象者拡大をお願いします。現在「指定等級の各種手帳保持者」のみが対象ですが、「指定等級の各種手帳保持者と同等の障害を有する者」まで拡大してください。	福祉タクシー利用券給付の対象者は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級や障害の種類で判断しています。障害者手帳は身体障害者福祉法などで定められた一定以上の障害があると認められた方に交付されますので、区はこれを基準にサービスを提供しています。	E メール君

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
6	16	区内の公園で小学生に暴行した路上生活者が、釈放され元の場所に戻ってきているようです。検察は区の福祉機関と連携し再発を防止すると説明しています。区には、今までと今後の対応、被害者や学校、近隣への報告の内容について説明を希望します。	E メール君
6	21	後期高齢者医療保険の手続きが難しいので、手続きをまとめたページを作ってください。また、国保加入の際の均等割額の手続きについて、申請をしたのに保険年金課から申請が出ていないと言われました。区のミスなので注意してください。	E メール君
6	26	認可保育園に子どもを通わせていますが、先日、保育園から虐待通報をされ、子ども家庭支援センターからの訪問もあり、戸惑っています。区では虐待通報の指針がありますか。活発な子どものため、また傷やあざができれば通報されるのではと不安です。	E メール君
6	27	区立認可保育園では全ての園で「37.5℃以上の発熱から24時間以内は登園禁止」という規則を適用していますか。他区立保育園ではそのような規則がないため、勤務先で他区在住の同僚と異なり、自分だけ長く仕事を休まざるを得ません。対処してください。	E メール君
6	30	東京都は企業主導型保育所も第二子保育料無償化の対象としているのにも関わらず中央区では対象外となる理由と、それに伴う悪影響をどう受け止め、どう対応するのか、合理的に説明してください。	E メール君
7	5	病児保育を活用したくても定員が埋まっているため利用できないことが多々あります。区は人口が増加し、共働き夫婦の数は増えています。施設を追加するなど、病児保育枠の定員を増やしてほしいです。	E メール君
7	6	乳がん検査について、授乳中は区の検診助成はできないとのことで問い合わせたところ、断乳してから半年にするか、自費で受けてくださいと言われました。自費では受けられるのに授乳中は助成できないのはなぜですか。授乳中でも助成できるようにしてください。	E メール君
7	11	ポケット中央を利用していますが、面談の担当者が変わると言われました。今後も継続して、現在の担当者から面談を受けられるようにしてください。また、担当者が変わることになった経緯を説明してください。	電話
7	19	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区だけ1カ月12時間までしか利用できません。この制限が利用のハードルを高くしています。また、区だけ利用時間が午前7時から午後10時までです。子育て支援の改善のために、これらの制限を解除してください。	E メール君
7	20	区では学童クラブが不足し、待機児童が多いため、これから小学校にあがる家庭では不安を抱えています。学童クラブとプレディの一体運用が開始されますが、それでも足りない可能性が高いため、民間の誘致や民間との協力も含めて、早急に対応してください。	E メール君
7	25	精神的な疾患を持ちながら、障害者就労支援事業所を経て、このたび、一般の会社への就労が決まりました。区の障害者就職支度金が支給されることですが、その金額の少なさに失望しました。もっと日々の生活に苦しんでいる人の意見を聞き、実態に即した支援をお願いします。	E メール君
7	27	一時保育を利用しましたが、1時間800円は高く感じます。他の区は1時間300円で預けられます。ベビーシッターに対して助成がありますが、一時保育に対してないのはなぜですか。	E メール君
		区では、巡回相談などを行い指導や福祉サービスおよび施設の利用をご案内してきました。さらに、公園内の一角にフェンスを取り付け、内部に物を置けないよう対策を取りました。今後も路上生活者の人権に配慮しつつ、地域の環境向上や本人の自立支援に努めます。	
		会社健保から加入される方の必要となる手続きを網羅的に確認できるページなどの作成を早急に検討し、対応します。また、減免申請の処理漏れは、完全に職員間での連絡ミス、人的ミスであり、今後このようなことがないよう職員の質の向上に努めます。	
		区では、児童虐待対応ハンドブックを作成し、チェックリストに「体に不自然な傷やあざがある」という項目があり、早期発見のため躊躇なく通報するように呼びかけを行っています。昨今、児童虐待による痛ましい事件が発生しており、ご理解いただきますようお願いいたします。	
		発熱時の対応は、国のガイドラインに基づき園長が登園の可否を判断しています。ガイドラインに記載されている発熱時の体温は目安であり、一律に37.5℃以上であることをもって登園を控えていただくものではありません。	
		待機児童対策として認可外保育施設の利用を促進するため、都の第二子保育料についての補助事業を活用している自治体もありますが、本区の待機児童対策は、認可・認証保育所を中心に進めていることから、認証保育所以外の認可外保育施設は保育料補助の対象としていません。	
		本事業の特性上、需要と供給のバランスは感染症の流行などにより変動するため、それに合わせて保育室の拡充や保育士の臨時雇用など弾力的に対応することは難しい状況ですが、少しでも利用しやすい環境整備に向け引き続き検討を進めていきます。	
		本区の乳がん検診は、問診およびマンモグラフィでの検査方法となっています。そのため、授乳中および断乳後6か月未満の方については、乳腺がかなり発達していて厚く、正しい診断が難しいこと、圧迫時に母乳が出てしまうことを考慮して、検診対象外としています。	
		ポケット中央の電話相談、面談は担当制では行っておりません。配置されている職員がおのおのしっかりと誠意を持って対応しています。今回、法人として事業を円滑に運営するため人事異動の一環として職員配置の見直しを行ったものです。	
		本事業は、お子さまを預けたい方だけでなく、ベビーシッターと保護者との共同保育を希望している方も対象とし、継続的な利用を想定していることから、1カ月の利用上限を設けています。また、トワイライトステイの利用状況から午後10時以降のニーズは少ないと考えています。	
		区では、令和6年4月より小学校内に学童クラブを設置し、プレディと一体的に運用する「プレディプラス」事業を実施する予定です。また、民間学童クラブは、令和5年4月に開設したベネッセ学童クラブ月島に加え、来年4月に開設を目指して月島地域に学童クラブの誘致を進めています。	
		障害者就職支度金給付事業は、就職などにより自立される方への支援として、その準備にかかる経費の一部を補填（ほてん）しているもので、支給額については、国や他自治体を実施している類似事業を参考に設定しています。本事業の趣旨を理解いただき、ご活用いただけると幸いです。	
		廉価で利用できる他区の施設は利用制限がある場合もありますが、本区では利用制限をもうけることなく、ファミリー・サポート・センター事業を参考に分かりやすい料金体系としています。補助制度（保育の無償化）の対象です。	

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
7	31	子どもが区の認可保育園と認証保育園に通っています。定期的に勤務証明書を提出しますが、認可保育園と認証保育園で担当部署が異なり、同じ書類を二重で提出しています。データベース化して一元管理し、勤務証明書情報も共有して証明書提出は一回に集約してください。	E メール君
8	21	週末に2歳から未就学児の一時預かりを希望しても、予約が取れません。2歳未満と2歳以上では預かり人数や時間設定について差があり、2歳未満の枠は空いています。他の年齢で空きがある時は受け入れを可能とするか、2歳以上の預かり人数を増やしてください。	E メール君
8	21	区への転入にあたり、物件と保育園を探しています。保育園の転園について電話で問い合わせをした際の職員の態度が横柄で、受けた説明を区のホームページで確認したところ、手続きは現住所の区役所であることが分かりました。早急に正しい説明と転園申し込みの受理をお願いします。	E メール君
8	23	他区では認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の内容が改正され、37,000円から57,000円に引き上げられました。中央区は改正される動きはないのでしょうか。中央区は他区に比べ、子育て世代への支援が遅く、少ない印象です。他区と同様に57,000円に改正してください。	E メール君
9	4	子育てに関する施設利用助成は、どんな理由があっても事前の認定が必要で、さかのぼって申請はできません。子育てを支援する制度ならば、1年から2年はさかのぼっての申請ができるように、早急にシステムの変更を検討してください。	E メール君
9	6	障害者福祉課へ行きましたが、筆談での対応で手話通訳者を呼んでくれませんでした。手話通訳者を1階の窓口で呼ぶ必要があることを知らなかったため、筆談で時間がかかりました。手話通訳者について全職員に周知し、1階の目立つところに待機させてください。	E メール君
9	11	子どもを他区の保育施設に通わせていますが、補助金の拡大がないのは中央区くらいです。いつ補助金が拡大されるのでしょうか。とても住みやすく好きな区なので、引っ越しせずに通いたいと思っています。検討してください。	E メール君
9	15	担当のケースワーカーが、必要な連絡や必要書類の郵送などの仕事を怠り、改善しようとしません。担当のケースワーカーを代えてください。	投書
9	20	「紙おむつ等支援事業」について、転入日までのさかのぼって費用を支給してください。また、療養介護サービス利用者に対する「紙おむつ等支援事業」について、現物支給と現金支給を選択して申請できるように、制度・要綱の改正を行ってください。	広聴FAX
9	21	子どもが区外の認可保育園に通っていますが、転居前特例が切れるため区内の保育園に転園する必要があります。その場合、加点も優先項目もあります。晴海は新しい住民が増えますが、幼児クラスの枠が非常に少ないです。勝どきと晴海の定員枠と、新園の保育園枠を増やしてください。	E メール君
9	25	納付をし忘れた国民健康保険と介護保険料について、納付後に督促状が別々に送られてきました。金融機関から区へ納付のデータが届くまで2週間かかるとのことですが、これを改善するか、発布日を月末にすれば督促状の量を減らせると思います。また、2件を1通の督促状にできませんか。	E メール君
10	3	今までは国のベビーシッター補助券と区の支援を併用し、フルタイムの仕事ができていました。このたび、予算の関係で国の支援が年度内で打ち切りになり、区の支援のみでは経済面、業務面、子どもへの負担が不安です。区の追加の支援を検討してください。	E メール君
		認証保育所については、保育料に対する補助金を誤って支給しないように別のシステムで管理する必要があります。勤務証明書の有効期限も半年と定めています。なお、申し出により兄弟で既に提出された証明書を代用しますので、今後は、その旨をご案内します。	
		一時預かり保育の定員は、保護者の保育ニーズ、お子さまの成長段階や保育室の広さに応じて安全安心・快適に過ごせるよう設定しており、予約枠を超えた受け入れ、定員枠拡大は難しいです。ベビーシッター利用助成制度などもご利用ください。	
		区への転入に伴う区内認可保育施設への入所申し込みに当たり、誤った案内により不安な思いやご迷惑をおかけして、大変申し訳ありませんでした。明確・適切な対応を心がけるよう、改めて職員全員へ指導を行いました。	
		区では、指導基準を満たす認可外保育園であっても、事業者が自由に保育・教育内容や保育料を設定できることから、幼児教育・保育の無償化における補助のみとしています。また限られた財源の中、低廉な保育料の設定やタクシー利用券の配布、共通買い物券などの支給など、独自の支援策を進めます。	
		電話にて「本制度は、子ども・子育て支援法に基づき実施しているものであり、施設を利用する前に認定が必要なこと、自治体において制度を変更することはできない。」旨説明し理解を得ました。	
		今回いただいた意見・要望を踏まえ、聴覚障害のある方への案内表示については、改めて点検し改善を図るとともに、職員への周知については再度徹底します。手話通訳を希望される際は、1階のまごころステーションや各窓口の職員にお申し出ください。	
		認可外保育施設の補助金は、それぞれの自治体が地域の実情に合わせて補助制度の趣旨・目的を総合的に判断したものと認識しています。本区では事業者が自由に保育・教育内容や保育料を設定できることから、幼児教育・保育の無償化における補助のみとしています。	
		電話にて「これまで必要に応じて連絡や書類の郵送を行ってきたが、このたびの投稿を受け、今後は支給額に変更があった場合は事前に伝えるなど、地区担当員から定期的に連絡を行っていく。」旨、本人に伝えました。	
		本事業は申請に基づき支給をするため、区転入日にさかのぼっての支給はできません。また、現物支給あるいは現金給付の選択制の導入は検討していません。	
		令和6年4月以降、乳幼児人口の増加が見込まれていることから、勝どき・晴海地区において施設整備を進めており、同地区内での幼児の定員が拡大されます。また、特定の園に限らず、広く希望園をお申し込みいただくことで、保育を希望される方のニーズに対応できるものと考えています。	
		保険料を金融機関で納付した場合、収納データとして区に引き継がれるまで10営業日前後の日数を要します。督促状の送付は条例で20日以内に発送することとされているため、月末まで延ばすことができません。また、督促状の送付は現状保険料制度ごとに管理するシステムとなっています。	
		区では、国のサービスが打ち切られたことを理由として、区が追加の支援策を講じることは困難です。なお、子ども家庭庁では、打ち切りを表明した「ベビーシッター利用割引券」について、速やかに発行を再開することを表明しました。	

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
10	6	電話で国民健康保険料の納付について質問をした際、担当の職員から不快な態度をとられて恐怖と失意を感じました。改善してください。	このたびは、職員の電話での対応により、不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ありませんでした。厳重に注意するとともに、改めて接遇について指導しました。また、周りの職員に対しても、組織全体の問題との意識をもって丁寧な接遇を心がけるよう指導しました。	E メール君
10	10	第二子保育料無償化について、区が一部対象外にしている企業主導型保育所に通う児童も対象にしてください。保育を必要としている子どもへの対応として不公平です。無償化の説明も不十分でした。そもそも第一子が認可保育園に入園できなかったことに起因しています。	現在、幼児教育・保育の無償化対象施設となっている認可外保育施設も国が定めた基準を満たさないと無償化の対象施設とはなくなることから、今後、対象の施設については一定の保育の質が担保されます。そのため、ご指摘のあった第二子保育料の無償化について検討を進めていきます。	投書
10	19	学童クラブは入れる基準が曖昧で、クリアにされていません。改善してください。	学童クラブの利用審査基準は、保護者の就労状況などや児童の学年などに応じた指数に加え、所得などの優先順位により審査を行い、入会者を決定しており、募集案内でも公表しています。現時点で審査基準を変更する予定はありませんが、より一層適正な選考基準を検討していきます。	E メール君
10	31	学童保育について、他区の多くは障害のある子どもの6年生までの利用を明記しています。利用枠の設定は、留守番ができない障害のある子どもへの放課後の居場所確保の合理的な配慮だと思います。この点について、障害者差別解消法に抵触するかどうか、区の見解を知らせてください。	学童クラブは、保護者の労働などで昼間家庭にいない児童を対象にしており、障害の有無により利用枠を設定するものではないと認識しています。また、3年生以上の障害のある児童は2年生と同じ条件で調整指数を加点するなどの配慮を行っています。	E メール君
10	31	障害のある子どもは、年齢に応じた「できる」が少ないため年齢以外の枠組みが必要です。区の基準で①障害のある子どもを小学2年生と同じ扱いにする②小学6年生までの利用枠を設けない理由を、障害のある子どもの成長の難しさや放課後デイサービスの空き不足を踏まえ教えてください。	学童クラブは、保護者の労働などで昼間家庭にいない児童を対象にしており、障害の有無により利用枠を設定するものではないと認識しています。また、3年生以上の障害のある児童は2年生と同じ条件で調整指数を加点するなどの配慮を行っています。	E メール君
10	31	子ども家庭庁の資料「障害児支援施策の方向性について」では、子育て支援施設の一つである放課後児童クラブでの支援力・受け入れ強化を示しています。このように国が方向性を示す中で、障害児が6年生まで優先して利用できることにしない理由を教えてください。	学童クラブは、保護者の労働などで昼間家庭にいない児童を対象にしており、障害の有無により利用枠を設定するものではないと認識しています。また、3年生以上の障害のある児童は2年生と同じ条件で調整指数を加点するなどの配慮を行っています。	E メール君
10	31	要支援児の学童利用について、審査会で個別に利用決定する運営では次年度利用が確約されないため、利用できない場合には居場所の確保が間に合いません。ブレディプラスも同様です。児童館は利用時間が短く、放課後等デイサービスは数が不足しています。学童の運営を改善してください。	学童クラブは、3年生以上の障害のある児童は2年生と同じ条件で調整指数を加点するなどの配慮を行っています。区では放課後の保育が必要なお子さまをブレディでも受け入れているほか、放課後等デイサービスなど民間活力も活用したサービス提供体制の充実に努めていきます。	E メール君
11	1	障害があり、学年が上がっても留守番ができない子どもの放課後の居場所確保のための合理的配慮として、優先利用枠の設定を要求します。行政は合理的配慮の要求に対し、過剰な負担がない限り提供義務があります。提供できない理由を明示してください。	学童クラブは、保護者の就労状況などに応じて必要度を指数化し、指数の高い方から入会を決定する仕組みをとっています。障害のあるお子さまの場合は、調整指数を加点するなどの配慮を行っています。	E メール君
11	7	民間と公設の学童クラブの併願が可能になりましたが、民間の学童クラブの申込期限が11月18日であるのに対し、11月6日現在で公設の学童クラブの申込案内が開始されていません。また、ブレディプラスの申し込み方法や時期も示されていません。来年度以降は、ロードマップを作るなど整理してほしいです。	公設学童クラブおよびブレディの申し込みは、現在準備を進めているところで、11月下旬に案内予定です。また、令和6年度は、区内4校で「ブレディプラス」事業を実施します。今回頂いた意見を踏まえ、次年度における申し込み方法や時期については、検討していきます。	E メール君
11	14	出産後すぐに、障害者福祉課で子どもの障害について相談したところ、医療費のことだけ聞かされました。最近、特別扶養児童手当について知りましたが、なぜあの時教えてくれなかったのですか。準備や申請に時間がかかり、さかのぼって申請はできません。案内不足で不利益を被るのは疑問です。	障害者手帳は、乳幼児の場合、障害の種類に応じて、障害の程度が判定可能となるおおむね3歳以降に申請の案内をしています。次に、特別児童扶養手当は、医師の診断書などにより障害の程度が判明された時点でご案内しています。	E メール君
11	14	従前住居は取り壊され、これから完成する再開発建物に入居する予定です。子どもが車いすを日常使用しているため、出入り口拡大など設計の相談が始まりましたが、再開発の新築住居の場合、住宅設備改善費の給付適用外と説明されました。再検討をお願いします。	区では、再開発に伴う権利変換による新築住宅への入居という事情を考慮したうえで、給付対象となるか否かについて検討した結果、建物の竣工後に改修工事を行う場合は、本事業の対象とすることが可能と判断しました。	投書

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
11	16	東京都ベビーシッター利用支援事業は、月の利用時間や対象年齢に区独自の制約があります。各家庭の状況で月の必要度は異なります。また、小学生の子どもの送迎などのサポートに使いたい時もあります。制度を柔軟に活用するために、月当たりの制限なく、小学生まで利用できるようにしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生の習い事などの送迎は、ファミリー・サポート・センター事業も活用しつつ、対応をお願いします。	Eメール君
11	16	中央区をはじめ都心区は非常に地価が高いため、民間運営の障害者雇用支援サービス事業所では十分なスペースを確保することができません。障害者の区内企業雇用を促進するためにも、事業所に対し、建物賃借料など区独自の補助をしてもらえませんか。	区では、区内障害福祉サービス事業所に対し、運営費の一部を助成しています。一方、区内には、一般企業への就職を希望する方が通所する就労移行支援サービスを提供する事業所は3事業所あり、いずれも定員を超える状況ではないとのこと。こうした状況を踏まえ、区では新たな補助事業を考えていません。	電話
11	17	日本橋地区にある区立保育園では、前の歩道に駐輪することを許容していて、「駐車する際は隅に寄せてください。」という張り紙を張っています。朝は多くの駐輪が見られ、歩行の妨げとなっています。早急に駐輪を一切禁じる処置をしてください。	ご不便・ご迷惑をお掛けしたことをおわびします。早速、保護者に対して、歩道への駐輪をやめ施設の駐輪場を利用するよう案内するとともに、園内での掲示や注意喚起を行うなど、引き続き適正な利用を呼びかけていきます。	投書箱
11	20	毎日、生活時間をやりくりし共働きで子育てしています。外部の手を借りたい時に利用するのは東京都ベビーシッター利用支援事業ですが、区には月の利用回数や利用時間に独自の制約があり、対象は未就学児のみです。各家庭の状況に応じ柔軟に活用できるような制度にしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。	Eメール君
11	21	保育園の入園申し込みのため、復職のタイミングと申込月の点数の違いを電話で2回確認しました。実際に窓口で入園申し込みをすると、電話とは違う回答でした。家族のライフプランを真剣に検討し申し込みをしたのに、電話での回答が誤りというのは受け入れることができません。	誤った説明により、ご迷惑をお掛けしたことを深くおわびします。相談内容に沿った明確・適切な対応を心掛けるよう徹底するとともに、今後は、窓口や電話対応時の回答内容を詳細に記録した上で共有するなどの再発防止策を講じます。	Eメール君
11	22	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、この補助を利用時間の制限なく、小学校6年生まで利用できるようにしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。	Eメール君
11	24	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区独自の利用時間の制約があり、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、利用時間の制限なく小学生まで補助を利用できるようにしてください。また、認可外保育所通園児への助成も検討してください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生には、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。また、認可外保育施設の保育料補助は保育環境を含めて総合的に検討していきます。	Eメール君
11	24	東京都ベビーシッター利用支援事業について、利用時間に関する区独自の制約を撤廃し、小学生まで補助を利用できるようにしてください。当制度を利用する目的は子育ての孤立や産後うつ対策だけではなく、各家庭の状況に応じて柔軟に活用できるよう、制度を整備してください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。	Eメール君
11	27	東京都ベビーシッター利用支援事業の補助を各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、区独自の制限なく、24時間365日、小学生まで利用できるように拡大してください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。保育や居場所の必要な小学生には、学童クラブ、プレディ、児童館の活用を想定しています。	Eメール君
11	27	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、この補助を利用時間の制限なく小学生まで利用できるようにしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。	Eメール君
11	27	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、この補助を利用時間の制限なく小学生まで利用できるようにしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
11	27	認可保育園の利用ルール（一人の子どもが病気で休んでいる時・育休中のルール）は、各園で違いがありますか。特に多子家庭にとってはルールが違うことが保育園の便利さに大きく関わってくるため、違いがある場合は、利用ルールを直接聞かなくても分かるようにするか、認可保育園は全く同じルールにして保育のしおりに具体的に明記してください。	E メール君
11	27	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。仕事と育児の両立を柔軟にするため、この補助を利用時間の制限なく小学生まで利用できるようにしてください。	E メール君
11	27	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、この補助を利用時間の制限なく小学生まで利用できるようにしてください。	E メール君
11	27	ベビーシッター利用支援事業は、区の制約が多く困っています。月の上限があり、月末のキャンセル分が翌月に繰り越せません。利用時間帯の制限もあるため、深夜帯の利用はできません。制限を設定する理由が聞きたいです。また、学童の関係から、4月以降は小学生まで利用の対象を拡大してください。	E メール君
11	27	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、この補助を利用時間の制限なく小学生まで利用できるようにしてください。	E メール君
11	27	京橋地区にある公衆トイレに、人が住んでいます。コロナ禍前からいるように思います。荷物も持ち込んでいて公衆トイレを使いづらいと思います。もうだいたい長いことありますが、区では対応しないのですか。	E メール君
11	27	区の延長保育では、子どもにお菓子程度の補食しか提供されません。他区は設定時間を過ぎる日は補食か夕食を選べる園があると聞きました。お迎え後の夕食となると、子どもには遅い時間になり負担になります。有料でいいので、夕食が食べられるように選択肢を増やしてください。	E メール君
11	29	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、この補助を利用時間の制限なく小学生まで利用できるようにしてください。	E メール君
11	29	現在の学童クラブの利用審査は選考指数などの逆転現象が起きるため、選考指数・調整指数・優先順位に基づき順位の高い者から第1希望の施設に入所させて、満員の場合は第2希望の施設に入所とする方式にしてください。また、余裕を持ったスケジュールで、運用方針を公開してください。	E メール君
12	7	児童扶養手当、就学援助および就学奨励の所得制限額を上げてください。また、中学は制服着用のため、成長に伴い買い替えが必要になります。高額な出費はひとり親にとって負担が大きいです。領収書を提出し制服などの高額出費分の助成をするなどの対応をお願いします。	E メール君
12	8	他区の児童館は午後7時まで運営しています。働く親の多い本区も児童館の運営時間を延ばしてほしいです。	E メール君

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
12	13	保育園の入園申込書類の中に就労証明書があります。就労証明書を偽造、虚偽記載して、就労の実績がないのにフルタイムで就労しているように申し込みをしている家庭があると聞きますが、公平ではない気がします。区がきちんと精査すべきかと思いますが、今後の対策を教えてください。	Eメール君
12	13	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区では月の利用時間やシッターの利用条件に制約や制限が多いです。シッター業務だけではなく簡単な家事や掃除も可能、共同保育であればシッターは1人でも可能など、より核家族の共働き世帯が子育てしやすい環境になるよう検討してください。	Eメール君
12	15	保育園で病後児保育の申し込みをした際、実施日や手続きについて、区のホームページと違うことを言われました。委託事業者が契約のとおりサービスを提供しているか監督と指導を行い、利用者にアンケート調査を実施してください。また、今回のような場合、区に相談するようホームページに記載してください。	Eメール君
12	21	学童クラブの申し込みの際、子どもが就学するとフルタイム勤務になりますが、現在の状況で審査するので、時短勤務時間での審査になるようです。育休からの復帰の場合は、正規の勤務時間が記載されている勤務証明で審査するらしく、矛盾があります。この制度を改善してください。	Eメール君
12	22	手術を受けた際、クリニックから紹介された病院の1つが病室や差額ベッド代が高額で、やむを得ず他の病院を選びました。区は病院施設や入院費について不自由だと感じました。区では、健康保険で手術や入院ができる病院やクリニックとの連携がないのですか。	Eメール君
1	5	視覚障害者のため、通院の度に区へガイドヘルパーを依頼しています。通院日にガイドヘルパーの都合が合わないなど問題が発生したため、障害者福祉課に電話をしたところ、職員から思いやりのない言葉で対応されました。改善してください。	電話
1	9	ひとり親家庭等医療証の申請の際、不足の書類があり、窓口の職員から郵送すれば月内に発行できると言われ、翌日郵送しました。いまだに医療証が送られてこないで、電話で確認すると書類が未着とのことでした。必要書類が未提出の場合、区から確認の連絡をしてください。	投書箱
1	11	将来的に区内の障害者グループホームへの入所を希望していますが、区立施設の定員は6人です。これでは、住み慣れた土地を離れ、他地域の施設に入所することになります。区は他区のように、複合施設には障害者用のグループホームをつくり、障害者と共に暮らす街づくりを考えてください。	Eメール君
1	12	ポケット中央を利用するたびに喉が痛くなります。利用者が安心して施設を利用できるように、感染予防対策として空気清浄機を置いてほしいです。	投書
1	15	医療機関で胃がん検診の際、健康保険証の持参の必要性を聞きました。胃がん検査は、カメラの方が検査精度が高く2年に1回受けられます。検査中に細胞採取した時、検体検査は有料になるため保険証が必要とのことでした。この説明を各医療機関が事前にするよう、区が指示してください。	Eメール君
1	15	無償化の対象となる認可外保育施設について、企業主導型保育園は、都では無償化の対象です。区では対象外となっているのはなぜですか。区もあらゆるニーズに柔軟に対応してください。	Eメール君
		入園前後で保育の必要性を証明する書類の提出を求め、調査などを通じて内容を確認し、記載内容に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合は、入園内定または決定の取り消しを行います。このように、公平・公正な審査を行っていますので、ご安心ください。	
		本事業は、産後うつや子育ての孤立化などを未然に防ぐ観点も踏まえ、短時間かつ継続的な利用を前提としており、月ごとの利用上限を設けています。また、区では、家事支援として育児支援ヘルパー事業を実施しております。	
		今回の事態を深刻に受け止め、改めて保育実績などを調査し、不適正な運用がされている場合には厳しく指導するなど適切に対応します。なお、アンケートについては、日頃のサービスを評価するには効果的ですが、今回のような事案は直接の連絡や「区長への手紙」をご活用ください。	
		勤務証明書へ予定の勤務状況を記載することについては、会社により対応が異なり統一的な審査が行えないため、申請時点における勤務状況で判定しています。育休中の方について申請時点の状況で審査することになった場合、申請自体ができなくなってしまうため、配慮しています。	
		病院については、東京都保健医療計画で、本区を含む千代田、港、文京、台東区で構成される二次保健医療圏で基準病床が定められており、既にその基準を満たしていることから、区内では新たに開設できない状況です。また、クリニックから紹介する病院についても、区は関与できません。	
		職員の言動により不快な思いをさせてしまったことについておわびします。ガイドヘルパーを含め障害福祉サービスの利用は利用者と事業所との契約に基づいており、日程調整などは当事者同士で行っていただいています。	
		不足書類の提出は、簡易書留など記録が残る郵便の利用を推奨することなどを事前に説明すべきところ、案内に至らず申し訳ありません。なお、不足書類未着時の対応は、個々の状況を把握し、個別に連絡することは困難なため、定期的に未提出の方を抽出し督促しています。	
		区には障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」（定員6名）のほか、民間事業者が設置・運営するグループホームが4カ所（定員31名）あり、運営費の助成を行い居住の場の確保と支援に取り組んでいます。また、再開発事業に伴い、令和6年12月に障害者グループホームの開設を予定しています。	
		「ポケット中央」は、建物の空調管理など建物全体の集中制御の下、空気環境の基準を満たしており、これまで喉の痛みを訴える利用者はいませんが、近年、新型コロナウイルスをはじめとするさまざまな感染症を踏まえ、空気清浄機を設置することとしました。	
		胃内視鏡検査は、必要に応じて生検を実施し、その費用は保険診療として自己負担となります。そのため胃内視鏡検査受診時の健康保険証持参については、案内を受診券に同封しており、医療機関からの説明についても研修会などを通して周知しています。	
		令和6年10月1日以降は、国が定めた基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たした幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設については、一定の保育の質が担保されることとなります。そのため、企業主導型保育施設を含む、国の基準を満たした認可外保育施設に対する補助の実施に向け、検討を進めています。	

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
1	16	きらら中央の一時預かり保育を利用するには、平日の午前8時30分からオンラインで整理券を取り、午前9時から窓口で順番に予約するのですが、仕事をしながら子育てをしている人には困難です。早急に改善してください。	E メール君
1	17	子育て支援に関する調査に、改善してもらいたい点を記入しました。その後の迅速な対応についてお礼を伝えるとともに、引き続き子どもや若い人たちにも住みやすいまちづくりをお願いします。	E メール君
1	18	ブレディには学習室があり、ブレディールームとは別の落ち着いた場所で、子どもたちが学習や読書をしています。遊びと学びのめりはりがついて、とても良い事だと思います。4月からのブレディプラスでは学習室がなくなると聞きましたが、理由を教えてください。	E メール君
1	25	東京都ベビーシッター利用支援事業について、利用制限の撤廃要求への回答は、導入理由の説明が繰り返されています。この事業は3年目を迎えています。区独自の制限の撤廃を要望する区民に寄り添い、より良い事業に変えてください。本事業は都の事業で、区の負担はないと認識しています。	E メール君
1	30	区のベビーシッター利用支援事業について、月の利用時間の上限と利用可能な時間帯に関する制約の撤廃と、対象を小学生まで拡大することを要望します。特に時間に関する制約は区独自のものであり納得できません。各家庭の状況に応じて利用するためにも、制約の撤廃と対象の拡大をしてください。	投書
1	31	江戸バスの乗車時に、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示すると無料で利用できますが、デジタル障害者手帳「ミライロID」の提示でも同様の扱いにしてほしいです。	E メール君
1	31	保険年金課収納係から「国保料納付済額のお知らせ」が届きましたが、金額が異なっていました。発送する前に数件抽出して確認するなど、業務の見直しをしてください。	広聴はがき
2	2	子どもが私立幼稚園に通っていますが、長期休暇は預かり保育がないため、共働き家庭では預け先に困っています。区には一時預かり保育がありますが、予約に手間がかかり、子どもにとっても単発利用で一体感がありません。長期休暇時のみ保育園を利用できる制度を検討してください。	E メール君
2	6	子どもが晴海フラッグ近辺の保育園に転園できませんでした。認可外保育園は誰もが気軽に通えるわけではありません。また、遠い保育園に通うのは共働きの家庭には難しいです。晴海フラッグ周辺の住人が近くの保育園に通える環境整備を、至急講じてください。	E メール君
2	6	複合施設にある保育園の工事が、長期間行われます。工事中の騒音や足場で窓がふさがれることで子どもたちへの影響が心配です。また、工事中は遊戯室やベランダなどが使えず、保育の場所が減ります。仮設園舎を造るか、同じ建物内の他の施設を使うなど対応を検討してください。	E メール君
2	15	「母子及び父子福祉資金」の申し込みをする際に、女性という理由で保証人が必要だと言われましたが、憲法違反ではないですか。また、申し込みの際に根拠の分からない質問をされましたが、主観的な判断で家庭のことに口を出されたり、求めている指導をされるのは納得できません。	E メール君
2	19	保育入園係に保育園の入園調整の基準について質問したところ、職員によって回答が異なっていました。正しい回答と、間違った説明をした原因、解決策を教えてください。また、来年以降の「保育園の goodness」について、分かりやすい記載にするため、パブリックコメントを実施し意見を募ってはどうか。	E メール君
		区民の皆さまからの意見を参考にしながら、オンライン予約の導入も含めて、子どもたちが健やかに安心して育つことができる環境づくりを進めていきます。	
		いただいたご意見を職員間で供覧しました。	
		ブレディでは、帰宅後は家族とのコミュニケーションの時間に費やすことを目的に、宿題を中心に自主学習支援を行っています。令和6年4月から実施するブレディプラスにおいても継続していく予定であり、自主学習支援専用の部屋を用意します。	
		税金を財源とする行政サービスは、区民ニーズに沿って実施することを基本としつつ、そのサービス水準については、個々のニーズのうち一定の共通する需要を見極める必要があります。同じご意見、ご要望については、同じ回答になることをご理解ください。	
		区の子育て支援サービスは、施設型の一時預かりサービスを基本としつつ、それを補完するものとして本事業を実施しているため、区が補助する範囲は、一月ごとの上限や時間帯などが設定されています。ご意見などは、今後施策を検討する中で参考にします。	
		近年、公共交通機関などにおけるデジタル障害者手帳の利用事例については承知していますが、区では「江戸バス」の利用だけでなく、区内公共施設の障害者割引など、その利用範囲について慎重に検討する必要があると考えています。	
		再発防止の取り組みとして、事前に確認を行い、データが正しく抽出されているか、表示内容に漏れや誤りがないかなどを複数職員でチェックする体制を確立していきます。また、研修、マニュアルの見直しやさらなる充実など、知識の向上および継承を図ります。	
		一時預かり保育は、子どもたちに合わせた保育環境を整えていますのでご活用ください。なお、認可保育所では、幼稚園の長期休暇時に合わせた一時預かりに対応できる職員体制の確保が難しく、要望にはお応えできませんが、今後の保育所の状況などの環境を含めて、総合的に判断していきます。	
		晴海フラッグ周辺での保育園整備については、区と開発事業者、保育事業者がそれぞれの役割のもと保育需要に応えるべく最大限努めてきました。区では、引き続きホームページ上で保育園の空き情報を提供するとともに、入園に関するご相談を随時受け付けていますのでご利用ください。	
		本区における公共施設の大規模改修工事では、代替地を確保することが困難なため、建物内の空きスペースに仮室を設置することを基本としています。工事にあたっては、大きな騒音を伴う作業は可能な限り保育時間中を避けるなどの配慮を行います。	
		修学資金などの貸し付けを受ける場合は、母子・父子ともに保証人が必要であると法令で規定されています。また、貸し付けは全額公費が財源であり、適切な審査が必要であるため、個々の収入や生活状況などをできる限り把握し、償還に無理がないかを慎重に考慮し検討しています。	
		当初の説明に誤りがあり、その後の電話にて改めて正しい回答をしました。質問に対する回答内容については、詳細に記録した上で共有するなど、ヒューマンエラーに即時対応できる仕組みを構築していきます。なお、パブリックコメントの実施は考えていませんが、寄せられた意見を集約し、分かりやすい冊子の作成に努めます。	

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
2	21	他区から転入した際、近く家族の被扶養者になるため、出張所で国民健康保険の相談をしました。職員からは、現在ある納付書で納付し再計算を待つよう言われました。その後、再三の督促状と謝罪文が届きましたが計算書は来ていません。その理由を説明してください。	E メール君
2	22	ベビーシッター利用支援事業について、区は月12時間の利用時間の上限を設けていますが、他区のように年間144時間に変更してください。共働きの家庭は、子どもが病気の時などにまとめて利用することが多く、年間の利用上限以下であっても、月によっては自己負担が生じています。	E メール君
2	26	近く転入予定ですが、区には休日保育がなく困っています。ベビーシッター利用支援は月12時間の限度があり、とても足りません。ベビーシッター利用支援の上限を上げるか、休日保育の制度を他区のように整えてください。実施できない理由があるのならば説明してください。	E メール君
2	28	保育園の申し込みの際、時短で就労している状況での指数について、出張所と保育課で確認しました。点数に変わりはないとの説明で、現状のまま申し込みましたが、1点マイナスの審査結果で、職員から1点は、入園の可否に関係ないと言われました。窓口の相談に意味はあるのでしょうか。	E メール君
2	29	保育園に子どもを預けていますが、園内の階段を上り下りして遊ぶ子どもたちがいて危険なため、1階から階段にかけての部分にも施錠可能なベビーゲートをつけてください。	E メール君
2	29	3人の子どもの児童手当について1人の子どもは別居する配偶者と生活しているので同意書が必要とのことでしたが、提出しなかったのも1人の子どもの分はあきらめました。ところが同居する2人の子どもの分すら支給されませんでした。その理由について明確な根拠を示してください。	来所
3	1	感染症に罹患（りかん）し、配偶者は仕事があるため、ベビーシッター利用支援制度を利用しようと思いました。しかし月12時間では1日で消費してしまいます。年間144時間を、こういう場合にまとめて利用したいです。家庭の状況に合わせて、年間の時間を使えるようにしてください。	E メール君
3	4	保育園の入園申込みを区の窓口でしました。子ども2人の同時申込みに関する説明が、同じ条件の知人とは真逆の説明で、知人はその説明に従い第一希望の園に入園しましたが、私は不合格でした。今後の利用調整で本来の加点の権利を取り戻したいです。	E メール君
3	5	京橋子ども園の一時預かりについて、いつも人手が足りていないように見えます。子どもからも、保育士全員が乳児の対応に追われていたと聞いています。入室時に渡している健康チェックシートも読まれています。余裕がないのであれば、受け入れ人数を減らすか保育士を増やしてください。	E メール君
3	6	保育園入園の審査は働いている保護者を優先し、病気を持っている保護者の場合は優先順位が低いと思います。体調の回復が遅れていて自宅近くの保育園へ転園を希望しましたが、転園はできませんでした。認可外加算も見直して公平な審査をしてください。	E メール君
3	6	敬老館での理不尽な対応について、区に伝え回答も受け取っています。納得がいかず、弁護士に相談し福祉の苦情相談に行くと言われました。本日、聞いてほしいことを文書にして提出しようとしたのですが、受け取ってもらえませんでした。その理由を聞かせてください。	来所
		他区から転入した場合は、均等割額のみ計算した納付書を先に送付します。翌月、所得割額を加味した納付書を送付しましたが、古い納付書を使用したため、未納が残り、督促状が送付されました。謝罪文は督促状についてのものではなく、「納付済額のお知らせ」に関するものです。	
		区では、ベビーシッターの利用自体に制限は設けていませんが、区が補助する範囲としては、短時間かつ継続的な利用を前提に、一月ごとの上限や時間帯を設定していますので、本事業で足りない部分は、施設型の一時預かり保育、トワイライトステイ事業などのサービスの併用を検討してください。	
		保育所での休日保育につきましては、平日の保育が手薄とならないような職員体制の維持が困難であることから実施しておりませんが、子ども家庭支援センターなどで行っている一時預かり保育で休日の需要に対応しています。なお、区では、ベビーシッターの利用を推奨しているわけではなく、拡充の予定はありません。	
		出張所窓口で指数の発言をしたという職員はおらず、保育課窓口の対応記録に残っていないため、ご指摘の内容は特定できかねますが、ご案内の際には、質問された内容の回答に認識の齟齬（そご）が発生しないよう、内容を十分に聞き取り、明確・適切な対応を心がけるよう、引き続き徹底していきます。	
		保育中は必ず保育士が付き添うため、お子さんが階段で遊ぶことはありません。お迎え時に保護者の方に引き渡されたお子さんは保護者の方に見守っていただき、園では日々の保育で階段で遊ばないように伝え、掲示などの対応を行います。	
		区では、請求者から提出された認定請求書に記載されている内容に基づき審査を行っています。今回は、支給要件児童3名分として請求されており、区の裁量で支給要件児童を2名分として認定することはできません。	
		ベビーシッターの利用自体に制限は設けていませんが、区が補助する範囲としては、短時間かつ継続的な利用を前提に一月ごとの上限や時間帯等を設定しています。本事業の補助で足りない部分については、各ご家庭の判断において対応をお願いします。	
		当該ご質問については、対応記録に残っていないためご指摘の内容は特定できかねますが、ご案内の際には、質問された内容の回答に認識の齟齬（そご）が発生しないよう、相談内容を十分に聞き取り、明確・適切な対応を引き続き徹底していきます。	
		保育士の配置は配置基準に応じて適正に行っており、お子さんが環境に慣れるまで対応に時間を要する場合もありますが、放置することはありません。今後とも、お子さんが楽しく安全に過ごせるよう保育士のスキル向上などを図っていきます。	
		利用調整は保育の必要性の高い方から入園できる仕組みとしており、疾病が就労より優先順位が低いとの認識はありません。全体の定員に空きはありますが、地域や歳児によっては空きがなく、やむなく認可外保育施設などへ通う方もいるため、加点を付与しています。	
		受け取らなかった理由としては、当該窓口において同様の文書レポートをすでに受け取っていること、また都に報告してほしいとのことでしたが、都で対応できる内容ではないことです。別の新たな内容でしたら当該窓口で承ります。	

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
3	7	子どもが私立から区立認可保育園に転園することになりました。私立認可保育園で実施している連絡アプリケーションやおむつ定額制を区立認可保育園でも導入してください。また、防災頭巾は保育園の備品として用意してほしいです。	Eメール君
3	11	子どもが発熱し、休日応急診療所へ行きました。受付の女性が高圧的に事前連絡の有無を聞き、その後、担当医師に連絡を入れ、診察後具合が悪化したら救急病院に行くよう伝えられました。そこでの受診を断り救急病院を受診しましたが、病人や家族に寄り添った対応をしてください。	Eメール君
3	17	区のベビーシッター利用支援の対象年齢について、小学校低学年までにしてください。区は仕事を持つ子育て層も増え、病後時施設の少なさや学童は2年生以降入れないなどの問題があります。利用対象年齢が上がれば、助かる子育て層が多くなりますので検討してください。	Eメール君
3	18	学童クラブで撮影した写真の保護者への配布は、区の指示によりできないと聞きました。保護者全員の同意を得ても、写真の提供は不可でしょうか。また、学童クラブの保護者会が主催するイベントで撮影した写真は、保護者会の責任において配布することはできないでしょうか。	Eメール君
3	25	傷病と障害を理由に生活保護を受けています。何とか自立をしたいと努力しているのですが、事務の遅滞があっても区から説明がありません。職員も被保護者に寄り添うことなく高圧的な対応です。自立に向けた支援をするよう課全体の改善をお願いします。	投書
3	26	食べ物に困っている子どもたちが集まることができる、子ども食堂を造ってください。	Eメール君
3	28	出産などに関し、出産育児一時金が支給されますが都内の病院は費用が高く、自己負担も多いので経済的につらい状況です。区は開発の影響で子育て世代も増えています。これを機に出産費用の増額を検討してください。	Eメール君
3	29	小学校低学年の児童をベビーシッター利用支援制度の対象にしてください。	Eメール君

高齢者施策推進室(21件)

月	日		投書種別
4	14	午後8時53分に佃のシニアセンターのブックポストに本を返しに行きましたが自動ドアが開きませんでした。ホームページを確認したところ、午後9時まで開館時間のはずですが、自動ドアは閉館時間まで、開いていないのでしょうか。	Eメール君
4	21	現在、区内の老人ホームは、新川と晴海の2カ所しかありません。旧京華小学校の跡地を利用して、老人ホームを増設してください。	投書
4	21	敬老館利用者同士のやりとりに対しスタッフが無関心なため、敬老館が無駄地帯となっています。利用するのが嫌になりました。	投書箱
4	24	「60歳からのゆうゆう講座」はすぐ定員になり、なかなか受講できません。先着順で受講者を決めるのではなく、抽選や、直近で受講した人以外を優先する、キャンセル待ちを設けるなど、申し込み方法を変えて、受講の機会を増やしてください。	広聴はがき

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
4	24	現在、補聴器購入希望者に3.5万円の補助金助成がありますが、低価格のものは雑音が多いため、中程度機種（価格の20%程度（10万円）まで引き上げてもらえませんか。年金生活者でもためらわずに補聴器を購入できることで、快適な老後生活が送れると思います。	本区の補聴器の助成額は、23区の中でも上位の水準であり、金額の引き上げは難しいと考えていますが、補聴器には耐用年数があることから、再度の申請については検討していきます。	Eメール君
4	27	単身生活のため退院後、何度か「ケアサポートつきしま」を利用しました。スタッフは優しく親切で施設設備も清潔なので快適に過ごしましたが、人気が高く、利用するにあたっては待機が必要でした。待機なく利用できるよう施設の増設をお願いします。	ケアサポートセンターつきしまは、マンションなどの複合施設となっており、建物全体が区の所有でないことから、施設の増設を行うことができません。なお、区内にはケアサポートセンターつきしまのほか、ショートステイを行っている施設が6施設あるので、利用を検討いただければ幸いです。	広聴はがき
5	8	学生の勉強場所について、区の図書館の学習スペースだけでは、時間制限や席数、アクセスなどの面で不十分と感じています。シニアセンターなどの会議室の1部屋を勉強場所として開放してもらえませんか。	シニアセンターは、中高年齢の区民（在勤者を含む）が豊かな経験と知識・技能を生かし、積極的な社会活動への参加と生きがい活動の充実を図る施設です。そのため、学生の方へ勉強場所の提供は行っており、勉強場所の確保については難しい状況です。	Eメール君
5	16	ふとん乾燥サービスの申し込みをしましたが、必要事項の確認や、その後の連絡に時間がかかりました。サービスを提供するだけでなく、手際よく対応をしてください。	電話にて「提出いただいた申請書では、サービス開始が令和5年5月となっているため、手続きを保留していた。5月からの利用開始として5月27日に1回目のサービス実施が可能」と説明し、「各種通知も今週または来週に送付する。」旨説明し了解を得ました。	Eメール君
6	12	区の広報紙に「高齢者を地域で見守る」取り組み募集のお知らせが掲載されていましたが、タダに等しい賃金で介護保険料を使う施策に大いに疑問と怒りを感じます。区が場所を提供し、営利目的の民間業者を活用して、経済活性化を目指す方法はないでしょうか。	区では、高齢者の見守りについて、おとしより相談センターを中心として、地域の方々の協力や社会福祉協議会などとの連携の下、地域全体で高齢者の見守り活動を実施しています。また、宅配事業者などの事業者とは、協定を締結し、通常業務を行う中での高齢者の見守りにご協力いただいています。	Eメール君
7	5	敬老館に相談した際、「検討します」と言われました。その後の回答がないため教えてください。 ①入館時のルールが敬老館によって異なるため3館共通にしてほしい ②テレビは各館に2台あるが、桜川敬老館にあるテレビ1台だけBSを見ることができないため、平等に契約してほしい。	①入館時のルールは、敬老館3館の建物の構造が異なるため、完全な統一は難しいと考えています。ただし、各館とも開館時間前入室はお断りしているのは共通事項です。②桜川敬老館のBS放送については、経費の観点から増台の予定はありません。	広聴はがき
8	23	布団の丸洗いサービスを利用しましたが、届いた布団から異臭がして、何度処理をしても臭いが消えません。区はこちらの了解なく事業者に現物を持参させて、臭いを嗅がせて問題ないと判断し、布団を引き取るよう要請してきました。区が一方的に業者の立場に肩入れしていいのですか。	区は、事業者と委託契約を締結しており、発注者として布団の状態を確認し、客観的に判断したものです。また、ご自身で第三者に確認されるようお願いしましたが、お断りされました。以上の経緯から不適切な対応はないと判断しています。	投書
9	11	敬老観劇会に参加しましたが、当日の演目はどのような意図で選ばれたのでしょうか。内容が暗く、区として伝えたいものが何か分かりませんでした。次回は気持ちが明るくなる楽しい演目にしてください。	区では、敬老大会を毎年9月に開催しています。区内には歌舞伎座、新橋演舞場、明治座の3劇場があり、3つの劇場を順番に交替しながら実施しています。演目については、開催する劇場に高齢者に親しみやすいものを選定するようお願いしています。	Eメール君
9	14	シルバー人材センターに部屋のライトの取り付けを依頼しましたが、構造面で付けられないと言われ、新品のライトをセンターに譲りました。購入店で返品可能と言われたので、センターに返却を求めましたが、返却はされず利用料まで請求されました。このような対応に対し、今後利用はしないつもりです。	センターより「センター会員が家事援助の料金を『暮らしの困りごとサポート』と勘違いしたこと、依頼者の強い希望によりライトを会員が引き取ったが、使用済みのため返却不可能な旨説明しおわびした。今後全会員に対し、利用料金の確認およびセンターへの報告を徹底する。」旨、回答がありました。	Eメール君
9	19	敬老のお祝いを頂きありがとうございます。お買い物券、お芝居のご招待、健康に感謝して中央区民に誇りを持ち、心よりお礼申し上げます。	このたびは感謝のお言葉をいただき、誠にありがとうございます。今後とも本区の高齢者施策の基本理念である「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」の実現を目指し、さらなる福祉の増進に取り組んでいきます。	広聴はがき
9	21	敬老館でサンダルを紛失した際、スタッフの対応が悪かったです。また、敬老館から紛失したサンダルの代わりに借りた鼻緒のついたサンダルが歩きにくく、足を痛めました。	このたびの件は、閉館時間間際の臨時的対応であったため、館のサンダルの貸し出しをしました。貸し出したサンダルは、クロックス型のサンダルであり、鼻緒がついているタイプのものではありません。	投書

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
11	8	現在、マイホームはるみの指定管理者選考が行われている段階だと思います。これまでの対応から、現在の指定管理者を継続させるのは不適切であり、区民の利益にも反すると考えます。	投書
11	13	マイホームはるみにはピアノがありました。マイホーム新川にはありません。ピアノの音は心を優しく和ませます。マイホーム新川でも、ボランティアによる音楽会などがありますが、ピアノの音が加わるとさらに楽しくなります。ぜひピアノを設置してください。	投書
11	15	高齢者が月に何度かマッサージの施術を受ける機会を区がつくってください。経費節減のためタオルなどは持参し、施術を受けやすい服装で、高額でなければ負担金を徴収してもよいと思います。また、健康寿命も延びていますので、高齢者向けの「ウォーキング教室」を開いてください。	電話
12	14	区内に生まれ、これまで他区に住んだことはありませんが、本当にすてきな区だと思っています。現在は、敬老館に行き皆さんと交流しています。また、今年は東京都からのお米や区からの買い物券などを頂くにあたり、区長や職員の努力の成果と感謝しています。お礼申し上げます。	広聴はがき
3	13	家族の介護認定の結果について、代理で電話しました。申請時に登録がないので本人に代わるよう言われ代わりましたが、内容が難しく分からないと不穏（ふおん）になり、泣き出したので電話を切りました。しかしその後のフォローがありません。高齢者には温かい対応をしてください。	投書箱
3	18	日曜日に「在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業」の書類を提出するため窓口で確認したところ、紛失の恐れがあるので、郵送するか平日の開庁時に再度訪問してほしいと言われました。高齢者に限定し区が準備した受領証にサインをもらうなどして、受領するようにしてください。	Eメール君

保健所(77件)

月	日		投書種別
4	11	喫煙の規制強化について分煙環境の確保を進めるとの回答をもらいましたが、1年以上経過しても日本橋堀留町では改善していません。中央区と日本橋堀留町の指定喫煙所の数を教えてください。また、日本橋堀留町の指定喫煙所の新規整備予定も教えてください。	Eメール君
4	13	千代橋公園は、「喫煙禁止」の看板がありますが、常に5人以上の人が喫煙しています。公園内に広い喫煙スペースを確保するとともに、効果が期待できる「路上喫煙者」への声掛け運動などの取り組みをしてください。	Eメール君
4	15	人形町の路地で、複数の人が喫煙をしています。喫煙者は特定の人ではなく、通りがかりの人や配達員もいて喫煙所のような感じです。保育園への登園路にもなっているので、治安の上でも心配です。まずは、近隣に勤務する人から注意してください。	Eメール君
4	17	子どもは子宮頸がんワクチン接種の機会を逃し自費で接種する際、新しい9価HPVワクチンを医師に勧められ接種しました。4月から9価HPVワクチンが定期予防接種の対象となりましたが、助成の対象にならないことに疑問を感じます。改善してください。	Eメール君
4	17	以前連絡した際に带状疱疹のワクチン接種の補助金について検討中とのことでしたが、その後どうなりましたか。昨今では補助金を出す自治体も増えており、ぜひ早期実現をお願いします。実施の見込みがある場合は、予定時期を教えてください。	Eメール君

3 「区長への手紙」 要約

月	日			投書種別
4	21	令和5年4月から9価の子宮頸がん予防ワクチンも公費接種が可能になりましたので令和5年4月以前に9価ワクチンを接種した費用も払い戻しの対象にしてください。少なくとも4価までの料金は払い戻してほしいです。	本事業は、定期接種対象年齢を過ぎて定期接種対象ワクチンを令和5年3月31日までに自費で接種した費用を助成する事業です。9価HPVワクチンは令和5年4月より定期予防接種対象ワクチンとなりましたので、本事業での助成は対象外です。	Eメール君
4	23	小網町にある店舗の軒先（歩道）に灰皿が設置されていて、歩行者として困っています。至急撤去するよう指導してください。	ご指摘の店舗に連絡を取り状況を確認したところ、店舗前に灰皿を設置しているとのことでした。当該場所での喫煙により、周辺で受動喫煙が生じていることから、灰皿を撤去するよう指導し、4月27日に灰皿が撤去されていることを確認しました。	Eメール君
4	25	銀座・築地での旅行者の路上喫煙について、対策をお願いします。警察と一層協力し対策をしてください。住民だけではなく、中央区へ来る全ての方が過ごしやすい町づくりをお願いします。	車両の運転者や来街者の路上喫煙を注視しながら巡回パトロールを強化し、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図っていきます。また、区内警察署と連携し、喫煙者に対する注意喚起を行う活動を定期的に実施しており、今月も実施予定です。	Eメール君
4	27	区内のホテルの前を歩行中、上から火の付いたたばこが飛んできました。上を見ると外国人の集団がいて、喫煙していたと思われます。ホテルと外国人が増えてきているので、喫煙ルールの周知をお願いします。	ご指摘のホテルに連絡を取り、吸い殻の投げ捨ては火災だけでなく、事故や怪我にも繋がる危険な行為であるため、宿泊客への注意喚起や館内での掲示などの対策をするよう指導したところ、社内で情報共有し、対応するとの回答を得ました。	Eメール君
5	2	流産のため、精神的にダメージを受けている時に、区から妊婦面談についての電話があり、事情を伝えたにもかかわらず、再度電話がありました。その後、出産応援事業の書類が届きました。伝達の悪さを改善してください。	区から妊婦の方などへ連絡をする場合には、過去の記録を確認し、新たな情報を的確に記録すること、必要な配慮を行うことを職員へ周知徹底しました。	Eメール君
5	4	日本橋地区の2店舗は、歩道に簡易灰皿を置き、客はそこで喫煙しています。路上禁煙シールの効果は全く感じられません。この状況が他の店舗でも起こりかねないので、厳しい対応をお願いします。	1つ目の店舗は、当該場所での喫煙禁止を徹底し、灰皿を撤去するよう指導しました。後日現地を確認し、灰皿が撤去されたことを確認しました。2つ目の店舗は、当該場所での喫煙禁止を徹底するよう指導し、速やかに対応するとの回答を得ました。	Eメール君
5	8	健康増進法違反に対して、罰金や氏名の公表など厳しく対応してください。新富や築地で、ビルや店舗の敷地内に灰皿を設置しているところがあります。灰皿を撤去させるなど、対応をしてください。	ご指摘の現地を確認し、各施設や店舗に対して、灰皿を撤去するよう指導し、撤去されたことを確認するとともに、店舗利用客に店頭での喫煙禁止を徹底するよう指導しました。区では、引き続き状況を注視していきます。	Eメール君
5	15	佃リバーシティの公園で、午前7時30分から午前8時30分の間に犬の散歩をしている人が、リードをつけずに犬を走らせています。危険なので、リード着用の徹底、または、罰則などを検討してください。	現地で午前7時から午前9時の間でパトロールを行いました。ノーリードの犬の発見には至りませんでした。犬のノーリードは都条例で禁止されており、区でも飼い主のマナーとして順守されるべきと認識しています。今後も区の広報紙などを通じて啓発活動を行います。	Eメール君
5	18	銀座では、夜になると植え込みから大きなネズミが大量に出てきます。たまに出るというレベルではありません。このありさまは、住民にも海外からの観光客にも恥ずかしいと思います。退治に取り組んで下さい。	区では、年間を通して植込みなどの巣穴に殺そ剤を投入するとともに、11月から3月にかけて汚水ます・雨水ます2,500か所に、殺そ剤やネズミ補そ器を設置してネズミの駆除作業を行っています。なお、ネズミの巣穴を発見した場合には、ご一報いただければ駆除作業を実施します。	Eメール君
5	18	区立桜川公園や八丁堀エリアで、路上喫煙が続いています。一人が吸っていると喫煙者が集まって周辺で吸うこともあり、治安に不安を感じます。対策をお願いします。	区では、ご指摘の場所周辺での巡回パトロールを強化し、繰り返し注意してもルールを守らない喫煙者に対しては行政指導を行い、喫煙者が特定できた時は、その勤務先やビル管理者に直接連絡を取るなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。	Eメール君
5	23	毎週土曜日の夕方、中央小学校の施設開放を利用した団体の人たちが、喫煙スペースではないところで喫煙しています。近くには、公園や店舗もあり子どもたちが行き来します。学校施設を利用する方たちへの指導をお願いします。	ご指摘の団体に対し、屋外での喫煙の際は指定喫煙場所を利用するよう指導しました。区では、施設利用者に喫煙ルールを周知するとともに、巡回パトロールを強化し、喫煙者を発見した場合は喫煙の中止を求め、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。	Eメール君
5	29	人形町の路上喫煙については、対策（パトロール）の強化をしているようですが、状況は改善していません。健康増進法の趣旨から、せめて子どもの健康被害の可能性を重視し、具体的な課題や解決の道筋を示してください。現在の対策では効果は出ません。	ご指摘の店舗には、店先での喫煙を直ちにやめるよう指導しました。受動喫煙を減らすためには、中央区たばこルールの順守徹底と喫煙場所の確保が重要であると考えていることから、今後もこれらの取り組みを継続していきます。	Eメール君
5	31	世界禁煙デーおよび日本の禁煙週間について、区は行政としてイベントや広報などを実施しているのか教えてください。また、この期間に限らず、禁煙デーや禁煙週間の趣旨にあった施策を進めてください。	区では、たばこによる健康への影響やたばこルールなどの周知・普及啓発を年間を通して行っています。世界禁煙デーや禁煙週間には区ホームページでの周知、コミュニティバス内の広告、チラシ配布、広報紙への掲載などを行っています。	Eメール君

3 「区長への手紙」 要約

月	日		投書種別
5	31	妊婦健診費用助成の申請をしたところ、受診日が1年以上前のため対象外と言われました。しかし区のホームページには、期限は妊婦健康診査を受診した最後の日または出産日から1年以内と書いていて、今回は出産日から1年以内です。費用の助成と正確な情報の掲載をお願いします。	E メール君
6	2	最近になって喫煙についての指導を厳しくしている理由を教えてください。中央区たばこルールで定めている喫煙をする人が守るべきルールについて、私有地で喫煙する場合どのような状況ならよいのか、具体的に示してください。また、八丁堀界限に指定喫煙場所を設置してください。	E メール君
6	12	楓橋宝川公園の両脇には、禁煙の看板が立っているのに喫煙者がいる状況です。保育園への通道路のため、子どもが受動喫煙することや、禁止行為を行っている大人を見ることは教育上よくないので、やめるよう働きかけをお願いします。	E メール君
6	13	築地川采女橋公園は禁煙のはずですが、ハーブの木の奥や公園の真ん中でたばこを吸っている人がたくさんいます。風向きによって煙が来て、嫌な思いをしました。きちんと規制してください。	E メール君
6	19	勝どき五丁目の歩道のベンチ前に禁煙路面シートの設置を要望し設置されましたが、依然として喫煙者が多くいます。ベンチの後ろの電柱など、目につくところに禁煙ポイ捨て禁止の看板を設置してください。現地調査をして、対応をお願いします。	E メール君
6	26	以前、小伝馬町にある店舗が公道に置いたテーブルに灰皿を設置していると区長への手紙で送りましたが、いまだに改善されていません。見回りと指導を行っていますか。対応が甘過ぎないでしょうか。	E メール君
6	26	妊娠届出後に区から電話があった際、流産したことを伝えたにもかかわらず、再度区から妊娠に関する電話や書類の送付があり、精神的に苦しい思いをしています。情報共有をして、このようなことが起こらないようにしてください。	E メール君
6	26	入船にあるマンションの前に、管理会社が灰皿を設置しています。電子たばこ限定としていますが、実際は紙たばこを吸っている人も多く、喫煙者が敷地外へはみ出し路上喫煙の状態になっています。喫煙スペース撤去を含めた指導をしてください。	E メール君
7	3	楓川宝橋公園は禁煙にも関わらず、会社員やタクシー運転手が喫煙しています。幼い子どもを持つ親として、大変困っています。	広聴はがき
7	7	がん患者の医療用ウィッグ購入補助制度について、指定難病の全身性エリテマトーデスも対象にしてください。難病の補助金制度はありますが、自己負担の多い疾病で、脱毛の症状がある場合は精神的な負担に加え経済的な負担が重くなります。	E メール君
7	10	ベランダに出ると時々たばこの匂いがするので下を見ると、住宅の敷地外の歩道で喫煙している人がいます。これまで喫煙していた場所から移動してきたのかもしれませんが。この歩道にも喫煙者を見たら通報を促す看板をつけてください。	E メール君
7	14	日本橋久松町にある店舗の従業員が、夜間に路上で喫煙し、吸い殻を植栽に捨てています。取り締まりや指導をしてください。	E メール君
7	18	マンション前の植え込みにネズミが出ます。隣のビルのごみ出しがひどく、そこにネズミがいて、人が通ると植え込みの影に隠れます。また、逃げたネズミがマンションの植栽にも入ってきます。殺そ剤を入れて駆除してください。また、隣のビルでは路上喫煙も目撃しました。	E メール君
		ご指摘のとおり申請の期限は妊婦健康診査を受診した最後の日または出産日から1年以内となります。そのため、助成の対象外と案内したことは誤りでした。今後、このような事態が生じないよう徹底した指導を行うとともに、窓口での適切な対応に努めます。	
		私有地の喫煙であっても、屋内外を問わず受動喫煙を生じさせることがないよう配慮することが義務付けられていることから、喫煙者が守るべきルールとして条例で定めています。また、八丁堀では指定喫煙場所を令和5年6月中旬に供用開始する予定です。	
		ご指摘の場所は、喫煙者が多い状況であることから重点スポットと位置付け、巡回パトロールを実施し、喫煙者に対し喫煙の中止を求め、指定喫煙場所を案内しています。また、喫煙者に注意喚起を行う活動を警察署と合同で定期的実施しています。	
		ご指摘の場所は、喫煙者が多い状況であることから重点スポットと位置付け、巡回パトロールを実施し、喫煙者に対し喫煙の中止を求め、指定喫煙場所を案内しています。また、喫煙者に注意喚起を行う活動を警察署と合同で定期的実施しています。	
		ご指摘の場所を確認し、関係所管と調整し、当該ベンチの後ろに喫煙およびポイ捨て禁止の看板を設置しました。区では、巡回パトロールを強化し、ルールを守らない喫煙者に対しては行政指導を行うなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図っていきます。	
		ご指摘の店舗については、現在も状況の改善に至っていないため繰り返し指導しています。今後も監視指導を強め、適切に営業が行われるよう指導していきます。	
		この度は、大変申し訳ありませんでした。今後、このようなことがないよう、職員への指導を徹底しました。また、必要な情報の共有を図り、区民の皆さまの状況に応じた適切な配慮と支援を行うよう努めていきます。	
		ご指摘の場所の状況は、区でも状況を把握しており、管理会社に対し、状況改善に関する指導を行うとともに、受動喫煙対策について協議を重ねています。状況の改善に至るまで、引き続き厳しく指導していきます。	
		ご指摘の場所を重点スポットと位置付け、巡回パトロールを実施し、喫煙の中止を求めるとともに、近隣の指定喫煙場所を案内しています。また、喫煙者に対する注意喚起を警察署などと合同で定期的実施しています。	
		難病により支援を必要としている方は、症状などにより希望される支援が異なることから特定の助成事業を実施するのではなく、患者個人が必要な支援に活用することができる難病患者福祉手当の支給が最も有効な支援であると認識しています。	
		ご指摘の場所を重点スポットと位置付け、巡回パトロールを実施し、喫煙者に対する注意喚起を警察署などと合同で定期的実施しています。注意喚起に関する掲示物を8月までに設置するよう関係機関と協議を進めています。	
		ご指摘の店舗の本社責任者およびご指摘の店舗が入居するビル管理者に連絡を取り、路上喫煙禁止の徹底および植栽へのポイ捨てを止めるよう指導しました。	
		今回の相談を受けて周辺の公共道路の植え込みを見回り、必要に応じて巣穴に殺そ剤の投入をするなどの対応を行います。また、路上喫煙については巡回パトロールを強化し、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。	

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
7	19	高齢者肺炎球菌定期予防接種について、65歳より前に23価肺炎球菌ワクチンを接種すると、定期接種の対象外になります。この制度の規定の経緯を示し、また、対象者を拡充してください。	定期予防接種は予防接種法に基づき、国や都からの通知により、国や都と協力して実施しています。ご要望の高齢者肺炎球菌定期予防接種の対象者の拡充については、国からの通知はありませんが、通知がありましたら、早急に対応します。	Eメール君
7	20	妊婦超音波検査受診票の拡充について保健所に連絡したところ、3月までに妊娠届を提出した場合は、受診券は1枚とのことで、とても気分の悪い言い方でした。出産予定日ではなく、妊娠届を提出した日で決まるのは納得がいきません。	区では国や都と連携し、妊婦健診など母子保健事業を行っており、都による支援事業の開始に伴い、区でも超音波検査受診票の配布枚数を拡充しました。対象者は都の事業と同様の方を対象としました。	Eメール君
7	20	子どもの通う保育園の周辺や入口付近で、喫煙し吸い殻を捨てる人がいます。避けては通れないので受動喫煙が心配です。特に京橋公園周辺は車を止めて喫煙する人が多くいます。路上喫煙者には、罰則など規制をしてください。	周辺の区道や園敷地内に啓発用ポスターを掲出するとともに、園周辺に加え、京橋公園周辺での巡回パトロールを強化するなど喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。また、指定喫煙場所の整備を推進し、分煙環境の確保を図ります。	投書箱
7	20	保育園への送迎時に、路上での喫煙者や捨てられた吸い殻をよく見ます。区は路上喫煙を禁止し、受動喫煙防止法があるにも関わらず、路上喫煙者が絶えないのはおかしいです。区はさらに路上喫煙の取り締まりや罰則を強化してください。	周辺の区道や園敷地内に啓発用ポスターを掲出するとともに、登園や降園の時間帯を中心に、巡回パトロールを強化するなど喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。また、指定喫煙場所の整備を推進し、分煙環境の確保を図ります。	投書箱
7	25	H P Vは男性においても性感染症やがんを引き起こします。男子には助成がなく、自費で賄うことになりました。男子に対する助成を前向きに検討してください。	定期予防接種以外の接種を助成対象とする場合は、国や都からの情報、感染症の流行状況などを総合的に判断して実施の可否を決定します。現在、実施の予定はありませんが、引き続き流行状況などの傾向をみながら検討していきます。	Eメール君
7	26	明石町周辺でネズミを見かける頻度が年々上がっています。明石町の歩道の植え込みにネズミが入っていくのをよく見かけます。区では11月から3月にかけて防鼠作業を実施していますが、明石町周辺では効果は見られません。積極的および抜本的対策をしてください。	ご連絡を受け、改めて相談場所周辺を見回り、必要に応じて巣穴に殺虫剤の投入を行います。公共道路の植え込みなどにネズミの巣穴を発見した場合には、保健所までご一報ください。駆除作業を実施します。	Eメール君
7	26	稲森神社近辺で、平日の違法喫煙が目立ちます。付近の喫煙所に行かず、平気で路上喫煙をしています。治安の悪化にもつながるので、注意や取り締まりをしてください。一度現場を見れば、注意書きやポスターは意味がないことが分かると思います。	ご指摘の場所を重点スポットと位置付け、巡回パトロールを実施し、喫煙の中止を求め、近隣の指定喫煙場所を案内しています。また、喫煙者が特定できた時は、勤務先やビル管理者に連絡を取り、注意喚起を行っています。	Eメール君
8	7	京橋地区にあるビルの横で、よく喫煙をしている人がいます。受動喫煙は発達途中の園児や高齢者には良くないため、喫煙禁止のロープを張るなど、喫煙者が寄りつかないようビルの持ち主に進言してください。	当該ビル管理者に対し、ビル敷地周辺での喫煙防止対策を図るよう指導し、喫煙ルールおよび指定喫煙場所利用の周知を従業員に行うとともに、ビルの壁面などに注意喚起に関する掲示物を設置する旨回答を得ました。	Eメール君
8	7	子宮頸がんワクチン接種のアンケートを行い、男性の接種率が低いことが分かりました。国民全員が無償で接種できるように国や自治体が男性への子宮頸がんワクチン接種の助成制度を確立するべきです。区の男性のワクチン接種に関する取り組みを教えてください。	法定接種以外の予防接種費用を助成対象とする場合は、国や都からの情報や感染症の流行状況などを総合的に検討し、実施の可否を決定します。男性の子宮頸がんワクチン接種費用助成は現在予定していませんが、引き続き検討していきます。	Eメール君
8	16	築地川千代橋公園では、喫煙厳禁の掲示があるにもかかわらず、大抵喫煙者がいて喫煙をしています。公園を閉鎖する、喫煙厳禁の貼り紙を増やす、「誰かが見ているぞ!」のステッカーを貼る、呼びかけを行うなど対応をしてください。	ご指摘の公園を重点スポットと位置付け、巡回パトロールを強化し、喫煙者が特定できた時は、保健所からその勤務先やビル管理者に連絡を取り注意喚起を行っています。掲示の強化については、9月中旬までに行うよう関係所管と協議しています。	Eメール君
9	15	里帰り先での予防接種依頼書を含め、産後の手続きがいまだに手書きや郵送なのは時代遅れです。	母子保健事業における各種手続きの電子化については、順次拡大していく予定です。	Eメール君
9	21	最近は細い路地だけでなく、大通りの歩道でも喫煙者がいます。特に外国人観光客は歩きながら喫煙し、腕を下げるとその火が子どもの目の高さになるので非常に恐怖を感じています。区内ホテルへのチェックアウト時の声掛けの依頼や、可能であれば取り締まりなど対策を検討してください。	喫煙者の利用するホテルが特定できた時は、その管理者に直接連絡を取り注意喚起を行うなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。区では分煙環境の確保が重要であると考えていることから、分煙環境の確保に努めます。	Eメール君
9	25	月島・勝どきエリアは公共喫煙所がほとんどないため、路上喫煙や飲酒を伴う喫煙がまん延しています。また、勝どきにある月決め駐車場と時間貸駐車場では、会社員や作業員風の人たちがたむろして飲酒や喫煙をしています。注意喚起の貼り紙も全く機能していません。効果的な対応をしてください。	巡回パトロールにより、喫煙者を発見した場合は喫煙の中止を求め、近隣の指定喫煙場所を案内しています。また、駐車場管理者に対し、駐車場内での喫煙防止対策を速やかに図るよう指導し、管理者として巡回を強化する旨回答を得ました。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
9	25	京橋にある公衆便所敷地内での喫煙により、煙が会社の中まで入ってきてとても不愉快です。タクシードライバーや付近の従業員が、この公衆便所に集まってたばこを吸います。正式な喫煙施設を設置するか、喫煙をより強く抑制できるような対応をしてください。	ご指摘の場所での喫煙は、条例で禁止しています。区では巡回パトロールを強化し喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図るとともに、区による新設や、助成制度を活用した民間事業者による指定喫煙場所の整備を推進し、分煙環境の確保に努めます。	E メール君
9	28	月島地区で行われた住吉神社の例大祭は盛況でしたが、路上喫煙する人が多く残念に思いました。今後夏の花火や春のお花見などが復活すると、区外の方が来るが多くなります。路上喫煙は禁止である旨の周知徹底をお願いします。	区では巡回パトロールを実施しており、喫煙者を発見した場合は喫煙の中止を求め、近隣の指定喫煙場所へ誘導しています。今後も来街者の路上喫煙にも注視し、喫煙ルールの周知および喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。	E メール君
10	2	京橋地域にある店舗の隣のビルで働いている清掃員らしき人が、路上禁煙の垂れ幕がある場所でたばこを吸って大変迷惑しています。注意喚起をしてください。	ご指摘の店舗に隣接する各ビルを訪問し、各ビルの管理者に対し「中央区たばこルール」の説明を行いました。また、喫煙する際は指定喫煙場所を利用することを各テナントの従業員に周知・徹底するよう指導し、速やかに対応するとの回答を得ました。	E メール君
10	2	新型コロナウイルスワクチンの予約システムにログインして現況を確認しましたが、システム内の表記が「2023年9月20日以降の接種日でご予約できます。」となっています。前回の接種は7月ですが、なぜこのような表記となるのですか。システム検証は十分にしていますか。	令和5年秋開始接種の開始日をお知らせする目的で、システム上に「2023/09/20以降の接種日でご予約できます。」と表記しています。令和5年秋開始接種が開始されたことから、表記を「前回接種から3カ月を経過した日付」に修正します。	E メール君
10	2	勝どきの保育園の横にマンションが建設されたことに伴い、公園も新しくなりましたが、以前の遊具がなくなり残念です。また、保育園横にトイレが設置されましたが、その付近で喫煙や違法駐輪をする人がいて、マナーや安全が脅かされています。対応をお願いします。	ご指摘の場所での喫煙は条例で禁止していることから、巡回パトロールを強化し、繰り返し注意してもルールを守らない喫煙者に対しては行政指導を行うなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図るとともに、分煙環境の確保に努めます。	E メール君
10	10	近所に全席喫煙可能な飲食店があります。受動喫煙防止条例に違反しているのではないのでしょうか。調査し指導してください。	ご指摘の店舗を訪問し確認したところ、「喫煙可能店」としての要件を満たしていることを確認しました。今後も区内飲食店が関係法令などを順守するとともに、適切に営業が行われるよう注視します。	E メール君
10	11	带状疱疹ワクチン接種補助制度を要求します。他区に住む親族は高額なワクチン接種を半額補助され接種できました。この予防接種について、特別番組や宣伝で周知される中、区で補助制度がないのが不思議です。早期の対応をお願いします。	電話にて、「令和5年4月から助成事業を開始している。」旨説明し、区のホームページに掲載されている申請書、医療機関一覧を送付しました。	E メール君
10	13	自宅マンションと隣家の間の私道には、隣家が設置運営している飲料自動販売機と灰皿があります。隣家住民を含めた通行人が、その灰皿を中心に集まり常に喫煙しています。そのため周辺住民は、望まない受動喫煙とたばこ臭さに迷惑していますので、実態の調査と対応を要望します。	私道ではあるものの、「健康増進法」で定める屋外配慮義務に違反していることから、灰皿を撤去するよう継続的に指導をしています。喫煙者が周囲から集まる状況が続かないよう、今後も灰皿撤去の指導を続けるなど対応します。	E メール君
10	16	京橋地域には、店舗の横の小道に灰皿を置き、客や通行人を途切れなく喫煙させ、大通りにはみ出し看板や物を置いている飲食店があります。別の店は、敷地内に灰皿を置き、喫煙者は公道に向けて煙を出しています。早期改善のため、区の方針、対策方法、予算の使い方、広報の再検討をお願いします。	ご指摘の2店舗に指導しました。区内の飲食店事業者が関係法令などを順守し、適切に営業できるように指導します。指導後は、職員や巡回パトロールによる現地確認をより強化し、改善すべき状況が長続きしないよう迅速に対応します。	E メール君
10	30	京橋地域にある店舗が、小さいテーブルを外に出して、上に灰皿を設置しています。確認の上、対処をしてください。	店舗前公道上での喫煙は条例で禁止していることから、当該場所での喫煙禁止を徹底し、喫煙の際は近隣の指定喫煙場所を利用するよう指導しました。また、ご指摘の飲食店利用者が店頭で喫煙していたことを確認したため、再度指導しました。	E メール君
10	31	ワクチン接種は、個人が情報を集め有効性と安全性を判断する必要があります。行政は情報を集め区民などに選択させる事が大切です。HPVワクチンも、区民の選択の自由は大切ですが、現状では補助金支給や男性への推奨はしないでください。	法定接種以外の予防接種費用を助成対象とする場合は、国や都からの情報や感染症の流行状況などを総合的に検討し、実施の可否を決定します。男性のHPVワクチン接種費用助成は現在予定していませんが、引き続き検討していきます。	E メール君
11	6	勝どき地域にある「路上禁煙」の立て看板について、上部の固定が外れて倒れています。新規の物に交換するなどしてください。この周辺は歩きたばこの人が多く、看板は引き続き必要です。	現地を確認し、新しい立て看板に交換しました。区では、引き続き巡回パトロールを強化し、ルールを守らない喫煙者に対しては行政指導を行うなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。	E メール君
11	8	湊にあるビルでは、道路の近くに灰皿を置いてたばこを吸わせています。屋根があったかは分かりませんが、実態を調べて、指導とビルへの情報提供をしてください。	ご指摘のビル管理者に対し、複数回にわたりビル敷地内の灰皿を撤去するとともに、喫煙ルールおよび指定喫煙場所利用の周知を従業員に行うよう指導しました。後日現地を確認し、灰皿が撤去されていることを確認しました。	E メール君

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
11	13	勝どき地域に設置していた「路上喫煙禁止」の看板の本体が、枠の一部とロープを残してなくなっています。現状を確認の上、再度設置してください。マンション周辺の路上喫煙がなくなりませんので、引き続き看板が必要です。	現地を確認し、立て看板を2カ所設置しました。また、陸橋の中央分離帯については、都に協議の上、注意喚起の掲示を5カ所設置しました。区では引き続きパトロールを強化し、ルールを守らない喫煙者に対しては行政指導を行うなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。	E メール君
11	20	路上喫煙、たばこの吸い殻のポイ捨てが目立ってきました。特に、観光地と化している築地四丁目交差点周辺の汚れはひどいありさです。外国人だけでなく、日本人の喫煙も多いです。クリーンな区とは言い難い現況の改善をお願いします。	ご指摘の場所周辺での喫煙は条例で禁止していることから、巡回パトロールを実施するとともに、吸い殻拾いを実施しています。また、路上などの喫煙禁止場所での喫煙を防止し、喫煙ルールを順守してもらうため、分煙環境の確保に努めます。	E メール君
11	21	勝どきの飲食店は、店舗の外と隣接する建物の間にカーテンを取り付けたスペースで調理しています。カーテンを付けているので見えにくいのですが調理器具も置かれています。外での調理のため、臭いが漏れ虫やネズミが寄ってきているようです。現地調査と注意勧告をお願いします。	当該飲食店に立ち入り、調査したところ、店舗外で魚の下処理を行っているのを確認しました。営業者に対し、調理行為は許可のある屋内の調理場で行うよう指導し、衛生指導注意票を交付しました。	E メール君
11	22	桜川公園の公衆トイレ・ごみ箱付近で喫煙している人がいて、子どもやペットの散歩ができません。また、八丁堀の路地の自動販売機の前には多くの喫煙者がいます。区は1年以上前から注意や対策を講じていますが、改善が見られないので、別の対策をしてください。	桜川公園は、ご指摘の時間帯の巡回パトロールを強化し、公園管理者と掲示物を設置するよう協議を進めています。八丁堀の路地は、灰皿の設置者に複数回にわたり訪問・指導し、後日灰皿が撤去されたことを確認しました。	E メール君
11	29	区の路上でVAPEを吸っていたところ、緑の制服の方に注意を受けました。たばこではないと言っても聞き入れてもらえず、非常に不快な思いをしました。東京都受動喫煙防止条例ではVAPEは規制の対象外ですが、区でも路上喫煙の対象外ですか。禁止であれば、条例に記載してください。	「VAPE」は区条例で規制されるものではありませんが、見た目の区別がつきにくく、喫煙者而非喫煙者間でトラブルに多々発展していることなどを踏まえ、公共の場所において喫煙をしないよう努めてほしい旨を伝達するよう指示しています。	E メール君
11	30	海外の旅行者や仕事などで区を訪れる人の路上喫煙が多く見られます。居住者は区の条例を意識していますが、外部の人には、周知徹底されていないので、公共の喫煙所の設置・路上喫煙禁止の看板の設置やオフィスビルの喫煙スペース設置の義務化と喫煙所からの煙や臭い対策もお願ひします。	区条例に基づき、巡回パトロールの強化、立て看板や路面シートなどの設置、分煙環境の確保などさまざまな取り組みを行っています。ご指摘の指定喫煙場所については、公園利用者などに受動喫煙が生じないように、利用ルールの徹底を図ります。	E メール君
12	15	月島地域では、犬をノーリードで歩かせたり、他者の敷地内で排せつさせたりなど、マナー違反が増えています。パトロールなどで確認してください。また、朝夕の月島商店街周辺でほえ続ける犬がいて、騒音に感じるため、飼い主に犬同士の無用な接触を避けるよう注意喚起してください。	ご指摘の地点を中心として、2日間にわたり朝夕のパトロールを実施しましたが、ほえ続ける犬やふん尿の放置などのマナー違反の飼い主を発見するには至りませんでした。引き続きパトロールを行い、違反者に遭遇した場合、注意していきます。	E メール君
1	4	区立高齢者住宅にマッサージの施術者を呼んだ際に、施設内に駐車するには、日時や担当者氏名の提出が必要だと言われました。駐輪や駐車に関する取り決めは、住宅掲示板などにも表示されていません。施設の通路や駐輪場などについて、使用規約を分かりやすく表示し、管理してください。	当該施設の駐輪場は、使用方法について張り紙を掲示しています。駐車場は一般車両は使用禁止ですが、医療行為を行うため来所する車両は、事前に駐車日時などを管理センターに連絡すれば駐車できます。なお、今後不明な点があれば、区が規定している生活協力員と連絡・調整をお願いします。	E メール君
1	17	子育て支援に関する調査に、保育所の近くの公園では、路上喫煙者が多くいて煙が流れてくるので、喫煙ボックスを設置してほしいと記入しました。直後に区が喫煙ボックスを設置し、保育所に流れてくる煙が大幅に減りました。	指定喫煙場所を設置したことにより、保育所に流れてくる煙が大幅に減ったことを保健所内で情報共有しました。	E メール君
1	18	子どもの歯科健診は、時間になるまで会場の外で待たされます。そこには、椅子もありません。また、誤嚥（ごえん）の話の中で豆類の取り方については国の見解とは違った説明をしていました。職員は指導する内容を日々更新し、親子に寄り添った対応をお願いします。	ご指摘を受けて、会場に入る自動扉を健診開始15分前に開錠し、ベンチで座って待てるようにします。また、食品による窒息・誤嚥（ごえん）事故防止については、消費者庁の注意喚起に基づいて健診時に説明しており、内容については、引き続き正確な情報が伝わるよう努めます。	E メール君
1	26	区の路上喫煙が多く、望まない受動喫煙で迷惑しています。区の委託者による巡回をしても効果は感じられず、過去1年間で路上喫煙者を見なかった日はありません。区内全域の喫煙所を除く公共の場所での違反者には直ちに過料1万円を徴収するなど、条例を改正してください。	区では罰則による過料などよりも、ルールの周知徹底と指定喫煙場所の整備による分煙環境の確保が重要であると考えています。巡回パトロールを強化し、注意喚起を徹底するとともに、指定喫煙場所の整備を推進します。	E メール君
1	29	児童遊園で喫煙をしている会社員がいたので、口頭で注意したところ怒り出し、暴力を振るわれそうになりました。区民として当然と思い、言い方に気を付けて注意したのですが、このような危険な目に合うのであれば、警察と連携し罰則付きの条例にしてください。	区では罰則による過料などよりも、ルールの周知徹底と指定喫煙場所の整備による分煙環境の確保が重要であると考えています。巡回パトロールを強化し、注意喚起を徹底するとともに、引き続き区内警察署との連携も強化します。	E メール君

3 「区長への手紙」 要約

月	日		投書種別
1	29	路上喫煙が多すぎるため、他区のように罰金制にして禁止を強化してください。特に小さな子どもが使用する施設の周りは、窓を開けた際にたばこの臭いが入ったり、子どもにたばこの火が当たったりしないか心配です。幼稚園や保育園、小学校などの周りだけでも、罰金の徴収など対応をお願いします。	E メール君
2	13	日本橋地域には、敷地内に灰皿を設置し、入居者や第三者に喫煙をさせているビルがあります。実効性がある対応をしてください。また、路上喫煙者への禁煙治療の啓発と、喫煙所の設置をお願いします。	E メール君
2	19	勝どきにある公園で、たばこを吸っている人がいます。喫煙所を設置するか、正午から午後1時の時間帯に巡回をしてください。たばこの吸い殻もたくさん落ちています。幼児が口に入れてニコチン中毒になってからでは遅いと思います。	E メール君
2	21	産後ケア事業の利用は、数年前とは違い施設が混み合い利用が難しかったです。特に第2子以降は保育園の関係もあり里帰りは難しく、精神的サポート面からも社会的支援が必要です。	投書箱
3	1	黎明橋公園にあるベンチで、禁煙と書いてあるのに喫煙している人がいます。ここに座ると吸いたくなるようなので、ベンチを撤去してください。また、自動車と同じように罰則の切符を作ってください。たばこの煙の害について真剣に考えてください。	E メール君
3	5	住宅の私有地などで喫煙する人が非常に増えており、吸い殻をボイ捨てされるので、強風による火災や路上での散乱などが心配です。対策案を示してください。	E メール君
3	12	区内の病院で難病の診断を受け、都の難病患者医療費助成を受けています。当面は入院治療の必要はないですが、将来的には長期の入院が必要になります。受診している病院は差額ベッド代が高いので経済的に不安です。差額ベッド代の一部を助成する制度を設けてください。	E メール君
3	13	店頭で灰皿を置いている店舗の周辺に喫煙者が大勢集まっています。道路などに吸い殻を投げ捨てる人もいます。適切な調査の上、厳正な対処をお願いします。	E メール君
		区では罰則による過料などよりも、ルール of 周知徹底と指定喫煙場所の整備による分煙環境の確保が重要と考えています。巡回パトロールを強化し、喫煙者が特定できた時は勤務先に連絡を取り注意喚起を行うなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。	
		区では、令和5年7月より産後ケアを必要とする全ての方が利用できるよう、利用対象要件を緩和し利用者負担額の軽減を行いました。また、8月および11月より対象施設の拡大を行いました。引き続き事業の充実について検討します。	
		区では、罰則による過料などよりも中央区たばこルール of 周知徹底と指定喫煙場所の整備による分煙環境の確保が重要と考えています。そのため、巡回パトロールを行い喫煙禁止場所で喫煙者を発見した際は、指定喫煙所への誘導や行政指導などを行っています。	
		区では、条例により路上での喫煙を禁止しており、私有地での喫煙についても公共の場所にいる方に受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならぬと定めています。また、巡回パトロールを実施し、喫煙者を発見した際は喫煙の中止を求め、指定喫煙所へ誘導しています。	
		区では難病の診断を受けた方への医療費の助成および難病患者福祉手当の支給を行っています。ご希望されている費用への助成制度の予定はありませんが、難病の診断を受けた方などが生活の不安を解消できるよう支援の充実 に努めていきます。	
		ご指摘の場所の状況は区でも把握しており、敷地内の灰皿を撤去するよう指導し、令和6年3月22日に現地で灰皿が撤去されていることを確認しました。区では、巡回パトロールによる現地確認をより強化するなど、状況に合わせた対応に努めます。	

環境土木部(184件)

月	日		投書種別
4	4	4月1日から、自転車ヘルメットの推奨がスタートしましたが、中央区は他自治体のように、補助金支給の検討はされていないのでしょうか。	E メール君
4	7	銀座で飲食店を営んでいます。フードロスに関し、中央区の取り組みは認識していますが、仕事柄、当日準備した食品が残り廃棄している現状から、他区で行われているような、業者と購入希望者とマッチングするシステムを取り入れてもらえませんか。	E メール君
4	12	佃大橋の明石側自転車スロープの下にいつも自転車やバイクが止めてあるのですが、駐輪場として利用が許されているのか教えてください。利用が許可されていないのであれば、現在駐車中の自転車やバイクへの指導や撤去を迅速に対応してください。	E メール君
4	17	日本橋茅場町のさくら通りの街灯が木に隠れて暗いため、下からライトアップするなどして、全体が明るくなるようにしてください。歩道が特に暗く、車から歩行者が見えにくいです。	E メール君
		自転車のヘルメットは、現在、購入費用の支援を行う予定はありませんが、今後もヘルメット着用に向けた取り組みについて検討していきます。まずは、関係機関と連携し、交通安全教室やキャンペーンなど、広報活動を通じて、ヘルメット着用の重要性を周知していきます。	
		ご提案いただいたマッチングアプリなどを活用したフードシェアリング事業は、他区において導入されており、食品ロス削減に有効な取組と認識しています。区としては、食べきり協力店制度の事業効果などを見極めながら、フードシェアリング事業の展開の可否を検討していきます。	
		ご指摘の場所の放置自転車は、注意札を貼り付けるとともに、自転車が放置されないようコーン・パーを設置しました。また、放置自転車対策業務の委託会社へ当該箇所の巡回を重点的に行うよう指示しました。	
		夜間に現地の照度測定を行った結果を基に、投稿者と現地確認し、以下の対応を行うことで了承を得ました。①街路灯の照度アップと歩道灯の新設1基を行う。②樹木で照明が隠れ光が届きにくい状況であったため、照明付近の樹木の剪定を行う。	

3 「区長への手紙」 要約

月	日			投書種別
4	20	自宅前に置いてある植木鉢や自転車について、区の職員が撤去するように言ってきました。その際の態度が非常に横暴であったため、近隣住民を代表して連絡しました。区としての説明を求めます。	電話にて「4月19日に商店街連合会が道路の環境安全運動のため実施したもので、区や警察署は協力者として参加している。今後、営業の妨害となる対応はしないよう実施団体に指導していく。」旨回答し、了承を得ました。また、道路の正しい使い方を説明しました。	E メール君
4	21	高層マンションに運ぶ荷物の積み替えなどを時間貸し駐車場で行っているため、一日中トラックが出入りしてうるさいです。中央区は高層マンションが多く、通販など今後荷物量が減るとは思えません。マンション街ごとに共同配送センターを設置するよう指導はできませんか。	昨今では、宅配事業者によるマンション内専用の配送センターの設置により複数の宅配事業者および居住者双方の利便性の向上を図るなど、独自の取り組みも生じてきており、区としてもこうした動向を注視していきます。	E メール君
4	23	勝どき二丁目の飲食店前の歩道に大きな鉢植えが置かれ自転車などの通行に支障があります。以前、区から撤去要請をしてもらいましたが、状況は変わっていません。再度、問題解決に向けての対応を希望します。	電話にて「現地を確認し、植栽の所有者に歩道上からの撤去をお願いし民地内に移動してもらった。今後もパトロールを行い、大きな鉢が歩道にあった場合は所管警察と合同で対応していく。」旨回答し、了承を得ました。	E メール君
4	25	銀座・築地での長時間の路上駐車車両について、対策をお願いします。警察と一層協力し対策をしてください。住民だけではなく、中央区へ来る全ての方が過ごしやすい町づくりをお願いします。	区では、警察署と連携しながら違法駐車防止の指導・啓発活動に取り組んでいます。銀座地区では、違法駐車指導員が違法駐車および運転者が乗車中の駐車車両に対して、警告ステッカーの貼付による指導や駐車場マップを配布し、駐車場への誘導・案内を行っています。	E メール君
4	25	久松町にある五叉路の道路名が分からないため、道案内をする際に不便です。小さくてもいいので表示版などがあると分かりやすいです。	電話にて「区では、区道について、区民の方に分かりやすく親しまれるようにするため愛称名を設定し、道路標識などを設置しているが、当該道路は愛称名を設定していないため表示できない。今後、愛称名が設定された場合は標識などを設置し、分かりやすくしていく。」旨回答し、了承を得ました。	E メール君
4	26	月島駅前の駐輪場の一面にあるサイクルポートで、深夜や早朝に自転車の交換作業などを行っていて騒音に迷惑しています。作業時間を変更するか、サイクルポートを撤去または移動してください。	運営事業者に事実確認を行ったところ、4月25日からの自転車交換作業などは朝方のピーク利用に備え、前日の午後10時までに行うよう運営体制を変更したとの報告を受けています。また、作業時の騒音抑制の検討を行うよう、区からも依頼しました。	E メール君
4	27	築地川公園沿いの一方通行と聖路加通りの一方通行が交差する場所で、「直進と右折のみ可」の標識が、とても高い位置にある上、樹木に隠れて見えにくいです。	現地を確認したところ、ご指摘のとおり、道路標識が街路樹の枝葉で見えにくい部分が合ったため、支障となっている枝葉の剪定（せんてい）を行いました。今後も安全で快適な街路環境の維持に努めます。	E メール君
4	28	リードをつけた犬を抱いて、小学校の校庭を散歩していたところ、委託の警備員にリードを付けるよう不当な注意を受けました。むしろ校庭や公園は利用者のマナー無視のため衛生的に悪い状況です。依頼している警備内容の再検討をお願いします。	巡回警備委託において公園利用者に注意を行う場合は、相手に不快感を与えないよう言動に留意するよう定めています。なお、久松児童公園のうち久松小学校校庭部分については、ペットの連れ込みが禁止されていますので、ご協力をお願いします。	E メール君
5	1	公園内にある公衆トイレに、石鹸や消毒用アルコール装置などを設置して欲しいです。感染症予防の意識が浸透するなか、公衆衛生の向上や、医療費の抑制にもつながると思います。利用する子どもが多い公園には早めの設置をお願いします。	公園内の公衆トイレへの石鹸や消毒用アルコール装置の設置はいたずらや異物混入などの迷惑行為が懸念され、安全な状態を維持できない恐れがあり、区が管理する公衆便所での設置は行っていない状況です。	E メール君
5	4	日本橋のある店舗の前に、放置自転車が2台あります。処分の警告シールを貼られても、すぐに剥がしてしまうため、他のバイクや自転車もシートを掛けて止めるなど、そこは駐輪場と化しています。放置自転車をすぐに撤去することはできませんか。	当該地の放置自転車については、5月9日に注意札と迷惑になっている旨のチラシを一台一台に貼付するとともに、自転車が放置されないようコーン・バーを設置しました。また、放置自転車対策業務の委託会社へ巡回を重点的に行うよう指示しました。	E メール君
5	8	晴海第二公園は、大きな穴があったり、照明が切れていたりと荒れています。また、さくらの散歩道をバイクで通行していて危険です。対策をお願いします。	電話にて「①芝生部分の穴については、職員が確認し穴を埋めた。②時計内の電球は、業者に対応を依頼済みである。③バイクの走行については出入口に自転車歩行者専用道路の標識と、区と警察署連名で注意看板を設置している。」旨回答し了承を得ました。	E メール君
5	8	浜町公園内にネズミが発生しています。明治座前の緑道から公園内の緑地、また隅田川テラスの植え込みにかけて、多くのネズミを見かけます。特に夜間の公園内でよく見かけます。衛生状況、安全面の懸念から、対策をお願いします。	区では、公園内でネズミを確認した場合、園内植込地などに巣穴があるか調査し、発見した場合、薬剤の投入や穴の埋戻しによる駆除に努めています。ご指摘を受け、公園内の点検を強化し、発見した巣穴に対しては薬剤を投入しました。	E メール君

3 「区長への手紙」 要約

月	日		投書種別
5	9	自転車ヘルメットの着用は、事故による重傷や死亡を防ぐために重要なことです。区はヘルメットの着用率を高めるために、購入の際の補助や、年齢性別に応じたデザインなどの推奨、着用の啓発活動の強化の取り組みをするようお願いします。	E メール君
5	9	人形町交差点付近にある歩道の段差につまずきました。多くの方が通行する場所であり、今後もつまずく危険があるので、改善してください。	E メール君
5	15	佃リバーシティの公園で、午前7時30分から午前8時30分の間に犬の散歩をしている人が、リードをつけずに犬を走らせています。危険なので、リード着用の徹底または、罰則などを検討してください。	E メール君
5	16	環境土木部の担当者が、本人の了承を得ずに商店街連合会に電話番号を教えていました。個人情報の取り扱いがいかげんだと思います。徹底した指導をしてください。	E メール君
5	16	晴海第一公園のブランコの下に、大きなくぼみができていて、雨の日の後は大きな水たまりになっています。子どもたちが安全に遊べるよう、砂を敷くなどの補修をしてください。	E メール君
5	17	一般廃棄物処理業許可を受けず、正規登録業者と偽り、都内ほぼ全域で廃棄物の処理をしている業者がいます。住民に被害を及ぼす可能性が高いので、厳重に処分してください。	E メール君
5	19	区営駐車場について、個人と法人で申し込みをすれば、同じ人が複数の駐車場を利用することができます。区営駐車場は数に限りがあるので、一人が複数の駐車場を利用できるような仕組みは不公平です。	E メール君
5	20	月島第一公園にあるバスケットのゴールネットが小さいようです。大人用のバスケットボールをゴールに入れると、ボールが引っ掛かり、落ちてきません。大人用のボールにも対応したネットに変えてください。	E メール君
5	22	小伝馬町にある歩道の脇の植え込みに雑草が生い茂り、植えている植物が見えません。夏は蚊などの虫も心配です。現地を確認してください。また土を入れ替える、雑草が生えないように対策をするなど、区の考えを教えてください。	E メール君
5	26	月島の老朽家屋や空き地が集まっている地域で、1軒の傾きが激しくなり、隣接するビルに向かって傾斜しています。台風や地震もあるので、撤去してもらえませんか。	E メール君
5	29	石川島公園パリ広場で、ごみ箱が満杯にもかかわらずベンチや地面に放置する方がいます。この状態を改善してください。ごみは持ち帰るということを原則に、試験的にごみ箱を撤去し、ごみ持ち帰りを促してはどうでしょうか。	E メール君
5	30	使用可能な不用品を販売するセカンドショップを作ってください。売上金は慈善団体などに渡し、社会貢献につながると思います。また、売れ残った物は企業とタイアップして新たな製品にして販売すれば良いと思います。既に取り組んでいれば、教えてください。	広聴はがき
5	31	戸建てが密集していて地区計画の区域にもなっていないエリア（佃一丁目など）について、無電柱化を検討してください。あまりにも支線が多く、景観の悪さだけでなく危険を感じています。	E メール君

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
5	31	マンションのごみ出しの際、保管庫の利用を認めてほしいです。また、近隣住民が当マンションのごみ集積所にごみを捨てることについて、やめるよう周知・徹底をお願いします。	電話
6	7	柳通りの落葉樹の落ち葉が、道路や側溝にたくさん落ちています。区で掃除をしてください。また、区に落葉樹の枝切りを依頼しましたが、実施すると言っていた日に枝切りがされていませんでした。	来所
6	7	環境課の窓口で土壌汚染公開台帳の情報について質問をした際、回答できないと言われました。以前は回答していたと伝えると、「以前の担当者が言ったことは回答ではない、担当者は異動したので分からない」と言われました。担当者の話が回答か否かの判断の仕方と、回答ではないという根拠を教えてください。	Eメール君
6	9	リサイクルハウスかざぐるまの無償品のコーナーに立ち寄ると、係員が監視するように見えました。周囲の人から、制限以上の数を持っていく人がいることや、無償品の転売などの問題があることが理由と聞きました。このコーナーはやめた方がよいと思います。	広聴はがき
6	12	家庭ごみを減らし、環境に配慮した行動をサポートするため、区で生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費の一部助成を始めてください。他区の例もあります。アプリ「中央エコアクト」の取り組みの一つとして検討してください。	Eメール君
6	12	区内の公園で児童に暴行し逮捕された路上生活者が、最近釈放され、再びその公園に戻り、近くに自分の持ち物を置き始めているようです。今も被害にあった本人や、事件を目撃した子どもは強い恐怖心を抱えています。早急に環境整備や安全対策など、事前の対応をしてください。	Eメール君
6	12	戸建てに住んでいますが、自転車の置き場所がないため自宅前の路上に置いています。隣に区の自転車置き場がありますが、自宅から近いとの理由で使用が認められません。最近、自転車の撤去が頻繁にあり困ります。家が近くても、利用できるようにしてください。	Eメール君
6	13	江戸バスの高齢者や子どもの無料化は、ありがたいです。佃や月島にバス停を増やし、区を横断するような路線を作り、路線を二方向にすれば、さらに多くの区民が利用できると思います。検討してください。	広聴はがき
6	16	区内の公園で小学生に暴行した路上生活者が、釈放され元の場所に戻ってきているようです。検察は区の福祉機関と連携し再発を防止すると説明しています。区には、今までと今後の対応、被害者や学校、近隣への報告の内容について説明を希望します。	Eメール君
6	16	月島特別出張所にある電気自動車の充電設備を利用する際、駐車場が満車の場合の利用方法が分かりづらいです。駐車場入口に説明文の設置を要望します。	Eメール君
6	16	江戸バスの運賃無償化について感謝します。日々の暮らしで常に節約を心がけます。	広聴はがき
6	19	月島第一小学校から晴海トリトンスクエアに向かう200メートルほどの区間の街灯が暗く、子どもたちだけで歩かせるのが不安です。特に冬は早い時間から暗くなります。街灯を明るくするなどの対策をしてください。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
6	19	運動公園ができてから、近隣住民はストレスを抱えています。自転車の危険走行をする人が多く、安心して道を歩けません。また、夜間に遊ぶ人の声や、休日は早朝からのスポーツ活動による騒音で、近隣住民は窓が開けられず、我慢しています。きちんとした管理をしてください。	区では、自転車利用者に対して交通ルール・マナーを守ってもらえるよう警察署と連携して、交通安全運動や各種キャンペーンを行っています。また、公園などの巡回警備を行っており、今回の指摘を踏まえ時間を調整し、午後9時までの時間帯に巡回するようにします。	Eメール君
6	21	久松小学校の校庭内は犬の散歩禁止ということをもっと分かりやすく周知してください。4月に利用した際、ふんが落ちていて子どもが触ろうとしていました。特に夜間、犬の散歩をしている人がいるので対応してください。	電話にて「久松児童公園のうち校庭部分は、令和4年12月からペット連れ込み禁止とした。また、今回の指摘を踏まえ、看板を分かりやすいものに取り換えた。」旨回答し、了承を得ました。	Eメール君
6	23	箱崎公園内への自転車乗り入れは禁止のようですが、園内を横断、縦断する自転車がなくなりません。掲示板に自転車乗り入れ禁止の表示がありますが、小さいため、周知徹底をするには不十分です。表示をもっと分かるようにしてください。	ご指摘を踏まえ、現在の制札板による周知に加え、3カ所ある出入口に周知の看板を設置しました。	投書箱
6	26	以前小伝馬町にある店舗について、公道にテーブルと椅子を置いていると投稿しましたが、いまだに改善されていません。また、横断歩道をふさいでスタンド看板を設置していて、歩行者の妨げになっています。見回りや指導を行っていますか。対応が甘過ぎないでしょうか。	ご指摘の店舗について、指導により一時的にテーブル・看板などが路上から敷地内に移動するものの、時間の経過とともに路上に設置されていることが確認されたことから、定期的に指導を行っています。また、交通管理者である警察署とも情報共有を行い、パトロールの強化を図ります。	Eメール君
6	26	神社など神域の樹木を切らないでください。公園や街路樹も成長して日陰になり、夏場の暑さをしのげます。堀留児童公園は現在工事中ですが、樹木が切られた所は、日陰がなくなり熱中症の原因になると思います。	区では、樹形を整えることや均整の取れた生育を促すため、定期的に剪定（せんてい）を行うとともに、老朽化し倒木の恐れのある樹木の更新を行っています。現在工事中の堀留児童公園は、今後樹木が成長することにより、緑陰が確保されるものと考えています。	Eメール君
6	26	浜町公園は、自転車乗り入れ禁止を入口に掲示していますが、誰も守っていません。公園の特性として、坂や曲がり道があり見通しが悪く、休日はかなりスピードで走る自転車に遭遇し危険な思いをすることが増えています。現状を確認し、対応をお願いします。	公園内での自転車走行禁止の看板は、既に、各出入口付近に設置済みのため、巡回警備の時間を調整し、土曜日・日曜日に重点的に浜町公園を巡回するようにします。引き続き、安全・安心・快適な公園づくりに努めます。	Eメール君
6	26	あかつき公園の広場は、自転車走行やボール遊びをしている人が多く、幼い子どもを遊ばせるのは危険です。小さい子どもが自転車やボール遊びをする場所を整備してください。築地川公園多目的広場も、成人や大きい子どもが多く利用しています。	電話にて「区立公園は、自転車の乗り入れやボール遊びは禁止行為とし、巡回警備で発見した場合には声掛けをしている。ご指摘を踏まえ、巡回を夕方に実施するよう調整する。引き続き、安全・安心に利用できる公園づくりに努める。」旨回答し、了承を得ました。	Eメール君
6	26	堀留児童公園のリニューアルに関する要望です。ベンチの数を減らし、形状を変更してください。地面をソフトグラウンドか土に変更してください。また、周辺部の植林が不足しているので早急に植えてください。	堀留児童公園の改修工事は、地域の利用に配慮し、全体を閉鎖せずに二期に分けて施工しています。現在は、子どもが楽しめる遊具ゾーンや土系舗装の広場空間を整備中です。また、ベンチの形状は安全対策を検討するとともに、外周には低木などを植栽する予定です。	Eメール君
6	26	小伝馬町にある店舗の軒先の歩道に、スタンド看板が3つ置かれていて、歩道の3分の1程を占拠しています。歩行者の妨げになっているので撤去してください。また、店舗のスタンド看板などについて、公道への設置に関するルールを教えてください。	ご指摘の店舗を訪問し、速やかに道路上の看板などを撤去するよう指導しました。今後も、パトロールを行い道路を安心して利用できるよう努めます。なお、公道上へ看板などを置くことは、道路法上禁止されています。	Eメール君
7	3	有楽町線新富町駅の5番・7番出口は階段が多く、エレベーターを利用する時は、高齢者も1番出口まで歩きます。5番・7番出口を出ると会社やマンション・民家があり利用者も多いので、エレベーターを設置すれば利便性が高まり多くの区民が喜ぶと思います。	鉄道駅におけるエレベーターの設置によるバリアフリー化は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、鉄道事業者が行うこととなっています。区では、適切なバリアフリー経路が確保されるよう、鉄道事業者へ働きかけていきます。	Eメール君
7	6	人形町にある歩道では、雨が降ると水たまりができて歩行が困難な場所があります。対応してください。	電話にて「ご指摘の箇所は、道路パトロールにて水たまりの状況を確認しており、改修工事を予定している。7月中には改修できる見込みである。」旨説明し、理解を得ました。	Eメール君
7	10	公園には、保育園の子どもたちもたくさん散歩できます。トイレを使うこともあり、取り外しのできる子ども用便座が置いてあったらいいと思います。	取り外し可能な子ども用便座は、持ち出しなどの迷惑行為が懸念され、区が管理する公衆便所では備え付けていません。しかし、保育園が隣接している桜川公園内公衆便所他4カ所には、子どもの利用頻度が高いなどの理由からバリアフリートイレに子ども用便座を取り付けています。	広聴はがき

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
7	11	以前、警察署にも同様の相談をしたのですが、東京商品取引所入口交差点は、歩行者信号が青になった直後でも、ダンブカー、タクシー、乗用車が通過し危険です。歩行者が慌てて横断することがないため、今のところ事故は起きていませんが、何らかの安全対策の検討を期待します。	現場を確認したところ、黄色信号に変わっても直進する車両が見られたので、警察署に状況を報告し、交通対策の検討を要請したところ、信号サイクルの調整とパトロールの強化をする旨回答がありました。	Eメール君
7	12	小網神社の裏通り、人や車の通りが多く見通しも悪いです。また、子どもが飛び出す可能性もあるため、ミラーの設置をお願いします。	電話にて「現地確認を行ったところ、カーブミラー柱を設置することが困難な状況のため、今後は、カーブ手前に注意喚起の路面表示を設置するなど、安全対策について関係機関と協議していく。」旨連絡し、理解を得ました。	Eメール君
7	13	月島第一公園のバスケットボールコートは、下が砂になっていて滑りやすく、またでこぼこしています。子ども同士が滑ってぶつかることもあります。雨上がりには水たまりができます。ラバーの素材などに舗装を変えられませんか。	現在のダスト舗装は、適度な弾力性や衝撃吸収性、保水性を有する舗装ですが、表面の砂により滑りやすい面があります。ラバー素材の舗装とした場合、ボールをつく音が大きく、近隣のマンションなどへの影響が懸念されます。舗装の変更は行わず場内の凸凹を速やかに補修します。	Eメール君
7	14	入船にある店舗が歩道に植木鉢をたくさん置いていて、朝はホースで勢よく水やりをしています。通りたくても構わずに水を与えているため、車道に一度出て歩かなければならず迷惑しています。	ご指摘の店舗を訪問し、道路上の植木鉢を確認したため、所有者に対し道路に置かないよう指導しました。植木鉢は時間がかかるが撤去するとの回答を得ています。今後もパトロールを行い、道路を安心して利用いただけるよう努めます。	Eメール君
7	14	久松町にある店舗について、ごみの出し方が汚いです。植栽に汚れた紙の器やたばこの吸い殻が落ちています。また、路上に車を長時間止めています。取り締まりや指導をしてください。	現場を確認したところ、同店舗からのごみの情報を得たため、ごみ収集運搬事業者を特定するとともに、店舗に対してポリ容器などの密閉できるものを使用するよう要請しました。	Eメール君
7	14	亀島川の護岸について、飲食店や、カヌーやサップのレンタル事業者の利用など、河川の利用計画があると聞きました。防犯や騒音が心配であり、また自然の生き物の休憩地であるなどの理由から、反対です。区の考えを教えてください。	事業者による河川空間でのオープンテラスなどの利用については、都と協議のうえ、特定占用許可が必要であり、占用の許可には地域の合意が要件となっています。亀島川でのオープンテラスの利用についても、地域の合意を得てから占用申請するよう指導します。	Eメール君
7	18	久松町にあるビルのごみ出しがひどく、袋に入っていないごみも散乱していることがあります。ビルのごみ出しについて注意してください。	現場を確認したところ、ご指摘の店舗からのごみの情報を得たため、ごみ収集運搬事業者を特定するとともに、店舗に対してポリ容器などの密閉できるものを使用するよう要請しました。	Eメール君
7	20	蛸殻町付近の横断歩道を渡ろうとしたところ、区のごみ収集車が、横断を妨害して左折してきました。運転手は危険運転をする人だと思うので、他の人に運転を代わってください。また、区が早く回収するように指示をしているならば、危険なのでやめてください。	ご指摘の車は、区が管理する直営清掃車および区が契約を締結している清掃車ではありません。事業系廃棄物を収集運搬する事業者の調査を行いました。特定できませんでしたが、今後も同様な事がありましたら、区へ連絡するか警察署へご相談ください。	Eメール君
7	20	リサイクルハウスかざぐるま明石町の移転について、晴海・月島地区にはこの施設がなく、移転により気軽に利用できなくなります。移転するならば、晴海・月島地区にリサイクルセンターを設置してください。また、移転先は京華スクエアの3階ですが、高齢者の利用も考えているなら1階に移設すべきです。	月島地域にリサイクルハウスかざぐるまを開設する予定はありませんが、京華スクエアへの移転を契機として不用品販売にウェブを活用し、来館しなくても一部の出品物を閲覧できるようにするなど利便性の向上に努めます。また、京華スクエアの1階は、既に他の施設が使用しているため、3階への移転となります。	Eメール君
7	24	自宅マンションと隣のマンションの間の側道に、無断で止めるバイクや自転車が増えています。一方通行のためタクシーなども迷惑しています。バイクは警察に対応依頼したので、自転車の対応をお願いします。自転車を止める際に、路上喫煙したり、飲酒し騒ぐなどの迷惑行為もあります。	ご指摘の場所にある放置自転車に対し、注意札を貼り付けた上で、「通行する人や近隣の方の迷惑になっている」ことを記載したチラシを貼付するとともに、自転車が放置されないようコーン・パーを設置しました。今後も、定期的な巡回を実施し、放置自転車をなくすための取り組みを進めます。	Eメール君
7	26	毎日猛烈な暑さが続き、街角や公園の樹木が水不足で枯れそうです。計画散水を実施しているとは思いますが、今まで以上に水やりを徹底してください。また、大手のコンビニエンスストアなどの前に植えられている木やアジサイについて、区から町会や店舗に、水やりをお願いできませんか。	区では散水車を使用して、街路樹などの水やりを夜間の涼しい時間帯に行っています。また、区のおしらせやホームページで近隣の街路樹などへの水やりをお願いしています。さらに、区のSNSにも同様のお願いを投稿し、協力いただけるよう呼びかけを強化しました。	Eメール君
7	28	区では子どもの数が増えています。子どもの遊ぶ場所が少な過ぎます。特にボール遊びができる場所がないので、敷地に余裕がある公園などに設置してください。保育園などを造ることばかりではなく、小・中学生くらいの子どものことも考えてください。	本区では、人口増加が続く中、新たな公園用地の確保は難しい状況です。そのため、老朽化が進んだ公園は、自然環境に配慮しながら地域ニーズに対応した改修を進めています。また、ボール遊びができる多目的広場などを、区内13カ所で整備しています。	Eメール君

3 「区長への手紙」 要約

月	日			投書種別
7	31	不動産仲介会社が、歩道上に折り畳み式の看板広告を設置しています。景観を損ない、歩行者にとって危険です。同地域で複数箇所設置していると思われます。今後、同様の行為を行わないよう指導してください。	電話にて「現地を確認し、道路上に看板を置くことは道路法で認めていないため、所有者に撤去するよう指導した。後日、パトロールを行ったが、看板は置かれていなかった。今後も、パトロールを行い看板などがあった場合は指導していく。」旨回答し、了承を得ました。	E メール君
7	31	浜町公園前の緑道に、ネズミが大量に発生しています。お昼休みにみんながお弁当を食べている憩いの場なので、食べかすなどが落ち仕方ないとは思いますが、夜は通るたびに最低1匹は見掛けます。対応をしてください。	区では、公園内でネズミを確認した場合、園内植込地などに巣穴があるか調査し、発見した場合、薬剤の投入や穴の埋め戻しによる駆除に努めています。ご指摘を受け、公園内の点検を強化し、発見した巣穴に対しては薬剤を投入しました。	E メール君
7	31	猛暑で雨が降らない日が続いています。水不足で並木通りの街路樹、植木が日に日に枯れてきています。大企業や店舗が多いので、街路樹に水やりをするよう区から協力を呼び掛けてください。	区では散水車を使用して、街路樹などの水やりを夜間の涼しい時間帯に行っています。また、区のおしらせやホームページで近隣の街路樹などへの水やりをお願いしています。さらに、区のSNSにも同様のお願いを投稿し、協力いただけるよう呼びかけを強化しました。	E メール君
8	4	勝どき橋周辺や中央大橋から新川公園に通じる区域は、自転車は降りて走行するよう書かれているのに誰も守りません。新川公園に入る所に上記の標識が2つ置かれていますが、そのまま入っていきます。標識をもう1つ置いたら、隙間がなくなり徹底できると思います。	2基の標識の間にもう1基置いて隙間をなくすことは、バリアフリーの観点からベビーカーや車椅子の通行幅を確保する必要があるため難しい状況です。現在の2基から少し距離を置いて千鳥になるようにもう1基設置するとともに、周知の文言をより分かりやすくしました。	E メール君
8	4	月島地域に住んでいますが、燃えるごみの収集時間が正午以降になることが多く、不衛生だと感じます。生ごみが異臭を放っているため、業者への要望や業務を増やすなどして対応してほしいです。	電話にて「限られた人員・機材での作業を行っており、作業効率および清掃工場の位置から、月島地域が遅い時間帯になってしまう。」旨説明し、了承を得ました。	E メール君
8	14	街路樹の剪定（せんてい）は、街の景観や枯れ葉回収のために行っていると思います。しかし、夏の緑としての景観や眺めは、季節が感じられるので剪定する量を通常よりも少なくしてください。	区は、夏の緑としての景観、眺め、風景は重要であると考えておりますが、台風などの強風による倒木を防ぐため、夏季剪定（せんてい）で、樹形を維持しつつ風圧を軽減できるよう剪定しています。また、剪定した枝葉は肥料として街路樹育成に使用しています。	E メール君
8	14	佃りパーシティ前の歩道を放置自転車禁止区域に指定してください。以前は駐輪場の確保が難しいとの理由で実現しませんでした。現在は住宅管理組合が敷地内に買い物客用の駐輪場を設け、商業施設の駐輪場は、ほとんど利用されていません。十分に駐輪場は確保されています。	放置禁止区域は店舗前など限定的に指定するものではなく、一定程度の路線や区域を指定するものであり、時間や施設利用者の利用を限定した駐輪場は、不特定多数の利用者が利用できるものではないため、周辺道路上の駐輪を全て受け入れられず、当該道路を放置禁止区域に指定することはできない状況です。	E メール君
8	14	区のじゃぶじゃぶ池は、衛生面からオムツが取れていない子どもは利用できません。オムツが取れていても、池に排尿する子どももいると思うので、衛生的にオムツを着けているから利用不可というのは納得できません。水遊び用のオムツの着用を条件に利用を可能にしてください。	水遊び用おむつを着用していても便尿の流れ出しを完全に防げないことから、令和2年度から排泄の意思表示ができるお子様に限定しています。衛生上の観点から、大腸菌などの感染危険性を最小限とするための措置です。ご理解ください。	E メール君
8	16	月島地区にある店の多くが、外の歩道に椅子を並べて客を待たせています。さらに、ビールのケースや段ボールなども出しており、通行しにくい状態です。歩道に椅子などを並べる行為を全面的に禁止してください。	ご指摘の通り、商店街振興組合、警察署と合同で、「道路の正しい使用について」のチラシを配布し啓発活動を行っており、一時的に片づけますが元に戻ってしまうのが現状です。今後も、粘り強くパトロールや指導を行い、道路を安心して利用できるよう努めていきます。	E メール君
8	17	佃祭りの準備は、佃島の地域住民が6本の太柱をクレーン車を使い、既存の電線を縫うように立ち上げ吊り下ろしています。見ていて危険を感じる作業です。佃島地区は無電化計画に入っていません。今後の大祭の準備が安全に行えるよう無電化計画を優先的に進めてください。	佃地区は、住宅街で電気の低圧供給が多いことから電線共同溝設備の地上機器が多くなり、技術的に電線共同溝を整備することが難しい地区です。技術革新などについて、引き続き国、都に要望しながら、無電柱化事業の推進に努めていきます。	E メール君
8	21	自転車利用者が増え、マナー・ルール違反や歩行者の安全を脅かす危険な走行が目立ちます。「駐輪禁止」の表示は無視され、その表示を隠すように置いているのも見かけます。また、「公園内自転車進入禁止」と表示されている公園をかなりのスピードで走り抜けています。	区では、これまでも自転車利用者へのルールやマナーについて、ホームページなどで周知を行うとともに、警察署と連携し、交通ルールと安全の遵守を呼びかけてきましたが、自転車と歩行者の関与事故が発生している状況です。今後も、引き続き警察署などと連携し、自転車の安全利用とマナーの向上を図っていきます。	E メール君
8	22	猛暑のためか、日本橋管内の区道の街路樹が枯れています。自転車で通る時、桜の枝などが頭に触れそうになる所もあります。区の緑を大切に守るため、時々見回りをしてください。	区では散水車を使用して街路樹などの水やりを行っていますが、区が行う水やりだけでは不十分なこともあるので、区のおしらせなどで近隣の街路樹などへの水やりをお願いしています。また、通行の支障となる桜の枝などは、剪定（せんてい）・刈込の対応をします。	広聴はがき

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
8	25	人道橋の開通予定が、令和6年3月31日に変更となっています。ほぼ工事が終わっているようですが、来年といわず開通を早めることはできませんか。住人の利便性向上、景観、安全性の観点からも、橋の工事を継続し早期完了をお願いします。	E メール君
8	29	隅田川沿いの公園は、注意喚起の置き型看板が多過ぎます。車いすや目の不自由な方、年配の方にはとても危なくて、つまづいている姿を何度も見かけます。風が強い日は看板が平行移動して大きな音がするし、割れた破片が散らばっています。置き型看板はやめてください。	E メール君
8	31	区営駐輪場のスタッフは、猛暑が続く毎日、直射日光の下でマスクを着用しています。熱中症にならないか心配です。戸外勤務のスタッフの健康管理に配慮してください。	E メール君
8	31	区は「水辺環境の活用構想」を策定し公表しましたが、策定に当たりパブリックコメントを実施していません。実施しなかった理由を教えてください。また、今からでもパブリックコメントを実施してください。	E メール君
8	31	公園入り口のLED街灯の区の夜間点検の方法を教えてください。また区民が問い合わせをする時、どの街灯で管轄（都区）はどこかを特定するのは難しいです。LED街灯には識別番号が小さく表示されているとのこと。区内の街灯に統一した識別番号の標記を区が提唱してください。	E メール君
9	4	月島第二児童公園でのボール遊びは禁止されており、園内に掲示がありますが守られていません。野球をやっていたり、小さい子用のスペースでボールを蹴っている子もいて、注意をしてほしいです。また、近隣でボール遊びができる場所があれば周知をして、なければ場所を作ってください。	E メール君
9	4	堀留児童公園は、子どもが走り回る声が聞こえる土の公園でした。最近ベンチや池を増設し地面はコンクリートにする改修があり、子どもたちは不満を抱いています。どんなコンセプトの改修かわかりませんが、元に戻してください。他の公園についても、似たような改修はしないでください。	E メール君
9	6	晴海にある公園について、移動のために一部の自転車使用を許可してほしいです。子どもを公園で遊ばせていますが、子どもは体力がなくなすぐに歩き疲れてしまうので、自分で自転車に乗って移動できるようにしてください。	E メール君
9	11	銀座の歩道に置いた見苦しい路上看板を撤去してください。一部が割れた赤いセーフティコーンに原色のビラ状の物が付いていて、「不法投棄禁止」について書かれています。また、ストリートデザイン課のようなものを新設して、区の設置する看板については事前審査するルールを作ってください。	E メール君
9	12	最寄り駅まで自転車を利用し、邪魔にならない所に駐輪しても、警告書が張られ不愉快です。区の駐輪場は駅から遠く狭いです。現在の駐輪禁止区域を見直して、駅の出入りに近い月決め有料駐輪場を整備し、植え込みやパーキングメーター利用に支障が生じないよう管理してください。	E メール君
9	14	朝潮運河親水公園の利用ルールやマナーが依然として守られていません。以下の対応をお願いします。①自転車やスケートボードなどの乗り入れ防止の柵の設置②学校・保育園や自治会などへの利用ルールの広報と個別周知③警備員パトロール時間の再考。	E メール君
		ご指摘の人道橋は、橋桁の設置などは完了していますが、現在は照明設備の調整作業や高欄工事などを行っています。今後は防水や塗装工事などに加え、両岸での取付道路工事を実施し、全ての工事が完了する令和6年4月に供用を開始できる予定です。	
		ご指摘の公園は、下り坂からそのままのスピードで公園内に侵入し大変危険な状況のため、固定式の柵の設置を検討していますが、現在は応急措置として置き型の看板を設置しています。今後は固定式の柵の準備が出来次第、置き型の看板を撤去する予定です。	
		当該駐輪場従事者の暑さ対策として、短時間での交代や水分・塩分の補給を行っています。今後も必要な暑さ対策などがとられるよう、受注者と連携して安全な施設管理を進めていきます。	
		この構想はそれ自体で区民生活に深く影響を及ぼすものでなく、区内の水辺に関する現在の考え方を整理し公表したものであるため、パブリックコメントを実施する対象とはしていません。なお、基本計画策定時にパブリックコメントを実施し、その中で水辺に関する意見を多数いただき参考としています。	
		区では月に1回職員が夜間巡回し、目視により街路灯の点灯確認調査を行っています。また、全ての区街路灯に管理番号を表示シールに記載して、街路灯のポール部分もしくは灯具部分に貼り付けています。なお、電柱番号を連絡いただければ、街路灯の特定もできるようになっています。	
		区立公園内でのボール遊びは原則禁止しており、巡回警備において発見した場合には声掛けをしています。なお、利用時間に制限はありませんが、ボール遊びができるキャッチボール場や多目的広場などを区内13カ所で整備していますので、これらの公園についても周知を図っていきます。	
		今回の改修は、地域の利用目的を参考に公園内を3つにゾーニングし、植栽、水路、広場、遊具、ベンチなどを設置する予定です。工事は一期工事と二期工事に分けて施工しており、現在施行中の二期工事では遊具広場や土系舗装の広場空間を整備し、年末に全体リニューアルオープンを迎える予定です。	
		公園内の自転車の乗り入れは、公園利用者の安全を確保するため条例で禁止しています。公園内は、子供から高齢者までさまざまな利用者が安心して利用できる必要があることから、現在のところ自転車の乗り入れを可能にする予定はありません。	
		見苦しいところのご指摘については、不法投棄への注意喚起のために原色で作成しており、不法投棄が数回みられる箇所に設置し、不法投棄がなくなれば撤去しています。警告看板は簡易で目立つよう作成し、設置は一時的であるため、事前審査のルールや部署を新設することは考えていません。	
		道路には自転車などを放置することはできないため、区条例に基づき、注意・警告の上撤去しています。道路上の駐輪場整備については、道路以外の場所への整備が困難なことや歩行者などが安全に通行できる歩道幅員を確保することなどの条件を満たす必要があるため、道路占用を許可する道路管理者と引き続き協議を進めていきます。	
		現地を確認したところ、自転車などの利用者は発見できませんでしたが、隣接する自治会に対して、公園内に自転車の乗り入れを行わない旨住民に周知するよう依頼しました。また、ご指摘の時間帯に巡回するよう警備の時間を調整しました。	

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
9	15	あかつき公園と築地川公園周辺のネズミ駆除をしてください。あかつき公園の植え込みからネズミが出てきて、築地川公園側に向かって逃げていくことが多いです。巣が公園内にあるか相当な数が生息していると思います。公園の調査と駆除をしてください。	E メール君
9	19	杖をついた女性をサポートした際に、築地川第二駐車場前の歩道が丘のように盛り上がっていてつかまる所もなく歩きにくい、交差点の点字ブロックで杖が不安定になり転んでしまうことがあるなどの話を聞きました。歩行の手助けになる手すりなどの設置を検討してください。	E メール君
9	19	江戸バスの無償化以降、ベビーカーで乗車した際に子どもが泣き出しても抱きあげることができず、途中で降りるほど混雑するようになりました。無償化はありがたいのですが、利用できないのでは本末転倒です。増便やバスの大型化など、混雑対策を検討してください。	E メール君
9	19	公園のテーブルとベンチが撤去されました。夜に酒盛りする人たちがいるため、その対策と理解しますが、ベンチの撤去は、一休みしたい人、高齢者や体に障害がある人の居場所を奪っていると思います。ベンチを戻してください。	E メール君
9	19	通院で江戸バスを利用しています。往路は乗車距離や時間は短いのですが、復路は大回りで時間ばかり乗り換えが必要です。逆回りの運行を検討してください。許認可、設備投資などで時間や費用がかかるとは思いますが、要望や必要性は十分にあると思います。	E メール君
9	19	自転車用ヘルメットの購入助成は、都内の多くの自治体が実施しています。区は実施しないのでしょうか。今後の予定を教えてください。着用率を上げて安全に乗るために必要と考えます。また、駐輪場が少ないので増やしてください。	E メール君
9	19	リサイクル自転車を購入するためホームページに記載されている販売店に電話しましたが、電話に出なかったり、もうやっていないと言われたり、あまり積極的ではない印象を受けました。他区ではシルバー人材センターがリサイクル自転車の販売会を行っています。区でも販売店への委託をやめませんか。	E メール君
9	21	区内にあるキャッチボール場の使用目的を教えてください。最近、キャッチボール以外で使用している団体がいますが、地面に座っていたり、ボールの行方を見ていないため、大変危険です。名前のおとりキャッチボール場であるならば、出入り口に目的を明記して午後8時の見回りの際に注意してください。	E メール君
9	21	ベビーカーに子どもを乗せて江戸バスに乗車する際、手間取っているのを見ても運転手は補助してくれず、他の女性客が手伝ってくれました。降車の際も同様でした。後日、ホームページでベビーカーは畳んで乗車することを確認しましたが、現実的でなく無料チケットの利用機会もなくなりそうです。	E メール君
9	25	京橋にある公衆便所敷地内での喫煙により、煙が会社の中まで入ってきてとても不愉快です。タクシードライバーや付近の従業員が、この公衆便所に集まってたばこを吸います。正式な喫煙施設を設置するか、喫煙をより強く抑制できるような対応をしてください。	E メール君
9	25	浜町川緑道付近は、区が警察に貸し出したコーンが放置されています。自転車は車道を通る区域のため、近隣住民が独自にコーンを移動したり、空いた間隔に自動車を止めるなど自転車の通行の妨げになっています。コーンの撤去と車道に出ている街路樹や植え込みの伐採をお願いします。	E メール君
		ご指摘を受け、あかつき公園および築地川公園植え込み地の点検を強化し、発見した巣穴に対しては薬剤の投入などを行いました。今後も継続して状況確認を行うとともに、地域の方々とって安全・安心・快適な公園づくりに努めていきます。	
		築地川第二駐車場付近の勾配を改善するには、周辺施設の高さや道路全体を下げる必要があるため、すぐに対応できない状況です。しかしながら、歩道の途中にベンチを設置するなど、障害者や高齢者が休憩できるよう検討していきます。	
		江戸バスの運賃無償化以降多くのお客さまにご利用いただき、車内が大変混雑している時間帯もありご不便をおかけしています。しかしながら増便などの対応は、追加のバス購入や車両待機場所の確保、運転士不足など、多くの課題があり実施することが難しい状況です。	
		月島第二公園には、ベンチ21基、テーブルベンチ6基が設置されていましたが、このうちテーブルベンチ1基については、一部の部材が腐食し利用が危険な状態であったことから撤去しました。代替となるテーブルベンチは現在手配中であり、準備が出来次第復旧します。	
		ご要望の逆回りルートの新設については、追加車両の購入や停留所施設の設置などの初期投資、車両待機場所の確保のほか、運転士不足など多くの課題があり、現時点では実施することが難しい状況です。	
		自転車のヘルメット購入費用の補助については、令和5年11月の実施に向けて取り組んでいます。また、区営駐輪場は、現在22カ所設置しており、新たな駐輪場の設置は、大規模開発の機会などを捉え整備を要請するなど、引き続き駐輪場の場所の確保に向けて取り組んでいます。	
		区では、引き取り手のない放置自転車をリサイクル事業協力店が販売するリサイクル事業を実施しています。売却する自転車は、各店舗の安全整備士が整備後に販売しており、状態が良いものがない月は販売を行っていません。また、販売店は個人経営が多いため、時間帯によっては電話対応ができないこともある状況となっています。	
		キャッチボール場内はボール遊びが可能です。ボール遊びをしない方も入場でき、遊ぶことができますので、譲り合ってくださいようお願いいたします。なお、許可を受けた団体を除き、一部の団体が場内を独占して使用することは禁止しています。	
		江戸バスの運行に当たっては、安全な運行はもとより皆さまが安心してご乗車いただける接客対応が大切と考えています。今回、区から改めて運行事業者に対し指導を行いました。運行事業者では江戸バスの運転手に対し、再指導を行ったとの報告を受けています。	
		ご指摘の公衆便所敷地内での喫煙について、喫煙の抑制を図るため、公衆便所の入り口および敷地内のベンチに禁煙の看板を設置しました。また、公衆便所周辺の植栽を低く刈り込むことにより、周囲からの視認性を確保しました。	
		ご指摘の場所は路上駐車が散見されていたことから、警察署と協議の上、駐車対策としてコーンを設置しています。独自に設置されたコーンは、警察署と現地を確認し、所有者に撤去するよう指導します。街路樹については、車道に出ている部分の剪定（せんてい）を行いました。	

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
10	2	緑道公園沿いの駐車禁止のカラーコーンが、自転車の走行の邪魔になると撤去されました。これまでは不法駐車によるエンジン音や排気ガスの対策から、警視庁の了解を得て、自衛的にカラーコーンを置いていました。住民がカラーコーンを自費で設置し、住みよい街にする活動が無駄になるのは残念です。	公道上に許可なく私的に構造物を設置することは、法令で禁止されています。ご指摘の場所でコーンを設置している方々を個別に訪問し、説明しました。また、警察署にコーン設置許可について照会しましたが、許可の事実は確認できませんでした。	E メール君
10	2	勝どきの保育園の横にマンションが建設されたことに伴い、公園も新しくなりましたが、以前の遊具がなくなり残念です。また、保育園横にトイレが設置されましたが、その付近で喫煙や違法駐輪をする人がいて、マナーや安全が脅かされています。対応をお願いします。	開発で道路の付け替えが行われ、敷地の一部が車道になったことから、遊具は設置していませんが、新たに民間敷地内に小型の遊具が設置されました。また、放置自転車については、当該箇所の巡回を重点的に行うよう委託会社に指示しました。	E メール君
10	2	月島の図書館に、勝どき地区から保育園児と一緒にいくことが難しいです。徒歩だと20分以上、往復バスを利用すると費用がかかります。本の森ちゅうおうの利用はさらに難しいです。子どもが1人でも利用できるよう、江戸バスを有効活用し、図書館近くに停留場を置いてください。	運行ルートの新設する場合、追加車両の購入や停留所施設などの初期投資、車両待機場所の確保の他、運転士不足など多くの課題があり、実施することは困難な状況です。	E メール君
10	4	浜町公園の4カ所の出入り口は、タクシーや家用車が駐車し、自転車の走行や公園利用者の妨げになることがあります。オレンジラインを引いたり、駐停車禁止の看板を立てるなどの対策を講じ、走行や通行が円滑にできるよう改善してください。	公園出入り口付近で駐停車を行わないよう周知する看板を、各出入り口に掲出しました。また、同公園の出入り口付近には横断歩道が設置されていることから、警察署に取り締まりを強化するよう申し入れました。	E メール君
10	10	日本橋地区にある道路について、十字路やT字路などの白線を、歩行者や自転車、車から見えるように改善してください。	ご指摘の十字路、T字路などの白線について、薄くなっている箇所を確認しました。周辺の薄くなっている外側線を含め、順次、白線の引き直しを行います。今後も、安全・安心に通行できる道路の維持管理に努めます。	E メール君
10	10	日本橋地区にある道路について、自転車ナビレーンなどの白線を、歩行者や自転車、走行する車から見えるように改善してください。	ご指摘の十字路、T字路などの白線について、薄くなっている箇所を確認しました。周辺の薄くなっている外側線を含め、順次、白線の引き直しを行います。今後も、安全・安心に通行できる道路の維持管理に努めます。	E メール君
10	16	京橋地域には、店舗の横の小道に灰皿を置き、客や通行人に喫煙を促す声掛けをし、大通りにはみ出し看板や物を置いている飲食店があります。調査の上、改善させてください。	ご指摘の店舗が設置している看板・物品は、都が管理している道路のため、都と合同で訪問し、道路に出されている提灯などを撤去するよう指導しました。今後も関係機関とパトロールを行い、店舗側に改善するよう求めます。	E メール君
10	16	豊海運動公園内に、公園利用者がバイクを駐車できるエリアを作ってください。公園入り口にある多目的グラウンドの手前や奥にスペースがあるので、通行の邪魔にならないように止めさせてください。移動式の駐輪場表記の看板でも良いと思います。	区立公園は一部を除き、近隣の区民や就業者を主な利用者として想定しており、面積にも限りがあることから、自動二輪車を含む駐車場を整備していません。ご不便をおかけしますが、自動二輪車での来場はご遠慮ください。	E メール君
10	16	銀座の歩道上に放置されている植木鉢を撤去してください。黙認すれば、他の場所でも、さまざまなものが無許可で置かれるようになります。「割れ窓理論」の観点からも軽微なうちに手を打っておく必要があります。	現地にて植木鉢とその所有者を確認し、道路上へ植木鉢を設置することは道路法により禁止されているため、撤去するよう指導しました。今後は、植栽が増えないよう巡回指導を重ねていきます。	E メール君
10	16	ごみのリサイクル回収所で、中厚紙の色紙で次週は休みという案内と別の回収所の地図をもらいましたが、あんなに立派な紙に刷る必要ありますか。小さくて薄いリサイクル用紙に別の近くの回収所の案内が載っているもので十分ではないですか。	ご指摘のとおり、周知するためのチラシは簡素な用紙を使用すべきと認識しています。今後は色紙ではなく、白色の薄い安価な再生用紙に印刷し、配布していきます。	E メール君
10	16	街の美化、道路の整備、歩道の拡大などを要望します。	区民・事業者の協力を得てクリーン活動を行うとともに、清潔な地域環境や快適な歩行空間の確保を図っています。安全性や景観、バリアフリーなどに配慮した道路整備を計画的に進め、障害者や高齢者など、誰もが安全かつ快適に移動できるよう、歩行環境の拡充を図っていきます。	広聴はがき
10	19	最近中央区に転入してきました。町並みに必ずというくらい、樹木があり公園も多く、ビルが多く車も多いのに、きちんとした感じを受けました。しばらく、住むと思いますので、よろしくお願いします。	いただいたご意見を職員間で供覧しました。	広聴はがき
10	23	日本橋三丁目にある植栽が非常にひどい状況です。対応してください。	現地確認を行ったところ、当該植栽の枯れを確認できたため、植え替えを行います。	E メール君

3 「区長への手紙」 要約

月	日			投書種別
10	24	築地大橋のエレベーターの内側が汚いです。銀座東七丁目のエレベーターもきれいとは言えません。掃除をしてください。	築地大橋エレベーターについては日常的に清掃を行っていますが、確認したところ汚れがあったため、清掃を実施しました。また、銀座歩道橋エレベーターについても、日常的に監視および巡視をするともに、適宜簡易清掃を行っています。	E メール君
10	24	デイキャンプ場の土曜・日曜日の利用抽選日は平日に当たります。希望者がいない場合は電話受付が可能ですが、気候の良い時期はほとんど利用できません。仕事をしていると、平日に事務所に行くことは不可能だと思います。抽選方法をインターネット方式にするなど変更をお願いします。	抽選方法の変更については、多くの方がデイキャンプ場を気軽に利用できるよう、インターネットを使った予約システムの導入を検討していきます。	E メール君
10	25	区立公園でのラジオ体操に参加しています。毎日ごみ箱にごみが溢れ、カラスがごみを散らかすため、参加者が掃除をしています。ごみ捨てのマナーについてポスターなどを掲示し、ごみ箱や清掃を増やすなどしてください。カラスが箱から出せないようなごみ箱の設置も検討してください。	当該公園のごみの量を確認しました。今後のごみの状況により、必要に応じてごみ箱の増設を検討します。増設する際には、蓋がスイング式のごみ箱など、カラス対策も考慮して検討していきます。	E メール君
10	25	駐車場を増やしてほしいです。自家用でも仕用でも駐車場探しに困っています。利用料金も高額すぎるので検討してください。	区では、区営自動車駐車場を8カ所設置していますが、区有地の確保ができないなどの理由から増設の予定はありません。利用料金については、区内にある民間などの駐車料金を踏まえ駐車場ごとに料金を設定しています。	投書箱
10	27	①雨が降ると、運河沿いの歩道に水たまりができて歩行の邪魔になります。対応してください。②立派な歩道橋ができましたが、来年の4月まで利用できないとのこと。早く利用できるようにしてください。③早朝から花壇の手入れや水やりをしている方がいて尊敬しています。	①区でも水たまりが発生していることを把握しており、業者に補修工事の手配をしています。②歩行者専用橋は、現在、照明設備の調整や、塗装工事、舗装工事などを実施し、令和6年4月に供用を開始する予定です。③草花植え付けボランティアの方と推察されます。	投書
10	30	11月1日から、自転車のヘルメット購入に関して補助金が出ます。私は3月中に購入しましたが、区役所に問い合わせたところ、11月1日以前の購入に関しては補助金を支給できないとの回答でした。領収書を提示すれば還付されるよう、何らかの措置を考えてください。	11月1日よりヘルメット購入の補助事業を開始しました。この事業は、区が認定した事業協力店で11月1日以降に購入した場合に限り、割引価格で購入できる制度です。	E メール君
10	30	日本橋浜町の店舗の横のLED街路灯が不点灯になっていて暗い状態です。現在は45ワット相当のLED電球のようなので60ワット相当のLEDにして、さらに見やすいように改善してください。	ご指摘の街路灯については、不点灯を確認したためLED電球（45ワット相当）の交換を行いました。また、道路の照度測定を行い、規定の基準照度を十分満たしていることを確認しています。	E メール君
10	30	京橋地域にある店舗が、外に小さいテーブルや設置物を度々置いています。確認の上、対処してください。	当該店舗を訪問し、歩道上にテーブル・椅子、ごみ箱が置かれていることを確認し、道路上に置かないよう指導しました。引き続き道路の適正使用、良好な道路環境を維持するため、指導を行っていきます。	E メール君
10	30	築地・新富町近辺には区立駐輪場がなく、店舗にも駐輪場がないため、短時間の場合は警告のみで撤去は猶予してほしいです。また、近隣に自転車用ヘルメットを購入できる店舗がないため、区でキャンペーンなど実施し、手頃な価格のヘルメットをいくつか紹介してもらえませんか。	放置自転車は、放置禁止区域以外各々に、一定時間および一定期間注意札・警告札を貼付した後に撤去を行っています。また、11月から自転車ヘルメットの購入補助事業を開始しており、区のイベントで事業協力店のコーナーを設けるなど、事業の広報の検討を行います。	E メール君
10	31	日本橋浜町のLED街路灯が2カ所不点灯です。また、金座通りは、木の枝や葉で街路灯が隠れています。なお、街路灯は45ワットの昼白色より昼光色のLED電球にした方が光源が明るく、防犯的にも良いと思います。	ご指摘の街路灯について、不点灯を確認したため交換を行いました。街路灯用のLEDとしては、昼光色は製造されていないため、昼白色を採用しています。また、街路灯が街路樹で隠れている件については、剪定（せんてい）を行いました。	E メール君
10	31	朝潮運河の歩行者専用橋は、ほぼ完成したようです。勝どき側は新しい店も開店し、にぎわいが出ました。しかし、橋の開通は半年先です。晴海側のマンションの入居者の増加を待ち、橋が急に混雑するより、早めに開通した方が利用者のデータが取れると思うので検討をお願いします。	ご要望のあった人道橋については、現在、照明設備の調整作業などを行っています。今後は、防水や塗装工事、舗装工事などに加え、両岸での取付道路工事を実施します。こうした一連の工事が完了する令和6年4月に供用を開始できる予定です。	E メール君
11	2	江戸バスの車中、停留所、ホームページにある路線図は文字が小さく色の表示が見づらいです。もっと大きな文字で、色は墨色でお願いします。	電話にて「ルート変更に併せて、路線図や江戸バスマップの記載内容について見直す予定である。」旨回答し、了承を得ました。	E メール君
11	6	箱崎公園内の手洗い、水飲み用の水道の排水が詰まっています。砂遊びの後に手を洗うのに不便です。改善をお願いします。	清掃業者が作業中に排水の詰まりを発見し、区に報告がありました。これを受け、集水弁および排水管の清掃を実施しました。これにより、水飲み場の排水の詰まりが解消されたことを確認しています。	E メール君

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
11	6	以前、区でシダレヤナギの苗木を配布するイベントがありました。区役所に問い合わせところ、現在は配布していないとのことでした。シダレヤナギの育成は情操教育としても効果的だと思うので、苗木の配布を再開してください。	E メール君
11	7	江戸バスに乗車しようとした際、運転手が誤ってドアを閉めました。ドアをたたいて知らせたところ、「ドアはコンピュータ制御されているからたたかないでください。」と言われました。運転手がドアの方を見ていなかったのに、誤ってドアを閉めたことをどのように伝えればいいのですか。	E メール君
11	8	明石町にある病院周辺の歩道は、駐輪が多いです。特に病院の東側の歩道は駐輪がひどく、歩道が狭くなり景観も良くありません。対策を検討してください。	E メール君
11	13	電動アシスト自転車補助金の現況、検討状況、または今後の予定を教えてください。	E メール君
11	13	京橋公園前の歩道にあるごみ収集所が、カラス、ハトに荒らされ、だいぶ散らかっています。見ただけで嫌な気持ちになり、ハト、カラスが群がり歩行の妨げになっています。ごみ出しのルールを的確に指示し、ルールを守るよう、地域への通知や連絡をお願いします。	E メール君
11	15	黎明橋公園の芝生はペット立ち入り禁止なのに、ペットを散歩させたり、撮影会のようなことをしている人がいます。また公園内を長いリードで散歩させている人もいます。安心して小さな子どもを連れて行けません。他区のように公園内はペットを連れての立ち入りを禁止にしてください。	E メール君
11	20	金曜日の深夜にごみ収集車が段ボールを回収していました。区では見かけない大きい車で、会社名の掲示はありませんでした。また最短ルートでの回収ではなく、何度も同じ道を回っていました。区は土曜日の朝までに資源ごみを出せばよいので、持ち去りではないかと怪しく思いました。	E メール君
11	21	月島地区にある通りは夕方車道が車両通行止めとなりますが、自転車がスピードを出して通行しています。歩道にも自転車が走り、一部の店舗が歩道の両脇に椅子を置くため、歩行者は通行が困難です。自転車を車両扱いしないならば、自転車は車道、歩行者は歩道、と色分けしてください。	E メール君
11	21	区内の自転車対歩行者事故は、全国平均を上回っています。運河公園を歩くと、危険な自転車走行が多く、注意表示を守らない利用者の多さがこの数字に表れています。この現状で自転車活用を推進する意義を教えてください。エコの推進のために歩行者の安全を犠牲にしないでください。	E メール君
11	27	京橋地区にある公衆トイレに、人が住んでいます。コロナ禍前からいるように思います。荷物も持ち込んでいて公衆トイレを使いづらいと思います。もうだいたい長いこといますが、区では対応をしないのですか。	E メール君
11	28	築地市場駅地下駐輪場を利用していますが、一時利用が多く、定期利用は空いています。今後、住民も増えるので、一時利用を増やしたらどうでしょうか。	E メール君
11	29	子どもを連れて公共機関を利用する際、優先席に対象ではない方が座っていてどいてくれません。混んでいる時間は邪魔そうに嫌な顔をされます。また、バスを降りる際、停車位置が停留所から遠く、ベビーカーが倒れそうになったり、降りづらい時も多いです。	E メール君
		電話にて「ヤナギの苗の配布は、銀座柳まつりのイベントで地域団体が配布していたが、2019年開催をもってイベントは休止となっている。区では、苗木の即売会を開催し、身近で育てやすいブルーベリーなどを配布し、緑の普及啓発に努めている。」旨回答し、了承を得ました。	
		ご指摘を受け、区から運行事業者に対し指導を行いました。運行事業者では、江戸バスの運転手に対し、バス停で待っている方をしっかりと確認した上でドアの開閉を行うようにすることと、接遇向上に向けた指導を再度厳しく行ったとの報告を受けています。	
		当該箇所に放置してある自転車については、現地を確認し駐輪禁止を周知するカラーコーンを設置しました。また、当該病院の建物管理部署に対して、施設利用者に向けた放置自転車禁止の周知および建物西側の駐輪スペースへの利用案内の実施を要請しました。	
		区では、交通安全対策として自転車ヘルメット購入補助事業を開始しましたが、自転車本体や電動アシスト自転車購入補助については実施や検討を行っていません。	
		電話にて「当該公園前の歩道にあるごみ集積所周辺の建物にビラ125枚を配布し、当該集積所の現状周知および改善を求める。」旨回答し、了承を得ました。	
		当該公園の芝生広場は、芝生への影響や衛生面を考慮しペットの連れ込みは禁止していますが、それ以外の場所については禁止していません。改めて禁止事項や利用マナーを分かりやすく周知するとともに近隣のわんわん広場の利用も周知します。	
		区では深夜の資源の収集委託を行っていないため、区が指定するもの以外の収集が行われていることとなります。そのため、ふれあい指導班が、ごみ集積所の前の電柱に資源持ち去り行為を禁止する警告の掲示を行いました。	
		夕方の通行止め時間帯には、通行に関する危険性の認識が薄れ、スピードを出して通行する自転車も見受けられることから、注意看板の設置やパトロール、交通安全キャンペーンの機会を通じた自転車ルールの周知徹底を図ります。また、歩道上の店舗の椅子は、警察署、商店振興組合と連携して撤去するよう指導します。	
		自転車は身近な交通手段である一方、乗車の際の信号無視や歩道での迷惑行為などは、重大な交通事故に直結する危険な行為です。そこで、区は警察署と連携して、交通安全運動や各種キャンペーンなどの機会を捉えて、安全教育を推進しています。今後も警察署と連携し、交通ルール順守の徹底を図ります。	
		該当の路上生活者については区でも把握しており、本人に指導を行うとともに、本人が不在の場合は荷物に警告書を貼り付けし撤去を促します。また、月に1回、警察官も同行してパトロールを実施し、福祉相談を行うほか、施設の利用の提案を行っています。	
		ご指摘のとおり、一時利用の自転車スペースは利用者が多いため、利用率が高くなっている状況が見受けられます。こうした状況から、区では築地市場駅地下駐輪場の今後の利用状況をさらに把握し、利用実態に合わせた運用方法を検討します。	
		江戸バスでは、混雑時にはお客さま同士の譲り合いや配慮、ご協力がいただけるよう、車内アナウンスなどで周知に努めています。また、バスの停車位置については、道路や交通の状況に配慮しつつバス停に寄せて止めるよう、運行事業者に指導を行いました。	

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
12	4	京橋地区の公園では一部の遊び道具を禁止していますが、近隣の子どもたちは遊び場所がなく、公園で禁止された道具で遊んでいます。多くの住民が大目に見て危ない時は優しく注意していますが、遊び道具の禁止事項を緩められませんか。また、過剰な注意を禁止する看板を設置してください。	区立公園では、公園利用者の安全確保のため、ボール遊びや自転車、キックボードなどの使用を条例で禁止しています。なお、ボール遊びができるキャッチボール場や多目的広場などを区内13カ所で整備していますので、ご利用ください。また、注意行動を禁止する看板を設置する予定はありません。	E メール君
12	4	日本橋地区にあるビルの近くの街路樹の植え込みに、連日長期にわたり事業用廃棄物が不法投棄されています。当該ビルが周辺事業者の物と思われるので、警察と連携して行政指導をしてください。	ご指摘の場所に出されているごみ袋は、一般廃棄物収集運搬事業者と収集契約をしていますが、収集日以外の日にもごみ袋を出していました。そのため、収集運搬事業者に対し、排出実態に合った契約をするよう要請し、迅速かつ適切に対応する旨の回答がありました。	E メール君
12	4	日本橋久松町の道路の電信柱が傾き、倒壊しそうですねので直してください。このエリアは全体的に電線が多く、傾いている電柱も多いので、地下に埋設してください。	当該箇所の電柱は、管理者に調査・点検の依頼を行い、安全性に問題ない旨の報告を受けています。また、ご要望のエリアの無電柱化は、歩道のない路線が多く機器の設置スペースがないなどの課題があり、現状では技術的に難しい状況です。	E メール君
12	6	他区では障害の有無にかかわらず、子どもたちが仲良く安心して遊べるインクルーシブ遊具がある公園が増えてきています。区にも設置をお願いします。設置の予定はあるのでしょうか。	電話にて「現時点では公園面積に限りがあるため、一部の公園でインクルーシブな部分を含む遊具を設置している。今後、公園を改修する場合や遊具の交換を行う場合には、インクルーシブ遊具の設置も検討していく。」旨回答し、了承を得ました。	E メール君
12	6	水天宮前交差点の商店前の歩道にあるイエローブロックの一部が陥没しています。補修してください。	現地確認を行い、ご指摘のとおり誘導ブロックの落ち込みを確認したため、カラーコーンを設置して注意喚起と安全対策を行いました。現場は都の管理区域であるため補修を依頼し、12月7日に補修の完了を確認しました。	E メール君
12	8	区内の公園は、夕方になると小学校高学年の子どもたちが全速力で遊び回る日があります。幼児も遊んでいるのに、気にするそぶりはなく、遊具間を走り危険です。仕方なく帰る幼児の親も多いです。小学生も公園を利用する権利はありますが占領するのはやめてほしいです。	各年代間で体格や遊び方が異なるため、同じ空間で遊ぶと体格的に劣る下の年齢の子どもが怖い思いをすることが多くなりますが、面積に限りがあるため遊ぶエリアを分けるのは困難です。そのため、巡回警備の際の声掛けや、他の利用者へ配慮を求める掲示物の掲出を行っていきます。	E メール君
12	11	日本橋地域にある歩道橋の工事について、囲いが歩道を狭くしていてとても危険な状態です。また、警備員の配置がなく、交通整理が行われていません。通行量が多く、自転車が行き交う中、近隣の小学校や幼稚園の主要な通学路にもなっています。適切な行政指導をしてください。	現在、長寿化を目的とした修繕工事を行っています。足場設置に伴い歩道幅員が減少するため、工事中は誘導員を配置していますが、工事を行っていない時間帯は配置することが困難な状況です。そのため、工事受注者に、周知看板と工事用ランプの設置により注意喚起を図るよう指示しました。	E メール君
12	13	勝どき橋横の歩道が、民間スポーツ施設利用者の駐輪場になっています。平日の夕方は、双方向に自転車や歩行者が行き交う中、自由に駐輪するので危険を感じます。民間スポーツ施設は、利用者数に応じた駐輪場を確保してほしいです。夕方の様子を確認してください。	放置自転車の状況について、現地を確認しました。当該箇所は都が管理している道路のため、道路管理者である東京第一建設事務所に現地確認した内容を共有するとともに、自転車が放置されないよう道路管理上適切な対応をするよう要請しました。	E メール君
12	13	日本橋地域では、この時期イチョウの葉の始末に悩まされています。近隣のマンションの管理人と掃除をしています。数日で45リットルの袋3枚分も集めました。なかなかの重労働です。以前、区でイチョウの枝と葉を切ってもらったことがあり、その冬は大変快適でした。また対応してください。	電話にて「イチョウの街路樹は、冬に落ち葉が落ちた後に剪定（せんてい）している。また、成長度合いに応じて2～3年間で剪定しているが、今年度は予定がない。区でも落ち葉の清掃を行っており、落ち葉がおおむね散り終わるまで清掃する。」旨回答し、了承を得ました。	E メール君
12	13	晴月橋は歩道が狭く、橋までのスロープが急です。車椅子、ベビーカーや自転車の手押しは非常に苦労し危険を感じています。以前から要望していますが、都の「福祉のまちづくり条例」に準拠した道幅や斜度への改善をしてください。	晴月橋については、都が行う朝潮運河の護岸整備工事と併せて施工する、区の護岸上部修景工事の中で、スロープの設置も含め検討します。	来所
12	25	三角公園の木がかなり高くなっていて、景観を阻害しています。また、倒木時に周辺の住居や子どもに被害が出るリスクがあります。もう少し短くしたり、手入れをしてください。	区立公園内の樹木については、樹形を整えることや均整の取れた生育を促すため、毎年、夏期と冬期に剪定（せんてい）を行っています。ご指摘の公園の樹木についても、冬期委託の中で剪定する予定です。	E メール君
1	9	月島地域のマンションの間の道ともんじヤストリート4番街の交差点が危険です。マンションの間の道は一方通行の抜け道になっていて車の通りが多く、横断歩道に歩行者がいても止まらず、徐行もしない車もあり、子どもの横断が心配です。信号機の設置やその他の安全対策を検討してください。	ご指摘の交差点について、警察署と信号機の設置を検討しましたが、警察署から、現在の交通状況を総合的に判断した結果、交通事故を誘発する危険性が高く、信号機設置は難しいとの回答がありました。こうしたことから、区では道路路上での安全対策として、路面表示による注意喚起を検討していきます。	E メール君

3 「区長への手紙」 要約

月	日			投書種別
1	11	晴海臨海公園の野球場は硬式球の使用が禁じられていますが、使用する中高生がいます。小さい子どもも多く利用していて危険なため、見つけた時は周りの大人が注意しても、違反者は後を絶ちません。看板で使用禁止を促すだけでなく、警備員の配置など早急に対策を講じてください。	区立公園は、ご指摘のとおり、野球の硬式球の使用は、他の利用者に危険であるため禁止しています。このため、巡回警備を実施する中で硬式球の使用を発見した場合には、声掛けを行うとともに、硬式球の使用が禁止であることを強調した掲示物で周知します。	E メール君
1	11	江戸バスの乗り継ぎバス停の時刻表を携帯電話などで検索すると、2つのルートがあっても1つしか表示されず説明もありません。また検索した際、最初の画面には、既に終わっている行事がいつまでも掲載されています。改善してください。	電話にて、乗り継ぎバス停の表示について、バスロケーションシステムの操作説明を行うとともに、「既に終わっている行事に関するお知らせについては、運行事業者に削除依頼をした。」旨回答し、了承を得ました。	E メール君
1	12	数年前に植え替えた月島地域の街路樹が枯れたまま放置されているため、状況の確認と対処をお願いします。また、月島地域の歩道に、カラーコーンの下に取り付けて重りにする黒い四角形の部品が放置されています。以前ここに区が設置したカラーコーンがあったと思うので、残留物を撤去してください。	ご指摘の樹木については、枯損している状況を確認しました。現在、植え替え工事に向けて準備を行っており、令和6年3月をめどに街路樹の植栽を行います。歩道に放置されたカラーコーンの重りについては、現場確認を行い、撤去しました。	E メール君
1	17	子育て支援に関する調査に、ボール遊びが禁じられている公園でのボール遊びが多く、危険であることを記入しました。その後、ボール遊びの禁止と、地域外でボール遊び可能な場所の案内が設置されました。できれば地域内にボール遊びができる場所の確保をお願いします。	区立公園内でのボール遊びは原則として禁止していますが、区内13カ所にキャッチボール場や多目的広場を整備しています。なお、土地の確保が困難なことから、再開発事業などに併せて適切な敷地が確保された場合には、新たな場所の整備について検討します。	E メール君
1	19	都道では電柱電線の地中化が進んでいますが、区道では全くと言っていいほど進んでいません。区道は8メートル道路が多いので、震災時に電柱が倒れたら、緊急車両は通ることができません。電柱電線の地中埋設工事の費用を、至急予算に入れてください。	区では、無電柱化の事業を順次進めており、令和5年4月現在、区内の無電線化率は、区道部で36.5%と23区で最も高くなっています。一方、8メートル道路は地上機器の設置スペースがないため、整備することが技術的に難しい状況です。今後も引き続き無電柱化の推進に努めていきます。	E メール君
1	19	京橋地域にある公園に設置している、自転車を降りよう促すカラーコーンが、蹴り倒されたり遠くに移動されていたりします。自転車がかなりのスピードで突っ込んできて危険なので、自転車が通れないようにチェーンを敷設するなど対応をしてください。	ご指摘の公園は、橋の下り坂からそのままのスピードで公園内に侵入し、大変危険な状況のため、固定式の柵の設置を検討していますが、現在はその応急措置として置き型の看板を設置しています。固定式の柵の準備が出来次第、早期に設置します。	E メール君
1	29	リサイクルハウスかざぐるまは、受け付けが煩雑すぎて時間がかかります。また品物の提供から提供者への利益還元システムの仕組みも同様に煩雑でいろいろな条件があります。捨てるには忍びない物をリサイクルできるように、ネットを利用するなど、簡易なスタイルで運営してください。	リサイクルハウスかざぐるまの有償出品物は、受け付け時に基準に合致しているかを確認してお預かりしています。スムーズに受け付けができるよう手順の見直しなどを行っていきます。また、展示期間終了後は、売上金をお渡しするとともに、交換が成立しなかった品物を返却する精算にお越しいただく必要があります。	E メール君
1	31	駅周辺の放置自転車禁止を示す地図の掲示について、地図の向きの考慮がないものが多く、見る人が混乱します。今後地図を設置する際は、地図の向きを考慮してください。	ご指摘のとおり、既存の看板の中には、地図の向きが見る側と逆になっているものが存在することから、改修の際には見る人に配慮した整備を行うとともに、新設時にも同様の整備を行います。	E メール君
2	5	小伝馬町の交差点の角の歩道の敷石が、浮き石状態です。歩行者のつまずきや転倒の原因になるため、補修してください。また、人形町の飲食店前の歩道の敷石が割れて、段差ができています。通学、通勤の歩行者が多いので改修してください。	小伝馬町の場所の段差を確認し、擬石タイルの張り替えによる補修を行いました。また、人形町の段差については、樹木の根上りが原因のため、応急補修を行いました。今後、擬石タイルの張り替え補修を行います。	E メール君
2	8	堀留町にあるホテルの前のマンホール左側の敷石が、割れて不安定になっています。修理してください。	堀留町のホテル前にある段差を確認し、擬石タイルの張り替えによる補修を行いました。今後とも、安全・安心に通行できる道路の維持管理に努めます。	E メール君
2	13	東日本橋付近にある歩道橋の補修工事をしていますが、補修して使い続けるよりも、撤去する方がよいと思います。車椅子使用者やベビーカー使用者、高齢者の多くは、歩道橋を渡ることはできません。また、気象条件によっては、階段部分が滑りやすく危険です。	当該歩道橋は、区教育委員会が指定する「通学路」の対象路線であり、「スクールゾーン」や「ゾーン30エリア」にも近接していることから、児童の安全を確保する上で重要な施設です。また、階段部分はノンスリップタイルを使用していますが、日常点検時に摩耗に注視し、必要に応じて補修を行っていきます。	E メール君
2	13	現在、晴海地域の倉庫解体工事が行われていますが、粉じんがかなり舞っているように見えます。近隣にはマンションが多く、公園や保育園など、子どもたちが屋外で活動する場所も多いので、粉じんが過度に飛散しないように対策をしてください。また、アスベスト対策もしっかり行ってください。	解体現場を確認したところ、粉じんの飛散防止のために散水をしながら工事を実施していました。現場責任者からは、強風時の作業は特に注意するとの回答がありました。アスベストについても、事前に調査が実施され、調査結果に基づきアスベスト除去工事を行っていることを確認しました。	E メール君

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
2	16	勝どきに新設する人道橋について、開通予定が4月1日となっていますが、もっと早めてください。せっかく勝どき駅のA5出入口が新設されたのに、遠回りをしなければいけないため、意味がありません。3月1日の開通を目指してください。	Eメール君
2	16	北循環の江戸バスを利用して月島エリアに行く場合、区役所または途中の場所から乗り換えが必要ですが、月島エリアや晴海エリアへ行く循環バスを検討してください。都バスや公共機関への乗り換えも利便性が悪いので、江戸バスなどを活用できるようにしてください。	Eメール君
2	16	HARUMI FLAGのバスターミナルに、タクシー乗り場を造ってください。商業施設もあり、駅から遠く、タクシーを利用する人は多いと思います。事前にニーズを把握してから設計してください。	Eメール君
2	19	日本橋地域にある緑道について、設置している街路灯が非常に暗いため、50ワットまたは60ワット相当のLEDにしてください。街路灯を明るくすることにより、歩行者や自転車がすれ違う際にお互いが見やすくなります。また、甘酒横丁にLEDの街路灯を増やしてください。	Eメール君
2	20	区の公衆トイレを利用していますが、男性トイレには傘やつえを掛ける所がないトイレがあります。全てのトイレに付けてください。また正式名が分からないので、教えてください。	広聴はがき
2	26	江戸バスを便利に利用しています。区役所で乗り換え、目的地に行こうとした際、接続時間をわずかに過ぎてしまい20分近く待たされたことが何度ありました。乗り継ぎ場所と記載がある以上、高齢者や子ども連れの区民のために、少し時間の調整をしてください。	Eメール君
2	28	京橋地区の横断歩道を横断していたところ、江戸バスが減速せず左折し侵入してきました。以前から乗客が乗っていない時のスピードや運転の仕方が気になっていましたが、今回は乗客が乗っていたにもかかわらず恐怖を感じる危険な運転でした。教育以前の問題なので、対処してください。	Eメール君
2	28	公園で保育園児の子どもとのボール遊びを、注意されました。多目的広場は、大人や高校生などがボールで遊んでいて、小さい子どもが遊ぶのには適していません。ぶつかってけがをしたことがあります。小さい子どもが、ボール遊びをする場所を造ってください。	Eメール君
3	1	黎明橋公園にあるベンチで、禁煙と書いてあるのに喫煙している人がいます。ここに座ると吸いたくなるようなので、ベンチを撤去してください。	Eメール君
3	5	月島の一部地区の資源ごみの回収箱は、収集日の前日に設置されます。強風の際には箱が10メートルぐらい飛んでしまい、今回は自宅の玄関ドアを直撃しました。回収箱の安全な設置方法を示してください。	Eメール君
3	5	江戸バスに乗車中に、東京駅から数人の外国人旅行者が乗ってきました。大型のスーツケースを持ち込んだため車内の通路も出入口も動きが取れない状態になりました。区は旅行者が大きなスーツケースを持ち込まないよう周知してください。	Eメール君
3	7	都道や国道の電線地中化が進むなか、区道の電線地中化は進んでいません。積極的に電柱を廃止し、少しでも安全に歩くことができる道路幅を確保することが必要です。区道を含む区内全域において、電線地中化を実施してください。	Eメール君
		要望のあった整備中の人道橋は、防水や塗装工事、舗装工事などの上部修景工事が完了したところです。今後は、照明設備の調整作業や、橋名板の設置などの仕上げ作業を実施の上、令和6年3月25日に開通する予定です。	
		日本橋地域と月島地域を直接結ぶ路線は、路線延長が長くなることに伴い、新たな車両の購入や、運転士の確保など課題が多い状況です。そのため、現在、北循環と南循環の乗り継ぎ利便性の向上を目指し、ルートを変更する準備を進めています。	
		タクシー乗り場は、東京タクシーセンターが利用者の動向などを踏まえ、交通管理者や道路管理者などの関係機関と協議の上、設置しています。区では、東京タクシーセンターからの依頼もないことから、晴海5丁目ターミナル内へのタクシー乗り場を設置していません。	
		指摘の街路灯について現地を調査したところ、ランプの老朽化による照度低下を確認したので、既存のランプから、より明るいメタルハライドランプに交換しました。また、甘酒横丁の街路灯については、老朽化の状況も踏まえながら、順次LED化を進めます。	
		電話にて「現在、区内には、傘掛け機能を持たせた公衆便所もあるが、そのような機能のない便所については、順次傘掛けを設置していく。また、呼称については、「傘掛け」「つえ掛け」などが一般的である。」旨回答し、了承を得ました。	
		江戸バスの運行は、可能な限り定時運行に努めていますが、悪天候や渋滞によって、やむを得ず到着が遅れてしまうなど、乗り継ぎに不便をかけてしまい申し訳ありません。しかし、乗り継ぎの時間調整は、定時性の確保ができなくなるため、難しい状況です。	
		今回の件について、バス事業者を確認したところ、当該運転手へ厳重に注意を行ったとの報告を受けました。区としても事業者に対して、交通法規の順守を徹底し、再発防止に努めるよう申し入れました。	
		区立公園内でのボール遊びは、条例で禁止されていますが、区内13箇所にボール遊びができる多目的広場などを整備しています。これらの場所でも、他の利用者の迷惑となる行為を禁止しており、譲り合っての利用をお願いしています。	
		公園内のベンチは、公園利用者が休養などをするために設置している必要な施設のため撤去しませんが、ベンチ周辺を含め、公園内が禁煙であることの周知を強化します。	
		電話にて「強風の予報が出た時はコンテナを設置しないよう委託業者に指示を出しているが、今回は予報を見誤り指示を出せなかった。頻発する場合は、集積所の利用者からの合意があれば袋出しでの回収も可能である。」旨説明し、了承を得ました。	
		荷物の制限について、規制することは困難ですが、他公共交通や、荷物の配送サービスなどを利用いただくように、バス停に掲示し周知することに加え、車内アナウンスで利用者同士の譲り合いや配慮、協力をいただけるよう、運行事業者とともに努めます。	
		令和5年4月1日現在、区内の無電柱化率は区道部で約36.5%と、23区中最も高い無電柱化率となっています。計画では、歩道幅員が2.5m以上確保できる緊急道路障害物除去路線などの防災上重要度の高い路線から順次整備を進めています。	

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
3	13	粗大ごみの廃棄について、インターネットでの申し込みが複雑で時間がかかるようになりました。これまでは、パソコンがあまり得意でない人も簡単に申し込めました。システムを変更する時は、担当者が検証してから多くの人に試してもらい簡易な方法に変えてください。	区の担当者が「キーワード検索」で検索したところ、該当品目が表示されました。また、時間がかかり申し込みできなかったとのことですが、何が原因で申し込みができなかったのが判断できませんので、担当者あて連絡してください。	投書箱
3	14	蛸殻町公園の子どもや障害者用トイレの排水の調子が悪いです。改善をお願いします。	電話にて「ご指摘の公衆便所の排水は、正常に排水される状況となった。」旨説明し、了解を得ました。	Eメール君
3	14	水天宮前交差点付近にある店舗の前の歩道について、視覚障がい者用敷石の横にある敷石が割れています。他にもあまり状態が良くない敷石があるので、対応をお願いします。	3月15日に該当箇所を確認し、アスファルト合材による応急補修を行いました。今後、3月中旬に擬石タイルの張替えを行います。	Eメール君
3	18	明治座前の浜町駅に向かう途中のベンチが、老朽化しています。ずいぶん前から同じベンチなので、新しくしてください。	明治座前の浜町公園ベンチは、座板が腐食している一基について、テープを貼付し使用禁止にしています。区立公園内のこのようなベンチは、順次補修を行っており、当該ベンチも早期に補修を行います。	Eメール君
3	18	朝潮小橋は自転車を降りて通行するようポールが立てられていますが、晴海フラッグの入居が始まり自転車の通行量が急増しています。接触しそうになり危険です。警告看板を橋の上にも互い違いに設置（千鳥配置）してください。	3月21日に区職員によるパトロールを実施し、走行している自転車に対して通行ルールの周知徹底を図りました。また、警告板などの設置については、車いすやベビーカー、視覚障害者などの通行を考慮した上で、効果的な対策について検討していきます。	Eメール君
3	19	強風予報のあった日に、日頃からビル風のある自宅近くでは、歩行者が歩道から道路に吹き飛ばされけがをし、高齢者は救急搬送されました。特に新島橋から豊海側は、本当に風がひどいです。風の対策を早急をお願いします。	電話にて「都心でのビル風、突風は起こりえるもので予防は困難である。また、東京湾の海面の風の導線の影響もあるが、コントロールは難しい。区では、防風対策などを都の環境影響評価に対して、区の意見として積極的に開発時の対策には依頼していく。」旨回答し、理解を得ました。	Eメール君
3	19	築地川公園は、川があり生物育成のため立ち入り禁止の看板があります。先日、親子が柵を越えて木の棒で川の中をいじっており、乱暴にするしぐさも見られたので心配になりました。強めの注意書きがあればと思います。	今回の指摘を受け、現地の掲示物を確認したところ、破損しているものや、汚れているものがありましたので、表示内容も改めて検討し、よりわかりやすい内容に更新します。	Eメール君
3	25	生ごみ処理機購入時の助成金について検討してください。	区では、今すぐに制度を導入する予定はありませんが、ごみ減量に有効な制度なのかを把握するため、令和6年度に実施する「ごみ排出実態調査」の中で生ごみの量や性状を調査するとともに、区民意識を調査するアンケートを通じて、生ごみ処理機に対する区民ニーズを把握します。	Eメール君
3	25	日本橋地域の樹木が植えてある部分を駐輪場にしてください。現状は、店舗の前の植え込みにごみが捨てられていても放置の状態です。駐輪場になれば来店者も店舗も助かると思います。	区道の植樹帯などは、定期的な清掃や沿道の店舗への声掛けなど、ごみの投棄に関する周知に努めています。また、道路上の駐輪場整備は、歩道幅員の確保などの条件を満たす場所へ設置を進めており、引き続き放置自転車対策に取り組んでいきます。	広聴はがき
3	25	生まれ育った郷土の浜町公園の樹木が伐採されるとの記事を見て驚きました。時代錯誤ではないかと思います。樹木の伐採はやめてください。	浜町公園の樹木は、中学校仮校舎建設予定範囲内の樹木を保護する目的で、中高木は園外に、低木は園内に、それぞれ移植したものです。仮校舎が撤去された後は、中高木を浜町公園内に復植する予定です。	Eメール君
3	26	①道路や交通機関、エスカレーターなどの状況を改善してほしい。②電柱の地下化を推進してほしい。③ごみが増えているので、条例で罰金制度を設けてほしい。④川に透明な橋を架けてほしい。⑤荒れている花壇があるので管理してほしい。	①エスカレーターの安全利用は区報などでお知らせしています。②計画に基づき、無電柱化事業を推進しています。③罰金制度などの検討はしていません。④検討していません。⑤歩道上などの花壇はボランティアとの協働や維持管理委託などで管理しています。	Eメール君

都市整備部(19件)

月	日			投書種別
4	3	佃に建設予定のマンションの地盤調査について、建築主、設計事務所から、十分な案内や事前説明を受けていません。区へ連絡しましたが、誠意のない対応をされました。もっと区民に寄り添った対応をしてください。	地盤調査など建築工事に付随する作業のみ行う場合は説明会を行うよう定めておりません。しかしながら、今回は作業の手順など、近隣の方々にお知らせをしてから開始するよう指導するなど、区としては、事業者に対してできる限り指導を行っているところです。	Eメール君
4	3	佃に建設予定のマンションの説明会で事業者から事実と異なる発言がありました。一部は中央区の信頼に関わる内容もあるため、事実関係を明らかにした上で、事業者に対し行政的な処分を行ってください。	現在、事業者から説明会の報告を受けていないので、早急に報告書を提出するよう指導するとともに説明会の内容を確認した上で対応します。区としては事業者に対してできる限り指導を行っています。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日			投書種別
4	12	佃に建設予定のマンションについて、狭い所に建てられるのでしょうか。佃の趣のある町並みを残してほしいです。	建築面積に関わらず、建築基準法に定められた基準に適合していれば建築することは可能です。また、当該地における趣のある町並みについて明確な定義がないことと、災害に強いまちづくりを進める必要があることから、区が一律に指導することは困難です。	広聴はがき
4	21	高層マンションに運ぶ荷物の積み替えなどを時間貸し駐車場で行っているため、一日中トラックが出入りしてうるさいです。マンション街ごとに共同配送センターを設置するよう指導はできませんか。	昨今では、宅配事業者によるマンション内専用の配送センターの設置により複数の宅配事業者および居住者双方の利便性の向上を図るなど、独自の取り組みも生じてきており、区としてもこうした動向を注視していきます。	Eメール君
4	22	区内勤務のため、他県から周辺区に転入してきました。住居は、公立住宅が安心と思い探したところ、さまざまな条件があり、やっと入居できたのは悪い住環境でした。今後、非正規単身者は増えると思います。単身者向けの住宅政策も考えてもらえませんか。	ご指摘の都営住宅及び都民住宅の申込資格や住環境については都にお問い合わせください。また本区が管理する区営住宅は、条例に基づき、居住年数の制限を設けず、区内に居住し住宅に困窮していることを条件に設置している住宅となります。	Eメール君
5	15	風俗営業等許可申請のため、区の検査を受けました。玄関の電気がつかないことについて、区の職員に「電球を新しく取り換える」と説明して了承をもらったのに、後日指導指示書が届きました。納得できないのでどういうことか説明してください。	職員が査察をした内容と、投稿者の主張に乖離があったため、電話にて改めて説明した上で「今回に限らず、指摘を挙げた際には指示書を送る対応を取り、改善が完了した後、報告をいただく。」旨を伝え了承を得ました。	電話
5	17	建築課で住宅用家屋証明書を交付してもらった際に、1階のみずは銀行で支払うよう言われ、5階で手数料を払うことができませんでした。窓口での現金納付を認めてください。	電話にて「今後、キャッシュレス決済機能付きのレジスターの導入を予定しており、それに伴い、5階フロアでの手数料の納付ができるよう検討している。」旨説明し理解を得ました。	投書箱
5	30	月島で発生した火災により燃えた家屋の解体処理が、いまだに行われていません。近隣住民としては、風の強い日、雨の日、地震が起きた日は被害が怖くて生きた心地がしません。健康に害が及ぶのも心配です。すぐに取り壊してください。	区では、建築物の関係者に対して、倒壊などのさらなる被害を未然に防ぐため、除却に向けた協議や指導を複数回にわたり行ってきましたが、いまだに状況の改善がなされていません。今後も関係法令に則り、建築物の除去が履行されるよう対応を続けます。	Eメール君
6	29	江東区有明地区の環二通りと有明通りに、建設関係車両などが違法駐車しています。建設現場で入庫時間を指示されていることによる待機が原因のようです。中央区晴海特別出張所建設現場の関係車両が有明地区で待機駐車しないよう注意喚起をお願いします。	今回のご指摘を踏まえ、改めて路上駐車禁止の徹底を指導しました。晴海地区では区発注工事以外にも多くの工事が行われているため、晴海地区の工事関係者で構成されている会議体にも報告し、路上駐車などで迷惑をかけないように、注意喚起していきます。	Eメール君
7	1	再開発で住宅の権利変換を受けました。その際、司法書士が登録した平米数は、権利変換した平米数より少ないため、損害が生じているのではないのでしょうか。既に組合は解散しているので、区にお尋ねします。	建物登記簿や権利変換計画書の面積の正誤について区で確認することはできません。なお、一般的には同じ住戸で建物登記簿と権利変換計画書の「床面積の算定方法の違い」によって面積が異なることはありますが、これによって床価額が変わるものではないと考えます。	Eメール君
7	20	日本橋にある区道に、自転車置き場とカフェを設置する計画があります。災害時の二次被害や、区道に一企業が建物を建てることによって企業の既得権となる可能性があること、公道の見通しの確保などの点から、この計画に反対です。	本計画は、交通管理者と調整の上、実際の位置に駐輪場や建築物を設置してその影響を確認する社会実験を行っており、交差点部を含む緑道上における交通上の支障はないことの確認がなされています。計画を進めるに当たり、同法人に対し、地域の方と協議を重ねるとともに、各種法令に適合した取り組みとなるよう指導していきます。	Eメール君
8	17	晴海のマンションを購入し、1年後に入居の予定です。このマンションは東京オリンピック・パラリンピックの際、選手村として建築され、歴史的に意味があります。売主からの住民登録の案内では、この名前が削除されていました。町名に名前を入れて表記するようにお願いします。	町名の決定は、町会長などをはじめとする地域住民と区が議論を重ねた上で、議会の議決を経て決定します。仮に変更する場合は、町名変更が住民の方々の総意であることが前提となり、議会の議決が必要となります。	投書
8	25	耐震シェルターの件で他自治体に照会をしたところ、区でも耐震の計画はあるのではないかとのことでした。区は安心安全をアピールしているので耐震対策は当然あると思いますが、私の認識不足でしょうか。	電話にて「耐震シェルターは耐震助成制度の助成対象に含まれている。内容が記載されているパンフレットを送付する。」旨伝え、了承を得ました。	Eメール君
10	25	駐車場を増やしてほしいです。自家用でも社用でも駐車場探しに困っています。利用料金も高額すぎるので検討してください。	区内では、都の条例により建築物の地域、用途などに応じた駐車場の設置台数が定められ、建物の新築時にその台数の附置が義務付けられています。一方で、民間の駐車場の貸し方や賃料の設定は、条例などで規制できないため、区が対策を講じることは難しいと考えます。	投書箱

3 「区長への手紙」 要約

月	日		投書種別
11	6	家屋が古いため、地震の際に倒壊しないか心配です。借地権の家屋で改築ができないため、家の中にシェルターを設置することを考えていますが、建築課に相談したところ、建具となり助成金がないそうです。身の安全を守る対策として、助成金の承認をお願いします。	E メール君
11	9	住宅使用料が改定されたので、住宅課に改定の理由と算出方法を聞きました。その時の最初の職員は、明確な回答をせず、別な職員に代わってもらい使用料の算出方法を聞いたのですが、人を見下した暴言ともとれる説明をされ、怒りを感じました。謝罪を求めます。	投書
11	9	アスベスト補助金を国から受け取れる制度を、区に作ってください。自宅をリフォームをする際、アスベスト調査と処理の見積もりが、高額で困惑しています。国の補助金は、各自治体を通し配布されますが、区にはその制度がないので受けられません。	E メール君
3	14	月島地域でマンション開発したいという内容の文書をポストイングされました。現在の月島地域はマンションが多く、開発の必要性を感じません。ある程度の開発規制をできないのでしょうか。	E メール君
3	26	京橋地区の再開発について、大手建設会社は工程表に反し休日や夜間に工事をしています。その影響で健康を害しています。実態を区に伝えましたが、応答がありません。対応をお願いします。	広聴はがき

教育委員会事務局(90件)

月	日		投書種別
4	5	本の森ちゅうおうの玄関前の広場に、ランチ時にキッチンカーを招致してはどうでしょうか。新富町境界は飲食店が少ないため、ランチ時の数時間に2台ぐらいキッチンカーがあると便利です。	E メール君
4	5	ブレディの活動内容を充実させてください。午後3時頃におやつを提供してください。手配ができれば、持参などでも良いと思います。1日の活動内容は、帰りの会を行うなどメリハリのあるスケジュールにしてください。また、イベントを充実させてほしいです。	E メール君
4	5	久松幼稚園での預かり保育の実施を検討いただけないでしょうか。他の幼稚園でも、預かり保育のニーズはあると思います。	E メール君
4	7	現在、2人の子どもを区内の保育園に通わせています。数年後には明石小学校に入学しますが、制服がないことで私服を準備しなければならず、成長に合わせ洋服を買い替えるのは経済的負担が増すので、明石小学校も制服にしてほしいです。	電話
4	17	月島第二小学校陽だまり学級において、本年度より補佐員が配置されていません。子どもの穏やかな毎日のために、早急に補佐員を定員数配置してください。	E メール君
4	17	月島幼稚園にはお弁当の保温庫がなく、園児たちは毎日冷たいお弁当を食べています。園内に保温庫が設置されている区立幼稚園もあると聞きましたが、同じ公立幼稚園の月島幼稚園にない理由を教えてください。	E メール君
4	18	本の森ちゅうおうのテラスは通話不可となっていますが、通話する人が後を絶ちません。出入り口扉の禁止表示が小さ過ぎると、通話可能なエリアの表示が不親切なのが一因だと思います。使用者の立場に立った表示をお願いします。	E メール君

3 「区長への手紙」 要約

月	日			投書種別
4	19	小学校で複数の子どもがいじめを受けています。事実確認と、被害者が転校しない方法での解決策を心から希望します。	学校でいじめ問題が発生した場合、学校長や副校長の指導の下、担任が中心となって子どもたちから十分に話を聴くとともに、子ども同士の話し合いの場を設定するなど、問題解決に向けた取り組みを行うことを基本としています。また、全学校の学級運営が円滑に行えるよう指導・助言していきます。	E メール君
4	21	区立図書館の、新型コロナウイルス感染症に関する産業別ガイドライン実施状況を教えてください。また、以前区立図書館で個人情報に関する違反行為があったようですが、その後の対応を教えてください。	新型コロナウイルス対策については、ガイドラインなどにに基づき、マスク着用や手指の消毒などを実施していました。個人情報については、後日回答する場合を除き、連絡先などを伺うことはなく、昨年お問い合わせの際も、個人情報は取得していないことを確認しています。	E メール君
4	24	別居、離婚で子どもと会えない別居親などが、同居親の同意なしに保育園・小学校で面会交流すること、学校行事に参加することを許可してください。許可できない場合は、法的根拠を教えてください。	個々の事情や家庭状況が多様なため、一律に学校での面会交流などを許可することはできません。別居親が面会交流や学校行事への参加を希望する場合は、父母間での合意内容やお子さまの意思など、面会交流などが可能かを確認の上、通われている学校に相談してください。	投書
4	27	有馬小学校の6年生の移動教室と区民マラソンの日が重なっています。有馬小学校には毎年区民マラソンへの参加を楽しみにしている児童が多いのですが、同じ日だと参加できません。もう一度調整してください。	例年、熱中症の心配なく他学年の宿泊行事と重複しない9月から10月に実施し、施設利用可能日を確保の上、各校の抽選により宿泊日を決定しています。施設の貸切により円滑に実施するため、利用可能な日程を優先せざるを得ない中、最大限配慮した日程であることをご理解ください。	E メール君
5	1	10月の区民スポーツの日と有馬小学校の移動教室の日程が重なっていて、生徒は区民マラソンに参加できません。なんとかできないのでしょうか。	移動教室は、翌年の児童数や学級数の目途が立ち次第宿泊予約を行っているものの、児童数の増加や他自治体との利用調整などの理由から日程変更が困難なため、施設の利用可能日を確保した上で各校の抽選により宿泊日を決定しています。秋季はさまざまなイベントが実施される中、施設の日程を優先せざるを得ない状況です。	E メール君
5	8	月島図書館から資料確保のメールが来ましたが、購入したためキャンセルしてください。図書館の送信メールは「返信不可」のため図書館のホームページに「利用者の声」コーナーか、フリーダイヤルを設置してください。リクエストした本がいつ入るか説明がなかったので改善を要望します。	予約図書は辞退される場合は、窓口および電話で受付をしており、ご要望については図書館システム更新などの機会を捉え、検討をしていきますので、ご理解願います。リクエストは毎月一括購入するため貸付時期は未定の旨回答しましたが、説明が不十分であった点はおわびします。	E メール君
5	8	学生の勉強場所について、区の図書館の学習スペースだけでは、時間制限や席数、環境やアクセスなどの面で不十分と感じています。改善の余地があるのではないのでしょうか。	区立図書館では、利用者が快適で心地よく読書や学習をできる環境を目指し、室温管理や夏季の学習スペースの拡充などを適宜実施しています。今後とも図書館の環境改善に取り組んでいきます。	E メール君
5	8	本の森ちゅうおうの学習室にて、キーボードの操作音がうるさいので、パソコンを使用する人と本を読む人の場所を分けてください。	学習室の利用に際し、調べ学習などにおいてパソコンの利用を想定しているため、操作音についてはご理解願います。施設の2階、3階にパソコンの使用を禁止するスペースを設けていますので、ご利用を検討願います。	E メール君
5	8	新型コロナウイルス感染症は、5類に移行するのに、6年生の子どもが通う小学校では、新型コロナウイルス感染予防を前提とした体育学習発表会を実施します。年間計画の変更は難しいと理解はしますが、9月の予定なので、運動会の開催を検討してください。	お子さまが通う小学校は、児童数増加や校庭の走路増設により参観スペースが縮小し、児童や保護者が一同に会する運動会の実施には課題があります。運営に創意工夫を加え、記憶に残り、意義深い体育的行事が行えるよう検討します。	E メール君
5	8	図書館業務を委託している業者の仕事内容について、返却期限を過ぎている図書を督促するやり方が適正ではなく、電話対応の言葉遣いも良くありません。	不愉快に感じられた点は、深くおわびするとともに、接遇の重要性と具体的なケーススタディなど、改めて研修を実施したところです。今後とも利用者に満足していただける接遇となるよう、研鑽に努めます。	E メール君
5	9	図書館業務を委託している業者が適正に仕事をしているか区民が監視する制度を創設してはどうでしょうか。無償のボランティアを募集するか、オンブズマン制度を導入すると良いと思います。	図書館の運営は、教育委員会事務局の自己点検と外部委員による評価委員会の運営状況評価を実施するほか、利用者懇談会を開催し、区民ニーズの把握や利用者目線のサービス水準の向上に取り組んでいます。ご提案は今後の参考とします。	E メール君
5	9	図書館の本を返却する際、汚損などの報告を促す張り紙があるため、汚損部分があったことを伝えたと、他の来館者がいる前で、複数の図書館員から犯人扱いされました。図書の汚損対策や職員接客学習は重要だと思います。	職員の対応で、不快の念を与えた点についておわびします。日頃から定期的な研修などで研鑽を重ねていますが、今回の件を情報共有し、接遇スキルの向上を図るとともに、利用者懇談会で対応に関する対策を報告します。	E メール君

3 「区長への手紙」 要約

月	日		投書種別
5	12	電子書籍は、空間や重量の軽減や明るさやフォントの調節が可能など多くの利点があります。また、図書館の業務においても、本の収容量や返却期限の管理の軽減になります。区は、図書館の役割りと目的に沿った電子図書の貸し出しサービスを導入してください。	E メール君
5	12	就学先に悩み就学相談説明会に参加し、支援学校は見学が可能だが、支援学級は判定と希望が合わなかった時のみ見学が可能と説明をうけました。何らかの困難を抱える子どもを、様子も分からず通わせることはできません。支援学級の事前見学を可能にしてください。	E メール君
5	12	「本の森ちゅうおう」を利用した際、Wi-Fi を使おうとしたところつながらず、学習コーナーでもつながりませんでした。そのことを受付の人に言うと、同様の申し出があるとのことでした。Wi-Fi の不備を早く改善してください。	来所
5	22	月島第三小学校は、他の小学校に比べ、児童数が多く校庭利用に制限があります。体力低下の恐れや、子どもの近視予防のため外遊びが推奨されています。休み時間や放課後に、児童が校庭で遊べるよう工夫してください。	E メール君
5	29	佃島小学校のプールは屋上にあります。風が吹くと寒く、猛暑日は安全のために使用が中止になります。学校の近くにあるスポーツクラブが閉鎖する予定なので、水泳授業を安定して通年開催するためにこのスポーツクラブのプールを活用してはどうでしょうか。	E メール君
5	30	日本橋中学校の校舎建て替えによる、浜町公園内の仮校舎建設について説明が不足しているので、詳細な説明をしてください。浜町公園では、仮校舎建設のため木の伐採が始まっています。	E メール君
6	5	子どもが利用するブレディは、夏休みなどの長期の休みは午前8時30分になるまで開門されません。また、平日のブレディのトイレの使用は、夕方からのため子どもたちは人のいない階のトイレを使っています。子どもたちの安全面を考慮し、柔軟な運用をしてください。	E メール君
6	6	中学生の集団が、1人に荷物を持たせて他の子どもたちが小突いたり笑ったりしているのを見ました。また、1人を囲ってからかっているのを見ました。いじめではないかと気になっていますが、学校では状況を把握していますか。調査・確認・対応をお願いします。	E メール君
6	14	ブレディは長期休み期間、午前8時30分開所のため、仕事の状況によっては調整や休暇の取得が必要で、実態調査や希望調査をする、試しに短期間だけ開所時間を早めるなどの対応をしてください。今年度の夏休みからでも試験的に8時開所にしてください。	E メール君
6	20	ゲノム編集食品が学校に配布され、給食で提供される話を聞きました。安全性が未確認の食品を子どもに食べさせるのは反対です。区では、これまでゲノム編集の食品を給食で提供したことがあるか、今年度給食で使われる予定があるか、教えてください。	E メール君
6	22	日本橋地域の子どもの数が増加しているに伴い配慮が必要な子どもも増えることが予想されます。日本橋地域から支援学級に通う子どもは、他の地域にある学校に通うことになり、保護者の送迎の負担も大きくなるため、日本橋地域に支援学級を設置してください。	E メール君
6	26	久松小学校の給食は、肉も魚も出ない日が多く、豆類もない日があり、たんぱく質が不足しています。成長期の子どものきちんとした栄養のある給食を作ってください。早急に検討し、改善策を回答してください。	E メール君
		電子書籍の貸出は、令和4年9月から開始しています。貸出件数は1人2点まで、貸出期間は14日間で、利用を希望する場合は、専用IDとパスワードを窓口で発行します。所蔵コンテンツは令和5年3月末日現在10,361点です。	
		特別支援学級の見学は、判定と希望が合わなかった場合に限らず、就学先の決定前に見学や体験授業を案内しています。また、見学の時期については、特別支援学級の学習状況や在籍児童・生徒の負担などを総合的に検討した上で決定しています。	
		京橋図書館（本の森ちゅうおう）では、各階に複数のアクセスポイントを設けて、施設内で利用できるようにしていますが、同時に利用する方が多数、大量のデータの送受信など、混雑している場合には一時的に接続できないことがあります。	
		同校では、近年の児童数の増加により校庭で一斉に遊ぶことが難しくなっており、衝突によるけがの防止などの安全面を考え、休み時間は前半・後半で学年を分けて使用するほか、体育館や近隣の運動場を活用し、児童が毎日体を動かして遊べる機会を確保しています。	
		佃島小学校では、屋外プールのため天候による影響がある一方、水温や水質を管理しているほか、熱中症対策を講じるなど安全面に配慮しながら、国が定めている水泳指導を実施しています。そのため、新たなプール施設を取得する予定はありません。	
		仮校舎の整備に伴い、影響がある既存樹木は、樹木1本ずつの状態を見極めながら、園外の園場へ移植し保護します。仮校舎を設置する位置や建物の仕様などについて検討しているところであり、説明会は、詳細が概ね決定する10月に開催する予定です。	
		ブレディの開所時間は、現時点では職員採用やシフトの調整に課題があるため、早めることは困難です。トイレ利用については、ブレディ明石は、一日に100名を超える児童が利用しており、混雑が予想されることから、他のフロアのトイレを利用しているところですが、	
		全校朝礼の場で、生活指導主任から安全指導およびふれあい月間の指導を兼ねて登下校に関する全体指導をしました。今回の件については、いじめと思われる状況は確認できませんでした。	
		ブレディでは午前8時30分から最大午後7時30分までを長期休業期間の開所時間としており、その中で最大限の職員配置を行っているところですが、現時点では職員採用やシフトの調整に課題があるため、開所時間を早めることは困難です。	
		学校給食にゲノム編集食品を提供したことはなく今後も使用する予定はありません。学校給食を「生きた教材」として食育を推進し、地産地消や食文化、食物生産などに対する理解を深め、季節の行事や郷土料理の提供など食育に配慮した献立を作成し安全安心な学校給食の提供に取り組みます。	
		日本橋地域において特別支援学級のニーズが高まってきていることから、教育委員会では同地域への特別支援学級の設置について検討しています。設置にあたり、当該校における教室確保などの課題もありますが、引き続き検討を進めていきます。	
		学校給食は主要なたんぱく質など児童生徒に必要な栄養素を一月単位で基準を満たすよう献立し、栄養素が不足しているとは考えていません。子どもたちの健全な発達のため創意工夫を凝らした学校給食を提供しています。	

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
6	26	日本橋中学校の建て替えに伴い、浜町公園に仮校舎を建てると聞きました。清正公寺の前の広場に建つ予定ですが、樹木の移植の準備など大変そうですね。浜町グラウンドに校舎を建て、そのまま校庭として使用することはできなかったのでしょうか。	E メール君
6	30	ある区立小学校では、学級内で問題が発生すると教師が校長に報告し、その場にいなかった校長が問題解決に当たる状況が多々見受けられます。校長の独断的な対応により、この小学校の管理・運営は正常に機能しているのか、不安になります。	E メール君
7	3	本の森ちゅうおうには傘立ての設置がなく、傘振り機のみです。図書館内で傘を持ち歩くのは不便ですし、いろいろな問題が懸念されます。ビニール傘袋はプラごみが増えるので、傘立ての設置が良いと思います。鍵の紛失については、ナンバー鍵などの手だてがあると思います。	E メール君
7	3	日本橋図書館に置かれている新聞が、本の森ちゅうおうと月島図書館には置かれていません。同じ新聞を置いてください。	E メール君
7	4	子どもの通学する小学校の給食は、メニュー表や子どもの話から量が足りていないと思います。主菜と副菜はありますが、主食がメインの献立の時は添え物が少ないです。味も良くないと言っています。アンケートを実施し、早急に改善してください。	E メール君
7	10	日本橋中学校は、数年前に教室や廊下、トイレの改修工事や耐震工事をしています。教室も余っていました。それなのに、建て替えをする理由は何ですか。今後、子どもが増えるという予測なのですか。近隣住民や、実際にプレハブ校舎を使う年代の保護者からは不満の声が聞こえます。	E メール君
7	13	子どもが通っている小学校の指定の上履きが高額です。成長期の子どもは、1年に1足では足りません。標準服は交換会がありますが、上履きは履き古しを履かせたいとは思いません。上履きや、可能であればランドセルも指定はやめてください。	E メール君
7	14	通学で都バスを使用する区立小学校の生徒は、バスの車内で騒いで、高齢者・障害者がいても席を譲りません。また、整列乗車をせず、席に荷物を置いています。通学バスを設定して、一般の乗客に迷惑をかけないでください。また、学校で公共の乗り物のマナー教育をしてください。	E メール君
7	18	小学校に毎日通える情緒学級を作ってください。	E メール君
7	18	区立小学校に通っている子どもが、美術・図工の担当教員から「下手くそ」などと言われ、教科が嫌いになっています。美術・図工に関する区の方針や、再発防止策などについて教えてください。	E メール君
7	18	区立小学校の運動会について、コロナの第5類引き下げ前と同じ体育学習発表会のままの学校があるのは、根本的な対応の遅れを見逃していると思います。学校側に任せるだけでなく、区側として元の形で運動会を開催できるように働きかけてください。	E メール君
7	18	給食の牛乳パックを畳むのは、衛生上良くないと思います。このような制度をなくしてください。	E メール君
		浜町運動場での仮校舎の整備は、地下に浜町地下駐車場および地下鉄都営新宿線があるため、地下の構造物に影響なく仮校舎を整備することが難しいことに加え、運動場の利用にも影響が及ぶことから、仮校舎の整備ができないと判断しました。	
		学校における問題、特に暴力的な行為の発生などは、児童が安心して学校生活が送れるよう、毅然（きぜん）として指導しています。管理職が状況を判断し、管理職も含め組織的に問題解決に当たることが大切であり、校長もこうした考えの下、対応しています。	
		本の森ちゅうおうでは、利用者に傘振り機での水切りをお願いしています。雨天時は、図書館資料が濡れてしまうなどの懸案があることから、傘袋スタンドの設置を現在検討しています。	
		区立図書館では、全国紙を除く新聞の所蔵を各館で分担しています。本の森ちゅうおうと月島図書館では、学習用端末機から新聞社が公共図書館用に提供するデータベースを利用して記事検索ができますのでご利用ください。	
		カレーなどが主食の場合、例えば、7月19日の給食献立は、わかめと野菜サラダ、メロン、牛乳でした。学校給食では、文部科学省による児童一人一回当たりの学校給食摂取基準を基に献立を作成し、基準値の範囲内で調整しており、給食摂取量の不足が生じているとは考えていません。	
		日本橋中学校は、日本橋地域の人口増加に伴い令和11年度には普通教室が不足する推計結果となり、改築することを決定しました。仮校舎は、必要な教室などは全て用意するとともに、総合スポーツセンターや浜町運動場を利用するなど、適正な教育環境を確保します。	
		上履きの指定は、丈夫で動きやすいものを履いていただくことを目的としています。指定以外の上履きを履かせたい場合は、学校にご相談ください。また、ランドセルは安全性などから推奨していますが、特に指定はありません。ランドセル以外の使用を希望する場合は、学校にご相談ください。	
		区立小学校では、日頃から乗車マナーの意識啓発を図るほか、教員やPTAのバス同乗による実地指導、家庭との連携などに取り組んでいます。今回のご指摘を当該校に伝え、改めて全児童に指導しました。なお、当該校は交通の利便性が高いことから、スクールバスの運行は考えていません。	
		電話にて「情緒学校の設置に関してはすぐには難しい。」旨を伝え、投稿者の状況を聞き取りながら対応を行いました。	
		図工担当教諭の不適切な言動について、同校による調査を行いました。事実確認はできませんでしたが、教育委員会としては、改めて子どもの成長を第一に考え、魅力ある教育活動を推進できるように学校と連携し、教員の育成に努めていきます。	
		学校行事は、校長の責任と判断の下、行事のねらいや教育的意義、各校の伝統のほか、運営上の安全面などを考慮して実施しています。当該校は、児童数増加などに伴う影響から、児童や保護者が一堂に会する運動会の実施には課題があり、現状では困難です。	
		小学校などで拠点回収を実施しリサイクルに関する必要性や重要性の普及啓発を行い、牛乳パックは古紙として回収することが望ましいと考えています。処理過程では無害化されており、アレルギーがある児童・生徒には配慮して洗浄作業を実施していきます。	

3 「区長への手紙」 要約

月	日		投書種別
7	19	宅配弁当の利用は、学童クラブでは認められています。プレディでは認められていません。弁当を作る手間や子どもの荷物の軽減、暑さによる食中毒防止のため、宅配弁当の利用を認めてください。	E メール君
7	20	子どもは学校の図書室、読書の授業が大好きで、本が借りられることをとても喜んでます。一方で、子どもが借りてきた図書室の本がひどく傷んでいました。学校図書館の整備、新刊購入に予算を割いてください。	E メール君
7	24	今年から晴海中学校は、夏服として胸にワンポイントのある紺色のポロシャツを選択できるようになりました。ただ、指定の店舗で購入したものしか着用が許されません。指定店では約4千円で販売されていますが、他店で購入すればそれ以下です。購入店を指定する理由を知りたいです。	E メール君
7	24	日本橋本町の一部は日本橋幼稚園、日本橋小学校の学区です。先日、人形町で通学中の交通事故も発生しており、歴史的な背景を基礎とした学区形成のみではなく、通学の安全性を担保するよう調整区域としての設定をお願いします。	E メール君
7	25	幼い子どもと2人で図書館を利用した後、併設のカフェに寄りました。一品を注文し、座席で待っていると、係の人が来て「一人1オーダー制なので、分ける場合は室内の利用はできない」と言われました。区立の施設に併設されている以上、区民に寄り添った経営をして欲しいです。	E メール君
8	4	食がもたらす後世の遺伝子への影響を早急に食い止める必要があります。子どもたちの心身の健康と後世の健康を守るため、オーガニック給食を導入してください。発達障害の症状も改善するようです。	E メール君
8	28	小学校の児童がネイルをしています。先生は注意することなく、調理実習や林間学校で飯ごう炊飯をして、集団食中毒になったらどう対応するのでしょうか。学校で衛生観念、服装などの指導をしてください。	E メール君
9	1	日本橋図書館にDVD・CDを返却する際の袋入れをやめてほしいです。破損防止が目的だそうですが、京橋図書館ではやっていません。日本橋図書館にやめてほしいと話したので、その先、内部でどのような話し合いがなされ、どのような結論が出たのか教えてください。	E メール君
9	5	本の森ちゅうおうは、利用しづらいです。駐輪場は狭く屋根がありません。学習室は席数が少なく、PCが入り口から遠い位置にあります。本の配置は探しにくいです。図書館を身近に感じられるよう、改善できる点は改善してください。	E メール君
9	7	子どもの通う小学校は、通知表や定期面接について、学業や生活の様子がフィードバックされない（省略する）運用になるようです。子どもの成長のために学校からのフィードバックは、子育ての中では非常に大事です。運用ルールの見直しと、決定の経緯を明確にしてください。	E メール君
9	14	令和6年度から全幼稚園で開始する預かり保育が、久松幼稚園は移転の関係で9月から利用開始となります。他園と同様の開始を要望します。せめて夏休み期間中の実施や、別のサービスを利用した際の金銭的補助、他施設の利用などの代替案を再考してください。	E メール君
		長期休業期間中の当該プレディは、毎日120人程度の児童が利用しており、個別の昼食対応を行うことが、現時点の職員配置では困難であると認識しています。なお、今後、学童クラブを設置する議論の中で、いただいたご意見は検討を深めていきます。	
		本区の区立小学校では、児童の読書活動を推進するため、1年間で平均90万円程度の予算を図書の購入に使っています。その中で新刊の購入や古くなった図書の買い替えを各校において行っています。傷みの激しい図書は順次買い替えを行っており、今後も継続していきます。	
		晴海中学校では、速乾性があり活動しやすい服装として、今年度から夏服にポロシャツを導入しています。ポロシャツには同校の生徒と識別できるよう胸に刺しゅうを入れており、取り扱いできる店舗が限定されるため、店舗を指定しています。いただいたご意見については、同校において検討していきます。	
		日本橋本町は、一部が日本橋小学校の通学区域となっていますが、これは学校の統廃合の際に地域の方々とも検討を重ね設定した経緯があります。こうした歴史的背景も勘案しつつ、地元連合町会などからも要望があることから、地域コミュニティのさらなる強化も含め検討していきます。	
		カフェの利用については、ワンオーダー制を導入していますが、乳幼児のお子さまの分をお願いすることはありません。今回の件は、スタッフが誤った案内をしたとのことでした。今後、このようなことが起きないように、区から改めて指示しました。	
		オーガニック給食の提供については新聞報道や他自治体の取り組みなどを通して承知していますが、学校給食の性質上、大量かつ迅速に提供する必要があることから、食材の調達などに課題があり、現時点でのオーガニック給食の導入は困難です。	
		電話にて「学校から当該児童に対し、学校生活面や衛生面からネイルはしてこないよう注意した。学校の教員全体で本件情報を共有して児童への指導に一貫性を持って対応していく。」旨説明し、了解を得ました。	
		図書館では自動返却方式を採用していますが、返却機器の構造から投函（とうかん）された際に毀損（きそん）の可能性があることから、CD・DVDについて専用の袋での返却をお願いしています。今般、返却ボックス内部の構造に工夫を加え、専用袋による返却を見直すことも検討しています。	
		本の森ちゅうおうは、開館以来、皆さまから頂いた意見を基に、緊急性や重要性などを勘案しながら必要な改善を行っています。また、図書資料などが探しにくいとのご指摘も、書架における掲示や資料検索の方法に工夫を加えるなどの改善を図っています。	
		学校から、電話にて「保護者へのフィードバックを減らさないよう、個人面談時期を従来より後に設定し、後期の児童の成長を具体的なテストデータなども示しながら丁寧に保護者に説明するとともに、児童の成長や課題については、担任から随時連絡していく。」旨、説明しました。	
		久松幼稚園は来年9月に常盤園舎へ移転することから、度重なる環境の変化によるお子さまへの影響を考慮し、預かり保育は移転後に実施することとしました。別のサービスの利用は、子育てのための施設等利用給付認定制度のご利用を含め、福祉所管へご相談ください。また、保育料の減額は、条例で定めているため対応できかねます。	

3 「区長への手紙」 要約

月	日		投書種別
9	21	区の地域資料は、専門知識を持った専門職の司書に責任を持って管理してほしいです。本の森ちゅうおうでは、指定管理者制度の導入と専門職司書の雇用止め・退職により、図書館行政・図書館業務・図書館サービスに区として責任を持って対応できる職員がいなくなったと思います。	投書
9	25	区立幼稚園の預かり保育の利用を考えていますが、登録利用が廃止になると申し込み多数で預けられないことも予想されるので、登録利用の継続を検討し、申し込みの締め切り日や結果発表は早めにしてください。また、現在預かり保育を実施している園の申し込み数などを教えてください。	E メール君
9	25	来年から久松幼稚園が園バスの利用を始めるので、園バスに取り残される事故が不安です。防止のための区の対応を教えてください。バス内の様子が見られたり、幼稚園に入ったら親に通知が来るなどすると安心です。	E メール君
9	25	本の森ちゅうおうには原動機付自転車を駐輪する場所がなく、隣接した有料の駐輪場を利用する他ありません。無料の自転車用駐輪場の一角を原動機付自転車やバイクに開放してください。また、自転車用駐輪場に設置していない合理的な理由を教えてください。	E メール君
9	27	夏季休業中の外部指導員の児童に対する不祥事について保護者会がありました。該当する指導員の氏名、写真の公表をお願いします。この該当指導員に社会的制裁を加えるため、他の教育委員会に雇わないよう周知してください。	E メール君
10	2	月島図書館では一部の長時間占有する人への対策として、日経新聞はカウンターでの受け渡しとなっていますが、不便なので改善してください。また、感染症対策としてアクリル板の仕切りを設置していますが、その目的はそろそろ終了したと思います。閲覧の際に不便なので改善してください。	E メール君
10	2	勝どき地区から月島の図書館に保育園児と一緒に行くことが難しいです。徒歩だと20分以上、往復バスを利用すると費用がかかります。本の森ちゅうおうの利用はさらに難しいです。子どもが1人でも利用できるよう、江戸バスを有効活用し、図書館近くに停留場を置いてください。	E メール君
10	3	幼稚園の預かり保育を利用して就労を考えていましたが、来年度から登録利用が廃止されます。設備面や教育方針に賛同し、働きながらの通園を希望していますが、それが難しくなります。定員増加や登録利用について再考してください。	E メール君
10	5	本の森ちゅうおうに移転した郷土資料館を見に行きましたが、以前とは異なり、写真もなく単に歴史を言葉で羅列しているだけでした。もっと歴史を感じられるように、昔の写真を活用したりして心に残るような展示にしてください。	E メール君
10	5	小学校の運動会の主な種目は、ダンス、徒競走、選抜リレーの3種目です。玉入れや綱引きなどの伝統的な種目がいないため、仲間と協力して勝ち負けの経験をするともなく、運動の苦手な子どもは運動会での達成感を得ることができません。運動会の内容の充実を検討してください。	E メール君
10	18	就学前健康診断は日程が合わず、予備日も設けられていません。当日行けない場合は、2週間ほどで4カ所の医療機関を回らなければいけません。日程の連絡も遅く、働く保護者への配慮がありません。平日に行うのであれば、予備日を設けるべきです。	E メール君
10	23	日本橋中学校仮校舎建設の説明会で、「これは決定事項を説明する会で、区議会の承認を得ているので住民との合意形成は必要ない」との発言がありましたが、住民生活に大きな影響を与えるに当たり、地域住民との合意形成は不要というのが区役所の公式な見解なのでしょうか。	E メール君
		所管課では、司書資格保有の職員を新たに配置した他、長年の図書館経験がある司書補の職員が指定管理者の地域資料レファレンスの補完に取り組んでいます。また、蔵書計画や選書などは、指定管理者の案を教育委員会事務局が点検、監理しています。	
		預かり保育を区立幼稚園全園で実施するに当たり、より多くの方に利用いただきたいという趣旨から登録利用を廃止します。保育枠は現時点で想定される数を準備しています。利用申し込みの結果は、現行より早く決定できるよう努めます。また、現制度の預かり保育の抽選頻度は少ない状況です。	
		通園バスの導入に当たっては、園児の所在確認と送迎用バスなどへの安全装置の装備が義務化された国のガイドラインを順守することはもとより、添乗員や幼稚園教諭が同乗し、複数人による目視の安全確認を行うこととしています。	
		本の森ちゅうおうでは、法律上設置の義務付けがある駐車場（有料）と最低限必要と考えられる駐輪場を設置しており、スペースの都合から自動二輪用駐車場の設置は困難です。自動二輪車については近隣の自動二輪車用の有料駐車場の使用をお願いしています。	
		事件化されていない状況での個人情報の公開には懸念がありますが、本事案の理解に必要と思われる氏名を保護者会で公表し、説明しました。各自治体への情報提供や顔写真の公表は、順守すべき人権上の配慮があることからご容赦ください。	
		月島図書館における日本経済新聞の閲覧は1人1時間とすることで多くの方にご利用いただいております。今後も皆さまが利用しやすい方法を検討していきます。仕切り板の設置は、感染症対策として令和5年度中の継続を区で方針決定しているところです。	
		勝どき地区からそれぞれの図書館への江戸バス利用については、最短距離での移動ではなく乗り継ぎなどが必要となりますが、アクセスは確保されていると考えています。令和6年7月に晴海図書館が開館した際には、勝どき地区から最も近い図書館となります。	
		登録利用は、預かり保育を全園に拡大する機会を捉え廃止することとしました。今回の制度改正に伴い、新定員を全園で340名分とし、定員増を図ります。こうした見直しにより、預かり保育を希望する方のニーズは十分に確保できると考えています。	
		郷土資料館では、デジタルコンテンツを積極的に活用した閲覧利用を中心とするコンセプトで開館しています。これまでとは異なり戸惑われることもあるかと思いますが、引き続き本区の歴史文化の情報拠点となるよう取り組んでいきます。	
		当該校は大規模校としての運営上の課題のほか、新型コロナウイルス対策に十分な注意が求められた時期であったことから、密集する団体競技は難しいと判断し、ダンスと徒競走を実施しました。次年度に向けては、団体競技を経験させたいという思いもあり、種目を増やす検討もしています。	
		就学時健康診断は8月1日に日程をお知らせしており、実施時刻は全校で決まり次第、ご家庭に郵送しています。欠席の場合は12月末までの受診をお願いしています。学校医など関係者の日程調整が必要なため、予備日の設定は困難ですが、今後は関係機関との調整を検討します。	
		仮校舎の整備については、区民の代表である区議会に報告し了承を得ながら進めています。また、地域住民や公園利用者に多大な影響が生じると考えているため、地域の方から意見をいただき、さまざまな方策を検討しながら説明を尽くし理解を求めていくことが重要と考えています。	

3 「区長への手紙」 要約

月	日		投書種別
10	23	区立中学校内にある掲示板の角が突き出ていたため、子どもの衣類が破損しました。安全管理が守られていれば未然に防げた事案なので、衣類を補償してください。また、担任は対応が遅く、謝罪もなく、状況を理解していないような説明をしていました。	E メール君
10	26	勝どきには公立中学校がなく、勝どきに住む子どもは晴海まで通うことになります。勝どきと月島は人口が増加しているので、公立中学校はあるべきだと思います。晴海の西側の旧選手村辺りに中学校ができると聞きましたが、勝どき地域、せめて月島地域に造ってほしいです。	E メール君
11	6	浜町公園への日本橋中学校仮校舎建設の説明会に課長級職員が出席され説明されましたが、それでは不十分ではないですか。	広聴はがき
11	7	特別支援学級がある月島第二小学校は晴海地区からは遠いため、新設の晴海西小学校に特別支援学級を設置してください。	E メール君
11	22	本の森ちゅうおうは、パソコン使用が可能なエリアが少なく、分かりにくいです。エリア外と知らずにパソコンを使用していた人に、他の利用者が何度も注意するのを見て気分が悪くなりました。利用者同士が注意するのではなく、巡視員や職員が注意するよう周知してください。	E メール君
11	24	子どもが通う予定の区立小学校の運営について、伝統や利害関係にとらわれない学校運営を実施してください。PTAの運用や標準服を含む服装に関することなどについて、適切な対応をしてください。	E メール君
11	24	日本橋地域にある区立小学校について、特認校制度を利用して月島地域以外から通学する児童に対してもスクールバスを運行してほしいです。スクールバスは、電車通学の危険性を考慮して運行しているのだと思います。親としては、スクールバスがあるととても安心です。	E メール君
11	29	下校時に都バスを利用する区立小学校の児童は、乗車マナーがひどいです。教員やPTAがバス停にいることもありますが、同乗はしないので、乗車中の状況を把握していないと思います。マナーが向上しないのであればスクールバスを出した方がよいと思いますので、検討してください。	E メール君
12	7	児童扶養手当、就学援助および就学奨励の所得制限額を上げてください。また、中学は制服着用のため、成長に伴い買い替えが必要になります。高額な出費はひとり親にとって負担が大きいです。領収書を提出し制服など的高額出費分の助成をするなどの対応をお願いします。	E メール君
12	8	他区の図書館は午後8時まで運営しています。働く親の多い本区も図書館の運営時間を延ばしてほしいです。	E メール君
12	11	就学時健康診断の案内が届かず問い合わせをしたところ、複数の郵便物が郵便局から区役所へ返送されていたようです。そのため、学校医4カ所を回った受診などがあり、子どものことが蔑ろにされたような悲しい気持ちになりました。このようなことがないよう徹底してください。	E メール君
12	13	区立小学校の校庭で開催されている、地域スポーツクラブのプログラムに参加しています。冬の夕方は暗い中で活動を行っており、子どもたちが転倒したり衝突したりする可能性があるように見え、とても危険を感じます。校庭の照明を使用することはできませんか。	E メール君
		当該学校において、保護者と校長、副校長が面談を行い、施設の不備により衣服を破損してしまったことを謝罪し、衣服の代替品について学校が対応する旨を伝え、了承を得ました。	
		学校施設の整備については、「園児・児童・生徒数の将来推計」に基づき、教室などに過不足が生じないように計画的に行っています。今後も区内の開発動向をはじめ地域の状況に注視し、毎年度推計を行い、適切に学校施設の整備を進め良好な教育環境を確保します。	
		当該公園内の仮校舎整備については、地域住民や公園利用者に多大な影響が生じると考え、住民説明会では、各所管の責任者である教育委員会事務局次長および各課長が説明をしました。	
		月島地域では、特別支援学級の児童数増加に対応するため、令和7年度に月島第三小学校への設置を予定しています。晴海西小学校は、当初の想定を超える児童の入学が見込まれ、将来的に教室が不足する可能性が高く、特別支援学級の安定的な運営が難しいことから、同校に設置することは困難です。	
		読書に専念できる環境確保のため2、3階の閲覧席はパソコン使用を禁止しており、座席に注意表示と使用者には職員などが随時注意をしています。利用者間のトラブルにならないよう周知や職員による注意を強化し、快適な読書環境の維持に努めます。	
		PTAに関する事項は開校以降に学校や保護者が協議していくものであり、任意の社会教育関係団体であることからコメントできません。また、服装は指定するものではありませんが、安全面や生活面などを踏まえ、子どもたちがより良い学校生活を送れるよう学用品としてご提案しているものです。	
		月島地域からの特認校への通学は、距離が離れていることや交通機関の乗り換えが必要であるなど、児童にとって困難を伴うことから、スクールバスを運行しています。学校周辺の道路や交通状況などを踏まえると、台数増により円滑な発着が困難となるため、日本橋地域からの運行は難しい状況です。	
		区立小学校では、公共交通機関利用時のマナーについて日ごろから指導に努めていますが、児童の行動に結びついていないこともあり、改めて学校に注意喚起しました。スクールバスは、学校周辺での駐車スペースの確保の可否などを考慮して運行を検討しています。	
		就学援助に係る所得の基準額は、他自治体とおおむね同程度としており、適切な水準と考えています。就学援助のほか、学校給食費の無償化、修学旅行費の補助なども行っていることから、直ちに基準額を引き上げることは困難です。なお、標準服は、PTAの協力によりリサイクルを行っていますので、学校にご相談ください。	
		区立図書館の開館時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後9時まで、日曜日と休日は午前9時から午後5時までとしており、現在のところ延長の予定はありません。	
		就学関係の書類が配達されず、ご迷惑をおかけし誠に申し訳ありません。今回のような事態を二度と起こさぬよう改善策を着実に実施するとともに、手続きの電子化などを含め、より安全で確実に必要な情報が保護者に届くよう取り組んでいきます。	
		当該校の校庭は、周辺の状況を踏まえ近隣住民との協議の中で、夜間照明を点灯して利用しないこととしています。時季によっては暗くなることは承知していますが、現況の中で、子どもたちの安全確保を最優先に活動していただくようお願いします。	

3 「区長への手紙」要約

月	日		投書種別
12	25	区立小学校で起きた児童間の問題について、加害児童は登校を再開しており、被害児童は欠席や放課後学習の状態です。被害児童は通常登校を希望しているため、対応をお願いします。	Eメール君
1	19	他区のプラネタリウムは、ドーム型で面白いショーが見られます。本の森ちゅうおうのプラネタリウムは平面で、あまり面白くありません。面白いプラネタリウムを導入してほしいです。	Eメール君
1	31	晴海西小学校の「入学のしおり」について、発行元と問い合わせ先を記載してください。体育着の指定について、合理的な理由を記載してください。制限事項について、条例制定プロセスを経てください。禁止事項について、実施は家庭の判断に委ねるのであれば、その旨を明記してください。	Eメール君
2	1	図書館3館の利用者懇談会の開催が決まっていますが、図書館のホームページや各館内の掲示がされていません。利用者懇談会は、区報で知りました。1年に1回の利用者と図書館関係者が、直接意見や情報をやりとりできる貴重な機会だと思います。民間委託したので情報は流さないのですか。	Eメール君
2	1	図書館では区の方針として、ついたてやマスク着用を継続していると聞きました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策には、ついたてよりも適切な換気が重要です。またマスクについては、つきたい人を排除するのは困りますが、既に着用義務はありません。一斉のやり方はすぐに廃止してください。	Eメール君
2	7	区立小学校の入学説明会でもらった書類に、教材費とPTA会費を一括して引き落とすとありますが、PTAへの参加と学校への会費の支払いが必須であるかのような案内は間違いだと思います。また、PTAが学校に集金を委託するのであれば、法律上適切な対応をしてください。	Eメール君
2	16	子どもたちに安全、安心な給食を提供するため、小学校、中学校の給食をオーガニックにしてください。	投書
2	27	本の森ちゅうおうのエントランスに設置されている座席は、数が少なく使いたい時に使うことができません。座席のデザインを変えるか、座席数を増やしてください。	Eメール君
3	1	佃地域には、子どもが練習できるバスケットゴールがありません。バスケットゴールがある公園は、子どもたちだけでは行きにくい場所にあるため、佃島小学校の校庭に屋外のバスケットゴールを設置してください。校庭にゴールがあれば、体育館が使えない時に、子どもたちが練習することができます。	Eメール君
3	11	図書館を利用していますが、対応する職員の声が大きいです。小声にする必要はありませんが、離れていても内容が聞き取れることがあります。高齢者や配慮が必要な方へは問題ありませんので、他の利用者への対応について検討してください。	Eメール君
3	18	本の森ちゅうおうは、閉館30分前から洋楽を中音量で流し続けます。図書館に求められるのは蔵書の充実と静寂です。勉強をしている人が洋楽を聞くのは集中の妨げです。音楽を流すのを2階以下にするか、歌詞なしの音楽を小音量で短時間流すようにしてください。	Eメール君
3	18	幼稚園に満3歳児クラスを設置してください。5月生まれの子どもがいて今年出産を控えています。家族の協力が望めないため、しばらく1人で育児をします。満3歳児クラスの設置は他の保護者も希望しています。幼稚園の需要は減っているので、供給しやすいのではないのでしょうか。	Eメール君
		令和6年1月9日、指導主事同席の下で学校長および副校長と面談の場を設け、ご説明しました。面談の場における話し合いを踏まえ、今後も個別対応していきます。	
		「ミニプラネタリウム」「星空ヨガ」「星空観望会」など、天文に興味を持つ幅広い層に向けて定期的にイベントを実施しています。利用者の声などを聞きながら今後とも取り組んでいきます。	
		開校前の問い合わせ先については、「入学のしおり」の巻末にも掲載していきます。学用品や登下校に関する決まりについては、開校前であることから教育委員会が学校に代わり、提示しています。個別の事情については、転入後に学校までご相談ください。	
		利用者懇談会の開催周知について、指定管理者により早急に図書館ホームページに掲載しました。また、京橋図書館の開催日が他館より遅いため館内掲示の準備中でしたが、ご指摘後に掲示しています。	
		マスクの着用は区の方針として個人の判断を尊重していますが、図書館の指定管理者においては、インフルエンザなどを含む感染の流行を踏まえて、接客の際のマスク着用を職員に推奨しています。また、パーティション設置は令和5年度中は継続する旨、区で方針を決定しています。	
		PTAは学校教育などを支援することを目的として組織された団体であり、その加入・非加入は保護者の任意です。PTAへの加入が必須と誤解を与えるような説明があったことをお詫びします。また、PTA会費を学校が徴収するには適切な手続きが必要であるため、改めて学校へ指導します。	
		オーガニック給食の提供については、新聞報道や他自治体の取り組みなどを通して承知していますが、学校給食の性質上、大量かつ迅速に提供する必要があることから、食材の調達などに課題があり、現時点でのオーガニック給食の導入は困難です。	
		1階ホールの座席などについて、避難動線などに配慮しつつ、レイアウト変更などを検討します。ソファなどなどの拡充は現在検討していませんが、意見を参考に過ごしやすい空間づくりへの工夫を加えていきます。	
		佃島小学校は人口芝の校庭で、バスケットボール利用になじまないことに加え、授業などでの活用も想定していないことから、バスケットゴールを設置していません。越前堀公園や月島第一公園、黎明橋公園、築地川公園に配置している設備をご利用ください。	
		電話にて「指定管理者に対して本件を伝えるとともに、職員に対して周囲の状況に注意しながら利用者対応をするように指導を依頼する。」旨説明し、了承を得ました。	
		館内アナウンスによる閉館時間のお知らせは施設管理上必要な対応であり、小さなお子様連れなど、話しながら利用している人に対しても伝わるような音量を調整しています。運用は随時見直しており、今回のご意見も踏まえて検討を深めていきます。	
		区立幼稚園では保育室の確保や教員の配置が困難であるため、3歳になったお子様を受け入れる体制は取っていません。出産前後など保育を必要とする事由に該当すれば保育園を利用することができますので、担当課へお問合せください。	

3 「区長への手紙」 要約

区議会議会局(4件)

月	日			投書種別
5	23	中央区議会は、区民や議員が傍聴できない会議も多数あると聞いています。区民の知る権利に配慮し、オープンディスカッションやデジタル化と共に、「いつでもどこでも参加できる」会議にしてください。	非公表とした会議については、各会派代表議員の合意によって進められたものとして認識しています。本会議や各種委員会は、ご覧になれるようになっていますが、区民のご意見を伺い区政に反映させていくことは区議会の重大な責務です。今後より一層議会の透明性を高めていきます。	E メール君
11	17	区は総務省自治行政局行政課長より、平成30年4月25日付けで地方自治法245条の4第1項に基づく技術的な助言を収受していると思いますが、技術的な助言に対応しない理由を教えてください。	会議録公開までには、速度が求められる一方、正確性も求められるものと認識しています。音声認識技術の活用により会議録作成に係る効率化が図られている事例もあるので、そういうものも参考にし、公開までの期間の短縮に向けて研究していきます。	E メール君
12	1	区議会議員と党員が駐車禁止エリアの歩道に自転車を止めてチラシを配っていたため注意したところ、議員は指摘を受けても自転車を移動させませんでした。地域の代表として区民を尊重し、ルールを守る態度を求めます。	区議会では、議員が自転車の放置防止をはじめ区民の良好な生活環境の維持、向上に率先して取り組むべき立場にありながら、指摘を受けてなお歩道への駐輪を継続した行為に対し、議長から厳しく注意をしました。区民の皆さまの声を謙虚に受け止め、信頼回復に努めます。	E メール君
3	11	日本橋地域の会社や住宅の複合施設の敷地内で、休日に議員が延々と演説をしています。建物に反響し窓を閉めていても聞こえてきます。演説を禁止するかスピーカーのボリューム規制をしてください。	議員の選挙期間外に行われる政治活動は選挙運動にわたらない限り自由に行うことができますが、ご意見のとおり街頭演説などの際には近隣への配慮が必要になると考えています。ご意見の趣旨を区議会議長に報告し、各議員に周知します。	E メール君

選挙管理委員会事務局(5件)

月	日			投書種別
4	17	リモートワークをしているところ、選挙カーの音量が大きく、仕事に支障が出ています。また、朝も選挙カーの音量で起こされてしまいます。政治家にとって選挙活動が大切なのは理解しますが、区民の日常生活への支障も考え、音量規制の再考をお願いします。	公職選挙法では具体的な音量の規制や罰則がありません。立候補者は法により限られた範囲において、有権者への訴えかけに努力していますので、選挙運動への特段の理解をお願いします。	E メール君
4	21	月島の再開発に伴い、仮移転の対象となっている場所を、選挙事務所に使用している方がいます。区として注意喚起はできませんか。	選挙事務所は、立候補者から公職選挙法に基づき設置後すぐに届出を受けていますが、トラブルが発生する事例があっても選挙管理委員会は関与できず、当事者間での解決をお願いします。ご指摘の事例も、選挙管理委員会として閉鎖などを命じることはできません。	E メール君
4	25	選挙公報の配布が遅いと思います。配布前に不在者投票する人は、候補者を厳選することができません。公示日程の関係もあると考えられますが、もっと早めの配布をお願いします。	選挙公報の作成は、各候補者から原稿提出を受け、立候補届出の締め切り後、くじにより掲載順序を決定し印刷し、配布業者が各世帯にポスティングを行う流れになります。配布開始までの工程を検証し、少しでも早く届ける工夫を検討していきます。	投書
5	2	区役所で選挙結果のプリントが欲しいと言ったところ、職員から「ホームページで見てください」と言われました。ホームページで見ることができない人もいますので、プリントして区役所に置いてください。	ホームページのご案内のみとなってしまいましたことをお詫びします。選挙管理委員会事務局ではホームページを閲覧できる環境にない方には、ホームページ掲載の内容を紙に出力しお渡ししています。また、4月23日の選挙結果を5月11日号の区のおしらせに掲載しています。	広聴はがき
5	18	区が実施した選挙の年代別投票率と、これまでの推移が分かるデータを公開してください。これらのデータによって、年代別の関心度と推移が分かり、区政に反映できると思います。区のオープンデータとして、一般人が集計しやすいデータ形式で公開してください。	ご指摘の件については大切なことと受け止めています。ご要望の年代別投票率については、都などの公開形式を参考に区ホームページ上に公開していきます。なお、各選挙ごとに過去のデータを含めて作成するため少々時間を頂きます。	E メール君

監査事務局(2件)

月	日			投書種別
8	7	住民監査請求書を提出し収受印の押印した写しをお願いしたところ、法律にない点検をしないと、拒否されました。地方自治法第138条の二に反しています。	住民監査請求の提出に当たっては、請求の趣旨および事実証明書添付、氏名の自署の有無などの必要事項の確認をしています。持参された当日も確認したい旨伝えており、拒否はしていません。また、請求書の写しに受付印を押印して渡しており、法令などの違反ではありません。	E メール君
1	24	住民監査請求の監査回答が届かないので、監査事務局に確認しました。既に郵送していると言われましたが、私は受け取っていません。改めて書留で送ってください。	住民監査請求の結果については、令和5年9月29日に京橋郵便局より特定記録郵便にて発送し、令和5年10月2日の午前9時38分に配達済みであることを確認しています。なお、回答再送付の希望に関しては、再交付申出書の提出が必要となります。	来所

4 「区政への提案」

区民などから、創意工夫に基づく建設的な区政への提案を広く募集し、その内容を区政に生かすことにより、区民などの区政への参画と区民福祉の向上に資する制度として平成30年5月から「区政への提案」を実施しています。

郵送、持参のほか、区のホームページの専用入力フォームからの投稿も受け付けています。

いただいた提案は、実現の可能性、既存事業との関係、費用対効果、効率性など多方面にわたり区で調査検討し、その結果を区ホームページおよび「区のおしらせ ちゅうおう」で公表しますが、提案者への個別回答はしていません。

「区政への提案」年度別提出件数

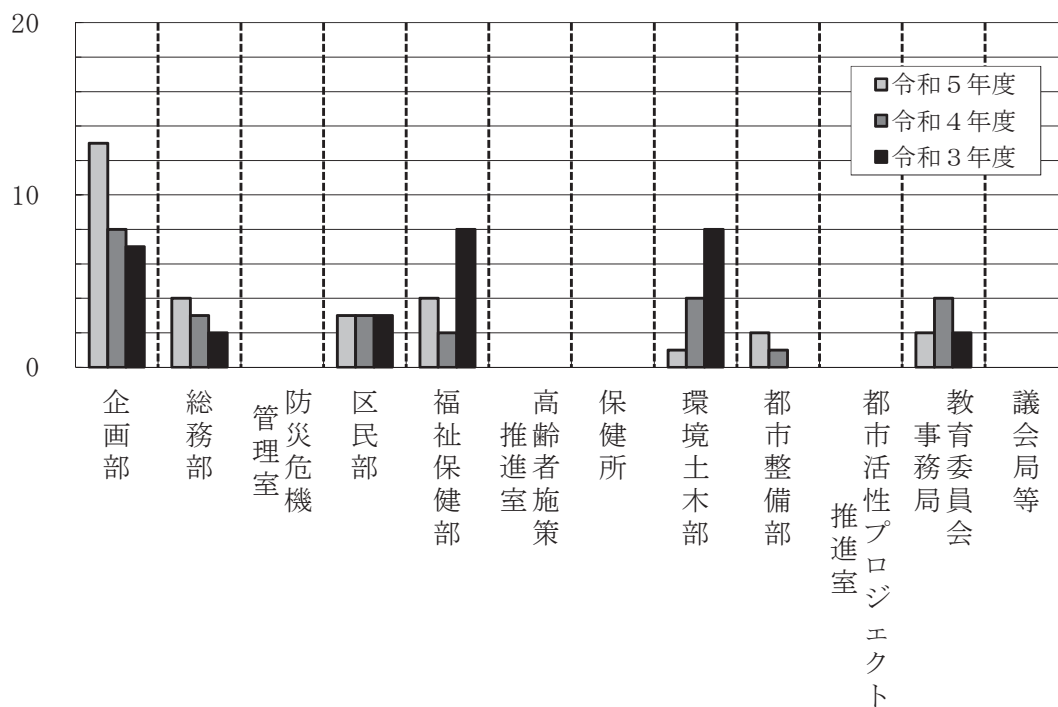
	令和5年度	令和4年度	令和3年度
提出件数（件）	11	23	54
内 訳			
受 理	0	1	0
不受理（受理要件不足）	4	10	24
区長への手紙として対応	7	12	30

5 要望・陳情書年度別所管別受付件数

所 管	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
企 画 部	13	8	7
総 務 部	4	3	2
防 災 危 機 管 理 室	0	0	0
区 民 部	3	3	3
福 祉 保 健 部	4	2	8
高 齢 者 施 策 推 進 室	0	0	0
保 健 所	0	0	0
環 境 土 木 部	1	4	8
都 市 整 備 部	2	1	0
都 市 活 性 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室	0	0	-
教 育 委 員 会 事 務 局	2	4	2
議 会 局 等	0	0	0
計	29	25	30

※令和 4 年度から

(単位:件)



6 要望・陳述書件名一覧

月	日	件 名	所管部
4	17	電気料金等の光熱水費および歯科材料費の高騰等に対する、歯科医療機関への財政措置の実施を要望します	企画部
5	1	物価高騰に対する高齢者福祉・介護施設等への支援について(要望)	企画部
5	17	地方創生臨時交付金に関する事業支援のお願い	区民部
5	30	浜町公園の樹木に関する緊急要望	教育委員会事務局
6	28	中央区 第二子保育料無償化の対象拡大を求める要望書	福祉保健部
7	18	「中央区民文化フォーラム」の設置を求めます	区民部
8	4	幼稚園施策のさらなる充実を求める緊急要望書	教育委員会事務局
8	17	客席前方2列の座席を取外せるように改修して頂きたい	区民部
8	23	TransgenderJapanという団体などから後援申請があった場合の要請書	企画部
9	14	佃1丁目4番8号に建設中マンションの高さ基準再考他に関する要望書	都市整備部
9	19	令和6年度重点政策要望書	企画部
9	25	令和6年度中央区予算要望書	企画部
9	26	令和6年度中央区各会計予算に対する政策要望	企画部
10	10	第二子保育料無償化に関する要望書	福祉保健部
10	13	陳情書(区立住宅の入居資格について)	都市整備部

月	日	件 名	所管部
10	18	公共サービス・公共調達に関わるすべての勤労者への政策充実を求める懇談の申し入れ	企画部
11	6	2024年(令和6年度)中央区予算要望書	企画部
11	8	令和6年度税制改正に関する提言について	総務部
11	9	物価高騰対策として医療機関への緊急支援を求める要望書	企画部
11	6	国による総合経済対策等を見据えた緊急要望	福祉保健部
11	28	中央区公契約条例の早期制定を求める要請書	総務部
11	28	低家賃の公的住宅確保、住み・働きたくなる中央区の街づくりを求める要請書	環境土木部
12	11	子育て世帯に対する物価高対策の速やかな対応への要望	企画部
1	5	災害対策の徹底と区民の安全の確保を求める緊急要望	総務部
1	12	2024年度中央区予算編成に関する予算要望書	企画部
1	30	ベビーシッター利用支援事業に関する要望	福祉保健部
3	14	雇用・労働環境改善、低家賃の公的住宅確保などを求める陳情書	企画部
3	14	住み・働きたくなる環境と街づくりを求める陳情書	企画部
3	14	中央区公契約条例の早期制定を求める陳情書	総務部

令和5年度

広聴の記録

令和6年11月発行

刊行物登録番号

6-065

編集・発行 東京都中央区企画部広報課
東京都中央区築地1-1-1
電話 03-3546-5222

印刷 有限会社 ハギワラ企画
東京都中央区築地2-8-1-601